

# 佛教文化研究

第18號

淨土宗教學院研究所

佛教文化研究 第十八號

目次

道の源流	真山	野龍海一
晏鸞の往生論註に於ける認識論	田啓量	野啓量
往生記の総合的研究	柴彦三	田彦三
淨土宗初期の六時禮讚	榎純四	田泰秀
藤之寺攷	森雄空	田秀空

# 道の源流

眞野龍海

## 1 道の意義

先に、佛教とくに原始佛教に於ける道 *Barga* 等の語の意味と、後代への教理的發展を略述したのであるが、今は、さらに、それらの理論的「道」以外に、いわば實踐的「道」に關する說について、原始佛教を再検討し、この兩方の意味をもつ道、乃至は道に關する實踐道について、その源流を、佛教以前に遡り、<sup>(2)</sup> ウパニシャット古期に求めんとする事が、本論旨である。

さて、道の意味については、既述の如くであるが、その佛教に於てしめる意義について、あまり注目をひいていないので一言したい。佛教は一般インドの各思想と比して、我々は獨自の性格を持つものと評價しがちであるが、インド等に於ては、必ずしも、インド教と別のもとの、とくにすぐれた特色を持つものは考へられていない。例えは、ラダクリシュナンは、『<sup>(3)</sup> インド哲學』に於て、「佛教とウパニシャット」の節の所で、「佛教は、精神の鬭争と靈魂の體験に對する啓示については、インド正統のウパニシヤットの優れた仕事がすぐに使えた

わけで、原始佛教は、完全にオリジナルな教義ではない」と述べている。さらに「佛陀は、當時の、インドの、精神についての思想を完全に、はなれる事はしなかつた。(異つた所は)一つには當時の便宣的で遵法主義的な宗教にはつきりと叛旗をひるがえした事と、もう一つは、その背後にあるアートマンを否定した事である。佛陀自身も、自らの掘り下げによつて發見したダルマは古の道であり、アーリヤ(聖者)の道で、永遠のダルマであると語つてゐる。佛陀は新しいダルマを創造したというよりは、古い基準のものの再發見にすぎない。」とし、リス・デビズ夫人の、ゴータマのオルジナリティは、すべて、すでに他の思想家によつて言われていた事だという文を引いたり、オルデンベルグの說も引き、その獨自性を否定している。オルデンベルグは、『<sup>(5)</sup> ウパニシャットより佛教まで』の中で、佛教の特性として、一つは緣起を早くから力説している事であるが、それが實際に佛教圈内だけで作られたかは疑問とし、もう一つは、自我や、一般世界以外の超世界の有に對して答えないという態度であると云つてゐる。この緣起説については、つとに、松濤教授が、當宗學大會第一回で指摘され、

さらに、中村博士も發表されていることく、ジャイナ教と類似點が多く、用語も、ウパニシャットすでに見られるものである。このようになってくると、佛教の獨自性は、はなはだ少くなつて、一應、アートマンとか、その世界の哲學的説明を認めず、説かないところに要約できるのではないかと考えられる。おもしろい事には、このような點で、<sup>(8)</sup>ラダクリシュナンは、「佛教とウパニシャット」の節の所で、「佛教の根本的な缺陷は、その倫理的な熱心さ——修道論的な面か——の中で、佛陀は、眞理の二分の一を取り上げて誇張し、恰も、それが、その全てでもあるかのように見なしている事である。彼の形而上學を好みない事のために、部分的となつた眞理には、必要な補助を要し、自ら課した制限を超えて、それを運行する原理に依つてはいる」と、彼が氣づく事がさまたげられている。」と酷評しているが、やはり、佛教は無我説を説きつゝ、我的なものと、その背後の哲學を、無意識に豫想している事は争えない。いわば、無我説修道論の泣き所ともいいうべきで、その缺陷を、後代の佛教は、プラガラ説、唯識説等々と補つていつたのである。しかし、この、いわゆる缺陷といわれる眞理の二分の一とは何か、一は哲學、他は、哲學を取り去つた部分、すなわち、修道を中心とする教説である事を、逆に明示しているのである。中村博士は、上述のジャイナ教との縁起の比較の後で、縁起も中道も、當時の宗教から取り入れたとする、佛教の本質的なものは何かという事になるが、それは、佛教が、形而上學的思索を排斥し、實踐的認識を求めていたといふこと、すなわち佛教は哲學的體系ではなくて「道」であるという點だとされているのも同じ意圖である。

このように、「道」の意義は、極めて重要で、しかも、佛教の本質的特色をなすものであるのは異論がないようである。この點は、いさゝか傳統的佛教學では輕視されていたと思う。しかし、この本質的と成道後の發展をふくめて、原始佛教の「道」は次のような表示ができると思われるが、その構成要素について、「道」の源流をヴェーダ、ウパニシャットに求めるべきであろう。

#### (一) 理論的「道」

##### 一、十二因縁の順・逆觀

##### 二、四諦の道諦

##### 三、八聖道

##### 四、離邊處中道

##### 如實知見

##### 一、出家道

##### 豫流

##### 四向四果

##### 一來 不還 (生天)

##### 阿羅漢

##### 二、在家道—福德

##### 一、施論

##### 三、生天論

右表の中、(一)は、先に發表した所であり、(二)は、とくに舟橋一哉博士の御説等によるものであるが、當然、取り上げらるべきもので、從來、傳統的佛教學では表面化しなかつたものである。なぜならば、佛教は、本来、無我説であつて、死後の靈魂の往來を貢定するかの説は、

とくに出家中心の佛教學では無視されたのである。しかし、われくは、佛教の古い經典として親しまれている經集や、法句經を見ると、いかに、善根生天、惡業墮地獄の話に満ちているかを考えれば、佛教は、そのような、いわば在家的、民俗的な生命觀に對しても、何ら、否定する事なく、進んで、これを經典の中に取り入れた事實は、佛教の「道」は、それらをも内容とする事を知るのであり、また、それが、「道」の多様性、包容性の面を豫想せしめる事に氣づくのである。

## 2 リグ・ヴェーダの「道」

前節のような「道」の多様性、包容性によつて考へると、ウバニシヤツトから、さらに、リグ・ヴェーダに溯つてみ事ができる。ヴェーダで「道」を述べる語は、主として patha, まれに、gantu などもある。後代、とくに佛教で用いる marga はないが、意味の上で大差はなく、しばしば、サーヤナ注で同義語とされる。

ヴェーダは、ほとんどが、神々への讚歌であり、素朴な祈りに満ちている。しかし、その中でも、新しいとされる第十編等には、しだいに、具體的な自然現象とか、それを屬性とする神々から、抽象的な概念化が見うけられる。このような進化過程を背後に、「道」の思想も、いろいろであつて、また、明確に分けることもむつかしいが、ほぼ、次のように分類し、それぞれについて、注釋も参考にしながら考へることとする。

- (1) 道路としての道
- (2) 產道の道

(3) 死者上天の道

(4) 儀禮の道

(5) 善行の道  
このうち、(3)が、もつとも多く、説明もくわしい。讚歌本文の譯文は辻博士によつた。

まず、(1)は、

「七、あるいはまた罪なきわれらに危害を加えんとする者、……狼、……ブリハスパティよ、かかる者を道より離れ行かしめよ。」(RV. II, 23, 7)

であるが、注は、「道とはヴェーダに關する道」とする。しかし、狼等からして、この場合、人の歩行する道路である。

(2)については、  
「一、(母の言葉) こは古來踏襲せられたる道なり、それによりすべての神々が生れましたるところの。」(RV. IV, 18, 1)

に、注は、

「古來無始のこははつきり知覺されつつある道、母胎から出る道(marga)で、よく昔から知られている。すべて生れつつある時知覺している。それによりすべて一切の神々が生れまし多く生れたるところのものである。」

とあるが、この中、古來(purana)という形容詞は、後にも、また、ずっと後代の佛教においても、他の古賢の道と同じく、注意すべきもので、無始の眞理を示す道という考の原初ではないだろうか。

次に、(3)の死者の道であるが、その靈魂は不滅という信仰の下で、

死者は、先祖以来、かれらの通つた道を昇つて天に行くとされていた。そこにはヤマなる死者の王があり、また、先祖の靈、ピトリ (pitṛ) もいて、そこは、理想の樂土であつた。ヤマは、ヴェーダ以前のイン

ド・イラン時代からの神であるが、後佛教では閻魔天となり、地下となつた。

「一、ヤマはわれらのため最初に道 (gātu) を見いだせり、この牧場 (樂土、死界) は奪い取らるべきにあらず。われらの古き祖先が去り行きしところ、そこに後生 (子孫) は自己の道 (path) に従つて「赴く」。」(RV. X, 14, 2)

という文に、注は、そこには、その道 (mārga) にとこう」と、自己の道とは、自のカルマの道たる進路 (gati) に従つて赴くと説明する。このカルマ、業のいかんによつて道が左右される考は、ヴェーダでは、まだはつきりしないようである。やはり、その道によつて天に送るのは、最初に道をつけたヤマ、聖仙であり、火葬の火、アグニが重要視されていることは、次の如くである。

「一、アグニ (火神) よ、彼 (死者) を焼き盡すなけれ、……汝が〔彼を〕調理し終りたるとき、そのとき彼を祖先のもとに送れ、……」(RV. X, 16, 1)

「八、祖先と合同せよ。ヤマと〔合同せよ〕、祭祀・善行の〔果報〕と〔合體せよ〕、……」(RV. X, 14, 8)

「十五、」の頂禮は最初に生れ、最初に道を拓きたる (pathikṛt) 聖者 (ṛṣi) たちに捧げらる。」(RV. X, 14, 15)

また、

「七、行け、行け、太古の (pūrvya) 道によつて、われらの古き (pūrvva) 祖先が去り行きしところ」(RV. X, 14, 7)

という古いという概念は、上述の如く注意しておかねばならない。

道について、次の歌は、注とは異なるが、直路、天への嶮路 (pravat) で、それを昇つて行くというように受け取れる。

「一、大いなる直路 (pravat) に沿ひて遙かに去り、多くの者 (死者) のため道を發見したる、ヴィヴァスヴァットの子、人間の召集者、ヤマ王を供物もて崇めよ。」(RV. V. 14, 1)

に對し、注は、pravat を pra をもつもの (vat) と解し、すぐれた業 (prakṛitakarma) あるもの (vat) で、地上に止る享樂を成立する福德を完成させた人々と解する。ゲルトナーは、水路と解する。大いなる (mahi) を、注は、それぞれの享樂の積集された勝れた地點とし、人々を、順次に死にそこへ到達せしめるとする。つまり、「去り」という動詞を、使役法の本來の意味に換えたのである。續いて注は、「多くの者、天を求めて福德を行ふ者のため、福德を行ふために道 (patha)、すなわち天に對して (福が) 積集された道 (mārga) を發見したる、さまたげられることのない「ヤマ」であつて、惡人は、天道は阻止されるから、地獄に行かせる、しかし、福德をなすものは、そうしないという意である。」といふ。注は、文法上の點はとにかくとして、どうしても、内容的に後代的な整理進化した要素が入るのは止むを得ないが、逆に、本ヴェーダが、後に、そういう發展をすることを示すごくもある。この「供物もて崇めよ。」といふのも、整理してみれば、福德を行え、そうでなければヤマの世界に行かれないと云うこ

となる。

しかし、その福德をくわしく説く」とはないが、次のような歌によると、苦行、供養、布施、祭祀、戦士等が、天のヤマの世界に生れることができ、また、後代へも、この考えが引きつがれる。

「一、苦行により冒すべからざり人々、苦行により天界に達した人々、苦行を〔その〕莊嚴となしたる人々、これらの者にこそ彼らは加わるべかれ。」(RV. X, 154, 2)

「三、合戦において戦う人々、勇士として身體を棄つる人々、または〔牝牛〕千頭をダクシナー（布施）として與うる人々、これらの者に〕そ彼は加わるべかれ。」(RV. X, 154, 3)

これにつづく歌でも、天則、リタ (ṛta)、詩仙等が、重要であることを示している。その他、「ダクシナー（報酬・布施）を讃美する歌では「布施する者は實に神々のもとに赴く。」と言う。(RV. I, 125, 5; 126; III, 107)

この道も、神々の道と、一般人、祖靈の道とは異つて考えられたようだ、次の時代には、これが、もつとはつきりするわけである。

「一、死よ、かなたの道をとりて去れ、神々の道(yāna)と異なる汝みずから〔道をとりて〕。」(RV. X, 18, 1)

注は「かなたの」は「別の」としてゐる。

(4) 祭祀はヴォーダーの重要な項目であるが、それが「道」という表現と解される所は少なく、次の歌の中の「道」も注釋等を参考として、祭祀の道と私考した。この歌をふくむ七頃は、すべて祭祀の要素や理を説き、第七頃は、その結びの位置にあるからである。

「七、祭事は讚頌を伴い、韻律を伴えり、神的七聖仙は〔祭祀の〕規範を伴えり。洞察力ある人々は、太初の〔聖仙たち〕の道を顧て、〔祭祀の〕手綱を握れり、車を御する者の」とくに。」(RV. X, 130, 7)

これに對して注は、

「……」のようなかれらは、太初の (pūrva)、原人、アンギラス等の創造者たち、もしくは神々の、道 (patha)、道、すなわち、宗教的實踐（祭祀）の道(anuṣṭhāna-marga) を顧て、順次に(kramena) 知つて、洞察力ある人々 (dhira) — 智慧あるものは、手綱を握れり… …」とい、道を、祭祀儀禮等の實踐の方法とし、しかも、「順次に」という階段を予期するようなものと解している。ゲルトナーは、dhira と pūrva とは對照的で、前者は、今の祭祀者、後者は、七聖仙の事と記している。

また、ソーマは祭式になくてならぬソーマ酒に發する神で、祭式神であるが、次の歌がある。

「五、すべてに見られている汝（ソーマ）は、インドラのために強力な美酒を清めよ。〔汝は〕千の行路をゆか (sahasra-yāna)、道を作るもの (pathi-kṛt) であり、輝やかしきものなり」(RV. IX, 106, 5) (拙譯)

この道とは何かは判じがたいが、注では、「千の行路、多くの道があり、道を作るものは、供犠の道を行は性あるもの」とする。次にも同じ表現があるが、やはり、供犠、祭式に關わるものとみてよい。

「六、（ソーマよ）、我々のために最上の道 (gātu) を知れるもの、

また神々のための最高に甘美で、千ものの道を通りて、唸りつつ、汝、

行け」(RV. IX, 106, 5)

注では gātu は mārga に同じく、千もの道とは多くの道で、酒瓶 (kalasam) へ入れということだとも言う。千もの道は、(RV. IX, 91) にもあり、酒をこす袋から、酒だけが、こされて幾筋にもなつて、器に貯まる姿を言うものであろう。この注には「千もの道すなわち、多くの道を経、細かく、微細な穴、フィルターを、通り過ぎ、通過し已つて、ソーマ酒をいれる大きな木の器に貯る」とある。ソーマの濾過・浸透をいうのである。

しかし、「道を作るもの(pathikṛt)」の場合は、祭祀神アグニ、聖仙リシにも用いられていて、祭祀の道と考えてよい。

(5) に關しては、少いが、次の如くである。

「六、知識を共にする友人（同僚）を見棄てたる者は、言葉の配分に與らず。いかなることを彼聞くも、無益に聞くのみ、彼は善行の道 (patha) を知らざれば。」(RV. 7I, 6)

注は「……なぜならば、なに故かとくに、善行 (su-kṛta) の道、道を知らざれば、つまり、信仰 (śraddha) なき故、宗教的實踐の道を (anuṣṭhāna-mārga) 知らないからである。」といつており、このでは少くとも、修道に近い、善の實踐にふれている」とくである。

以上、リグ・ヴォーダにおける「道」について考察したが、一般は、

素朴な使用というものの、一には、魂のいわば天路歷程とでもいうべき天への往來の道があり、一では、善行、布施、祭祀の道が、漸く整うてきた一面を見る事ができる。これは、やがて、ウパニシャッド

—佛教へと引きつがれていくのである。

このヴェーダ中、當初は神はその道德律の守護者であつたが、しだいに力を失つて、それの維持が難かしくなるとともに、道德・倫理の概念が、宗教から獨立をする事が、少し暗示されているのである。また「道」の内容、倫理そのものについては、ラダクリシュナンのいう如く、倫理思想としては、天則、リタを考えるべきで、それは諦とも言われる。

しかし、今は、「道」の語を中心としているので、それらの内容にはふれない。

### 3 ウパニシャッドの理論的「道」

ウパニシャッドの道について、栗田氏の論文があり、道は主に patha であり、vartani, vartman の原語があげられ、道を、内證の道と、來世への道とに大別されている。私は、前表に對照して、理論的「道」と、實踐的「道」とに分け、理論的「道」は、原理的なものとして、次のような項目に於て、考えたい。

- (1) 原理の道—古の道
- (2) 十二因縁的説明 (a) 順觀  
(b) 逆觀
- (3) 中道的

(1)は、著名な思想として、すでに種々論じられている所であるが、シャンカラの注とともに考えてみたい。注は後代のもので、當然、當初の意ではないにしても、それだけ、佛教の「道」との對比が身近か

に惑ぜられる。

aṇuḥ panthā vitataḥ purāṇo māṁ spṛṣṭo'nuvitto mayaiva / tena  
dhirā apiyanti brahmavidāḥ svargam lokamita ūrdhvam vimuktāḥ  
// (Br. Up. IV, 4, 8.)

(細く遍滿している古の道は、私にふれ、私に知覺された。それを  
通りて、梵を知る賢者たちは、この世の次に、解脱して天界に行  
く。)

注によると、道(*patha*)は知覺しがたい微妙なもので、普遍的で、  
解脱を成立する智の道(*jñānamarga*)である。古(=*purāṇa*)という  
のは、思索家の覺知による惡見(*tarkika-buddhi-prabhava-kudriṣṭi*)の  
道(*mārga*)のように、近世的なものでない。死後、解脱して天國に  
行くのである。その意味は、佛教のような道でない傳統的な道という  
意であろう。このような抽象的、空想的な道は佛教にないが、この高  
次な智道によつても生天が理想である事は、解脱そのより生天の方が  
價値を有する事を示しており、佛教でも、同じ例がある。

次の十二「因縁的とは、やゝ、その順逆觀的説明に道を想起せしめる  
のである。以下、ウパニシャット和譯文は、高楠・河合共譯『ウパニ  
シャット全書』による。

(a) 恰も尺蠖が草葉の端に達して、更に他の草葉に接着し、自身を引  
てこれに移るが如く、この我も亦その肉身を捨てて無明(*avida*)  
.....

を拂い他に接着して、自我を引て、これに移る。(Br. Up. IV, 4, 3)

(b) 「*」の人我は全く愛欲(*kāma*)所成なり。」と、然り、人は愛欲  
の萌す如く(*kāmaya-māna*)、その意志(*kratu*)を形成し、而して  
その意志の向う如く、その行爲(*karman*)を實現す、その行爲を現  
するに隨(て)、*」*れに相應せる果を收む。」(Br. Up. IV, 4, 5.)*

(c) されど愛欲に絆されざる人は、即、愛欲なきもの、愛欲を脱した  
るもの、愛欲を獲得したもの、自我そのものを以て愛欲とせるもの  
なり、かゝる人の生命は逝かず、彼は梵そのものたるを以て梵に赴  
く。(Br. Up. IV, 4, 6.)

この中、(a)は無明、(b)は愛欲からの流轉で、(c)は逆に、その原因の  
愛欲を脱する事を説くもので、十二因縁の順逆觀と軌を同じくし、(c)  
は梵への道を示す。以上の引用はいづれもブリハドアーラヌヤカウパ  
ニシャット第四篇第四章<sub>臨終</sub>と譯者の題するものの内容であつて、人  
の死する時、その自我が、どのように、どちらく、なんの理由で赴く  
かが反省せられる時に、はじめて、その辿る道、道徳的原因が反省さ  
れ學ばれるという初期的道論の形を示すものであろう。従つて、「道」  
は、生天、他界の考と密接な關係にあつたものといえる。

次に中道的とは、中道の語はなくとも、次のような句である。

(a) かの無明を崇め尊めるものは盲闇に沈まん。明に於て喜びすさめ  
るものは、それよりも尚甚しき闇黒に入らん。(Br. Up. IV, 4, 10)  
.....

アグニよ、我等を善路によりて幸福に導け、神よ爾は一切の道を知れるものなれば、(ÍS. Up. 10~18.)

とくに、イーシャー・ウペニシヤットは、この表現が目立つ。

以上の「道」については、佛教のそれと比較すると、極めて觀念的であるとともに、現世での解脱を理想とし、生天思想とは切り離せない事を示している。

#### 4 ウペニシヤットの実践的「道」

これは、いずれも、生天を内容とするもので、二道説と、生天の三根本道義が主なものとなる。二道説は輪廻説で、天道(deva-yana)と祖道(pitr-yana)とで、天道は、五火説を行じ、信仰あり、苦行あるものは、炎—晝—月盈つる半月—太陽北行の六ヶ月—歳—太陽—月—電光—梵界と經已つて、永住し、再生がない。祖道は、祭火の煙—夜—後半月—太陽南行の六ヶ月—祖靈界—虛空—月へと進み、業つきれば、虛空—風—雨—地と下り、男子の體内より女胎に入り、淨行者は上の三族、惡行者は賤民に生れるというもので、ブリバドアーラヌヤカ(Bṛ. Up. VI, 2, 15~16.)とチャンドーグヤ(Ch. Up. V. 10; IV, 15)に語られる。この不再生と再生は、佛教の四向四果の豫流と一來と不還とは、繼承されている。前者は輪廻の段階で、後者は修行のそれとの異りである。しかし、生天思想そのものは同一と云えるのである。

次に、譯者の題する「生天の三根本道義」とは、ブリハド、アーラヌヤカ、第五篇第二章に説くもので、生主は、神族・人族・魔族に、

それぞれ、ダの一字を教え、順次に、それは、dāmyata 「制御せよ」、(datta 「與えよ」、dayadhvam (✓day) 「愛感せよ」の意で、)の同一の音を、靈は、ダ・ダ・ダと發するもので、「制せよ」、「與えよ」、「愛せよ」と云うので、制御と施捨と愛感との三徳を學習すべきだというのである。

同じく、その第三章は、心(hṛdaya)を分解し、このフリは、「供養すべし」、ダは「布施すべし」、ヤムは、天界に「往く」(eti, yanti)といふように、これら三が生天の善福として出されてゐる。

これらの布施、調御、禁戒等、さらに祭祀は、『沙門果經』の中でも、採用するもの、取消すものといろ／＼ながら、當代の生天の重要な考え方であつた。これは、そのまゝ、成道直後の耶舍への説法にあらわれてくる。すなわち、

「<sup>(4)</sup>世尊は次第して(anupubbim=anupūrvena) 説きたまえり、謂く施論(dāna-kathān)、戒論(sīla-k)、生天論(sagga-k)，諸欲の過患、邪害、雜染、出離の功德を説きたまえるなり。……耶舍に堪任心、柔軟心、……の生じたるを知りたまいて世尊は諸佛の本眞の說法を説きたまえり。」

とあるのと同じである。ウペニシヤットの生天と、そのための善根福德は、佛教の中に、そのまま生きている。とくに、「次第して」といふのは、道の直證型でない「漸次」という立場を示すもので、後代、般若經の中で、漸現觀ともなる重要な考方である。それは、この三つの福德が、佛教本來でなかつたので、一應、次第して、つまり、だん／＼に一般思想から心を佛教に適應させていくために、生天思想を是

認して、次の四諦説へ進むわけである。従つて、佛教は、ウパニシャット等の生天輪廻説を否定せず、道の一部として、むしろ取り入れていく包摶性と多様性を持つてゐるから、四向四果も、なんらの批判もなく、次々と傳承されていく。とくに、生天と布施とが關係の深いのは、ヴェーダー以來、バラモンの司察者のみ神の媒介であつたから、

生天のため、神の恩寵を約束するのはバラモンであり、バラモンへの布施が強調されたのは當然であつて、その傾向が、ウパニシャットを経て、原始佛教に傳えられ、しかも、後代の大乘佛教に於て、いかにか施の意味が擴大されたといえ、六度の第一位を占めている。又、六度の施以外に戒も加わつてゐる事を思うと、その影響は大なるものが  
あるが、反面、宗教として、本質的なものかもしだれない。

「祭祀の兩道 (varthani<sup>(脚)</sup> または marga) は語と意なり」(Ch. Up. IV, 16, 1.) とあるのも、祭を行うものゝ方法として道があり、實踐的な道は、供養、布施、生天と、宗教行事と關係を深めている。

## 5 次第の觀念と道

ジー・シー・パンデ氏の指摘によるのであるが、ウパニシャットと、佛典とが、次の箇所で、道を尋ね求める人の譬喻が似てゐる。それを、さらに、ペーリ、漢譯との對照によつて、前節に述べた道には、次第に證し、漸次に悟りへと進む性格のある事を説明したい。

チャーンドーダグヤ・ウパニシャット (Ch. Up. VI, 14, 2.) に、

その者的眼かくしを解いて、「この方角にガンダーラ（市）がある。

この方角に進め」と教えると、その者は、村から、村へと、尋ねつづけられ、考へながら、ガンドーラ（市）に到達する。まさに、このように、この世で、人は、師を得て、「じぶんが、解脱しないかぎり、長くこのようなまゝであろうが、次いで、（目的地に）到達する。」と知るのである。

と説かれる。これに對應するものとして、ペーリ經典と、その漢譯諸經典に數ヶ所が上げられるうち、中部經典で、次の文がある。

『……「それはこうだ、君、この道(maggā)は王舍城に通じている。これを、しばらく行きなさい。これを、しばらく行くと、これこれという村を見るでしよう。これを、しばらく行くと、これこれという町を見るでしよう。これを、しばらく行きなさい。これを、しばらく行くと、王舍城の美しい公園、美しい土地、美しい蓮池を見るでしょう。」一と。かれは、なんじに、このように知られ、」のようになされ、安全に、王舍城に行くであろう。……』……『バラモンよ、まさに、このように、涅槃はあり、涅槃に到る道(maggā)はあり、私は導師としてある。……如來は、道を教えるものである。』

心の智と解脱を得るためには、福德行爲や、情欲の制御を、説くし、供養の意味の業なのに、心の修行の第一段階としての倫理的な教義として必要なものであるというように變えられていると氏は言う。つまり、智慧中心、精神主義ながら、形而下の、道徳的行爲を、まず、修行、冥想の、前段階、乃至は、第一段階とする考、しかも、同時に、そのような段階を一つ一つ設定する方法論を含むのである。この傾向は、佛教に傳えられ、ある箇所では、佛教は單なる道徳だと混同されるくらい強調されると言われる。

さて、この類似の點は以上の「とく」であるが、私は、さらに、佛教は、ウパニシャットの方法論—道の譬喻の意味するものーに説明をつけ、秩序を立て、後代の教理の展開の基を作つていていることを、上述の佛典の引用箇所の前後に見ることができるとと思う。それは、引用文の前の佛の説である。

「バラモンよ、この法律においても、順次の學(anupubbasisikkha)、順次の行、順次の道(anupubbapatipada)を、施設せしめる」とができる。譬如ば、バラモンよ、じようずな調馬師が、賢くて、血統よき馬を得て、初めに、手綱の制御の行爲をし、次に、それ以上の行爲をなすように、まさに、そのように、バラモンよ、如來も、制御の人を得て、初めに、このように、導かれる。——……」

これに對應する漢譯『中阿含經』の冒頭は、瞿曇僧伽提婆譯『瞿曇目犍連經』では、「目犍連。我於此法律漸次第作至成就訖。」となつ

て、パーリ文より、かんたんであるが、「順次の道」、「漸次第」という言葉が、はつきりとしており、漸次は、やはり、anupubba, Skt. anupūrva であろう。また、法炬譯『佛說數經』では、「此目犍連、於我法律。次第有教授、次第行戒、次第學。」である。この種の言葉は、はるか後代の、大品般若經の『漸次品』「作漸次業、修漸次學、行漸次行」と、全く同じ言葉であり、理論であることを思い合せる時、上述のウパニシャットと、佛典との相似は、偶然でないことを知るべきであろう。「道を尋ねること」という概念が、どこにでもあるから、このような類似が起つたのではなく、眞實にして不滅なものを認識・體得する方法が、ウパニシャットになつて、ようやく理論化して進み、さらに佛教において「道」という術語的な言葉として、體系が、確立したと見るべきである。

それを裏づけるものとして、この經文の内容を、もう少し検討してみよう。上記の經の最初の所に、

たとえば、君よ、ゴータマよ、この鹿母講堂に對しても、順次の學、順次の行、順次の道あり、すなわち、かくして、最後(上)の梯段等に達するように……

とあるが、この梯段は、上述のウパニシャットの「村から村へ」の道を、もつと明白に示した譬喻で、一段一段と順次に上る事が必要であることを說いている。これが、對應の『算數目犍連經』では、

瞿曇。此鹿子母堂漸次第作轉後成訖。瞿曇。此鹿子母堂<sup>(2)</sup>階梯。初昇一磴<sup>(2)</sup>後二三四。瞿曇。如是此鹿子母堂漸次第上。

と、「階梯」と譯され、しかも、一・二・三・四と數が明示され、『佛說數經』も、同様、一・二・三・四と數を出している。數を出すことは、經名からしても當然であるが、なぜ、一・四と限定されるか。次の雜阿含經（四三六番）の文は、それに答えるものであろう。

譬如<sup>(3)</sup>比丘。若有<sup>(4)</sup>人言。以<sup>(5)</sup>四階道<sup>(6)</sup>昇<sup>(7)</sup>於殿堂。要由<sup>(8)</sup>初階。然後次登<sup>(9)</sup>第二第三第四階。得<sup>(10)</sup>昇<sup>(11)</sup>殿堂。……如是比丘。若言於<sup>(12)</sup>苦聖諦。無間等已。然後次第。於<sup>(13)</sup>苦集聖諦。苦滅聖諦。苦滅道跡聖諦。無間等者。應<sup>(14)</sup>作<sup>(15)</sup>是說。

一つには、殿堂への當時の階段が、四つぐらいであつたことと、一つには、當時佛教の中心的教理の四諦の四とを關係づけ、同時に、下から、かならず一段一段、「順次に」上らねばならない漸觀であることを說いている。右の經の前後に收められている他の經を見ても、四諦と、その漸觀、漸修が強調されている。漸は頓に對するもので、同じくその前の雜阿含經（四三五番）に、

世尊、此四聖諦。<sup>(16)</sup>爲<sup>(17)</sup>漸次無間等。<sup>(18)</sup>爲<sup>(19)</sup>一頓無間等。<sup>(20)</sup>佛告<sup>(21)</sup>長者。此四聖諦。漸次無間等。<sup>(22)</sup>非<sup>(23)</sup>頓無間等。

とある。<sup>(24)</sup>無間等は現觀と同じに解され、現觀は四諦現觀のそれで、四諦と切りはなせない言葉である。これらは、『大毘婆沙論』にも「如<sup>(25)</sup>四桃梯漸登<sup>(26)</sup>非<sup>(27)</sup>頓」<sup>(28)</sup>とて引用される。『俱舍論』でも、「於<sup>(29)</sup>契經中見<sup>(30)</sup>有<sup>(31)</sup>誠文。說<sup>(32)</sup>漸現觀。佛告<sup>(33)</sup>長者。於<sup>(34)</sup>四聖諦<sup>(35)</sup>非<sup>(36)</sup>頓現觀。必漸現觀乃至廣說。如是等有<sup>(37)</sup>三經。一一經有<sup>(38)</sup>別喻。」と契經、つまり、この場合、右に引用した『雜阿含經第十六』の經、四三五と四三六番などを引いている。「長者」とは、須達長者で、「乃至廣說」とは、四階段等の譬喻などによる四諦の説明を指す。また、『中阿含經』の求道の目的地、王舍城に譬えられるものは、涅槃であり、その道は、涅槃道と說かれているが、『俱舍論』でも「道義云何。謂涅槃路。乘<sup>(39)</sup>此能往<sup>(40)</sup>涅槃城<sup>(41)</sup>故」と、傳承されている。

さて、ウパニシャットの箇所で、たいへん、佛教への道の理論展開を長々と述べたのは、その道の話が、道の概念自體のもつ性格と佛教の求道の教理とによつて、巧みに後代へと發展する要素があつた事を述べて、間接的に、ウパニシャットは、佛教の道思想に影響を與えている事を證したかつたからである。

## 6 解脫への道

以上は、道の語と、それから生じる付帶的性格を中心として、その源流を考えた。次に、先覺の學者によつて、十分に調査されている所であるが、脱解への道 The Way of Salvation, Der Weg Erlösung 等ともいふべき、道の内容、德目について述べたい。すでに、智、梵我一如の認識、施、制御、善行、祭祀、苦行、ヴェーダの學習等の德

目は、上述の引用分等でも明らかである。後世、大乗佛教の重大徳目の六度、施・戒・忍・進・定・慧を偲ばせるものが多い。施・戒・定・慧は多く見るが、忍・進は少い。ヴリハドアーラヌヤカ(Br. Up. IV, 4, 23.)に語る、

……

この故にかゝる知識を得ば、寂靜にして(sānta)、意を制し(dānta)、安祥にして(uparata)、苦を忍び(titikṣu)、心統一に住し(samā-nita)、而して唯自我に於て自我を見……彼は……愛染を離れ(virajā)、懷疑を脱して(avicikitsa)、聖者(brāhmaṇa)とならん。

この中の各徳目を注によつて考へると、「寂靜」は、外部の感覺器官の行動を平靜にすることであり、また「意を制し」とは、内心の渴愛を無くする」とである。「安祥にして」とは、「一切の渴愛を脱して超世俗となる(samnyasī)」ことである。「苦を忍び」とは、相對する「幸・不幸の如き」對立に耐えず事(dvāndva-sahisṇu)とされ、複注には、生命を断つ事、嚴寒等に耐えること(jivana-vicched-vyatirikta-sāti-di-saṁśiṣṭutva)とあり、geduldig と譯されてゐる。「心統一に住し」とは、感覺器官の内部器官の動遙性がなく、心一境性であること(indriyāntahkaranā-cala-rūpād-vyāvṛityākāgryarūpena)それぞれ説明されている。これらの中には、後代佛教の六度中、戒・忍、定に似た内容がふくまれている。他の施と、慧については、前述の諸引用文で明らかな通り、ウパニシャッド各所に見られるものである。

佛教の精進(viryā)は、あまり見られず、今いの「忍」(titikṣa)も、珍らしいと言わなければならぬ。とにかく、六度の中では、忍・進の二つを除いて、隨所に、その源流を見る事ができる。しかも、これらは解脱への道の中心は、「智慧」で、具體的には梵我一如の智慧であるが、智慧を中心とする事、他を手段的に考へる事の傾向は、六度の中でも、智度を「首」とする佛教の流れに次がれてゐる。やゝ後代のムンダカ・ウパニシャットでは、「眞(satya)に依て天道(pāntha-devayānah)は廣められる。それに依て實に聖者等は欲望を満たしゝ登り行く(ākramanti)」かの眞理(satya)の最上の依處(nidhāna)のある處へ。(Mu. Up. III, 1, 6)となつて、それが、はつきりとしつくるようである。

とにかく、道は、その内容の中心として、智慧を持ち、布施、苦行、献身、制戒、心統一等を伴うものである。たゞし、それは、もちろん、組織化はされていなくても、佛教に受け入れられ、その組織化こそ、佛教の特色といつてよいのではなかろうか。

## 7 道の主體

先述の如く、佛教では一應、自我の主體については黙して語らないのであるが、ウパニシャットではどうであろうか。

「今實に三界あり、三界とは人界、祖界、天界なり」(Br. Up. I, 16.) 云々、人界は、子putraによりえられ、他の業で得られず、祖界は業karmā、天界は明vidyāで得られるとするが、これは道の三段階を示すと共に、その主體は、肉體と業と明になつてゐる。こ

れば、表現こそ變るが、佛教的には、五蘊假和合、業、明というよう  
に變化していき、ラダクリシュナンの云うように、自ら課した限定、  
すなわち無我説から、ふたゝびウペニシャットに、その原理の根據を  
求めるものではないだろうか。

さらに、ウペニシャットの中心のアートマンは、具體的日常行爲と  
か、倫理の主體としての個人我でもなければならないのであるが、  
ヤージュニヤヅルクヤの説によると、先述の(一)欲望 (kama) (二)意志

(kratu) (三)業 karma (四)宿命慧 pūrvaprajñā 宇井譯、先行力) の  
四で、宇井博士も、これは、四段に倫理的善惡があると、個人性の區  
別も説明がつくと言っている。そして四段全體を業と呼ぶのがふつ  
うの呼方で、せまくは、(三)(四)とくに(四)のみを業と呼ぶ事がある。

チャーンドーダグヤウバニシャット第七篇はサナトクマーラの説とさ  
れるが、主體について、名、語、意、思惟、心等々二十五章にわたつ  
て主體について説明しているが、その中、心を述べる章で「これらす  
べては、思惟 (sankalpa) を一道 (ekāyanāi) とし、思惟を本性と  
し、思惟に於て安立す」とあるが、シャンカラは、「これら」とは意  
manas 等を指し、道とは進路 gamana と注釋している。主體は同時  
に道であるとのである。」の思惟は、ウペニシャットの通念とし  
て意 manas を欲 kama と思惟 sankalpa に分けるうちの一つで、  
學者により、意志 (will)、決心、考えとも譯され、佛教では八正道の  
正思惟として重要である。ウペニシャット全書注によれば、思惟は五  
官より來る印象感覺を統一整理し思考となす作用で、これをアートマ  
ンに送り、アートマンはこれに應じて意に働きを傳え、そこで意に欲

生じて、それを活動機關の根に傳え、手足の動作となる。思惟の代り  
に慧 dhi を使うが、佛教でも使う。

以上、道の主體は、二次的な個人我で、心、思惟、識等の知的機能  
を有するとともに、一方、希望、樂、自意識等の我欲的な機能を有す  
るものとして、業と明とを伴つて行動し、果報を受けるとされるので  
ある。

### 8 三 明 經

以上の如き、道に關する佛教とウペニシャットとの關連が、最も明  
らかに説かれていて、しかも、數少い例の一つは、知らるるよう、長部『三明經』である。佛教とウペニシャットは、上述のような内容  
上の連關がある事は當然であるが、佛教經典に、ウペニシャットとの  
關係をはつきりと示し、それが、今、述べている道についての兩者の  
立場を選別する貴重な經であり、本論の結論ともなるものである。

すなわち、同經は、婆羅門ポッカラサーディの弟子ブーセッタと、  
タールッカの弟子、パーラドクタージャが互に師の説を争い、佛陀の判  
決を求めた時に、佛陀が説かれたものであるが、宇井博士の指摘では、  
所出の婆羅門のアーダリヤはブリハドアーラヌヤカ、同じくティティ  
ルヤは、タイテーリヤ、同じくチャンドーカは、同じくチャーンドー  
グヤ、ブライフマチャリヤーは、アイタレーヤ、並びにカウシータギ  
の各ウペニシャットに述べる所の祭官である。經は云う。

‘Sādhu, vāsetṭha/ te vata, vāsetṭha, tevijā brahmaṇā yam na

jānanti yamp na passanti tassa sahabyatāya maggam dessanti /  
‘ayameva uju maggo, ayam añjasāyano niyyāniko, niyyati tak-

karassa brahmaśahabyatāya, ti netamp thānam vijati /  
‘よいかな、バーセッタよ、バーセッタよ、かの三明婆羅門は、知

らず、見證もしないものを以つて、（梵と）共住への道（maggā）  
と説き、「これは正道なり、」これは道（anīsa）の道（ayana）なり、  
解脱に赴かん者は、それを行う者は（の）、梵との共住へと進む」と  
言う。これは理由もない事である。』

佛陀は、ウパニシャットに説く婆羅門の説が、あたかも、岸邊で水  
に溺れるものに對して、聲だけで助ける事ができないように、いたず  
らに古代からの三明、サーマヴヨーダ、ヤジュルヴヨーダ、アタルヴ  
アヴェーダ等の祭文をとなえるだけで、人を渡す事もできないのであ  
つて、彼等は、實踐の道を知らないと非難する。具體的に、それは、

五欲を抑止し、煩惱を調御する事だというふうに、實踐を説くので、  
婆羅門たちは、これこそ、眞の道であつて、釋尊は生天の道、梵との  
共住に到ると讃嘆するが、上述の如く、佛教でありますながら、生天とか、  
梵との共住が、説かれていて、直接の否定がない所にも、佛教の道の  
性格も示している。中心は、婆羅門、ウパニシャットに於て、なるほ  
ど、道は説くが、それは、神々への儀禮、善根であつて、自ら實踐す  
る、すなわち、知り、見證する實踐の道ではない。佛教の道は、五欲  
等の滅、すなわち、滅諦への道、道諦である事を、内容上、明確に述  
べるのである。

以上、佛教の道、とくに原始佛教の道思想を、リグヴェーダ、ウパ  
ニシャットに遡つて、その源流を考察したが、次の結論を出しうると  
思う。

(1)道の源流を求めるには、まず、原始佛教の道思想の中の諸要素、  
とくに、出家本來の如實知見の道と、生天思想を伴う當時在俗一般の  
道との二つが混在している事に注目し、それによつて、ウパニシャッ  
ト、—古期—との對照、道思想を源流研究すべきである。

(2)佛教の道は、本來、實踐的、修習的で、自分自らの掘り下げによ  
るものであるが、ウパニシャットでは、宗教的「道」である。

(3)佛教の道は、思索修習の經路を本旨とする意味では、ウパニシャ  
ットに、その道を、求める事は、困難であつて、ウパニシャットの道  
は、大部分に於て、靈魂の輪廻的歷程である。

(4)しかし、佛教の無我説に立つ時、これら輪廻的轉生の道は否定さ  
るべきかにかゝわらず、ウパニシャットのそのまゝの生天説を、佛教  
は、傳承、承認し、後代への佛教修道論の多様性と矛盾性とをふくむ  
事となつてゐる。この矛盾についての説明はない點は、ウパニシャッ  
トについても同じである。

(5)道思想、道論は、佛教の我の哲學の否定によつて、その性格を示  
すとともに、逆に、道説を展開すればその理論の根據、主體の點では、  
ふたゝびウパニシャット的我の貢定へと戻らねばならない。これは、  
ラダクリシュナンのいう、佛教が自ら課した制限を超えて、それを原

理としている事なのである。

(6) したがつて、佛教の道は、ウパニシャットの靈魂論に遡る事は、不合理でない。以上のように、佛教の道は、ウパニシャットのそれに比し、思惟的・實踐的・苦滅道諦的特色を有しつゝも、數多くの點で、ウパニシャットの靈魂の歴程、倫理に、關連を有する事を知る事ができる。

#### 注

- (1) 真野龍海「道の基礎的研究序説(1)一道の語について」『佛教論叢』第十五號、淨土宗敎學院、昭和四十六年、三一九頁。
- (2) 中村元『初期のヴェーダーナタ哲學』、昭和二十五年、「第一章 佛教徒の見たヴェーダーナタ哲學」に、原始佛教は一度もウパニシャットに言及していないが、初期古ウパニシャットの思想傾向が邪説として排斥されつつ見えており、部派佛教からは、ウパニシャットの引用も多くなつてゐると示されている。また、サンスクリットを使わない初期には、サンスクリット語の正統バラモン文化は遠く感じられたろうと推定されている。しかし、釋尊にしても、なんらの教示がなされていなかつたとは考えられないし、ラダクリシュナンなど、インド、ヨーロッパの學者たちは、佛教は、正統バラモン思想の再編成とみなしているくらい佛教は、ウパニシャットの影響は免れないのである。
- (3) Radhakrishnan, *Indian Philosophy*, London, 8th ed., 1966, p. 360.
- (4) T. R. Murti, *The Central Philosophy of Buddhism*, London, 1960, pp. 14-20. ムルティも、ラダクリシュナンの言葉を引き、佛教の精神は新しい道・否定の道 the negative path を切り開いたとしている。
- (5) オルデンベルグ著、高楠・河合共譯『ウパニシャットより佛教まで』東京、昭和五年、四七六一四七七頁。
- (6) 松濤誠廉「耆那教に現れたる十二因縁類型」、『佛教論叢』第一號、淨土宗敎學院研究所、昭和二十二年、七六一七八頁。

(7) 中村元「緣起説の原型」、『印度學佛教學研究』V-1、昭和三十一年、五九一六八頁。

(8) Radhakrishnan, p. 471.

(9) 中村元、六八頁。

(10) 舟橋一哉「原始佛教における出家道と在家道」、『印度學佛教學研究』III-1、昭和二十九年、三四一四三頁参考。

(11) 辻直四郎譯『リグ・ヴェーダ讚歌』、岩波文庫、昭和四年。

(12) 福原亮嚴『四諦論の研究』、京都、一九七二年、「本論第六章第四項道の諸問題」(三三〇-三五二頁)。とくに、三三七-三三九頁に、「古昔道」關係の經論が引かれてあり、「古道」という概念が「道」と不可分の關係にあることを、よく注解されている。

(13) Macdonell, Keith, *Vedic Index of Name and Subjects*, 3rd ed., 1967, I, p. 489.

(14) Radhakrishnan, p. 109.

(15) Dayanand Bhargava, *Jaina Ethics*, Delhi, 1968, pp. 5-6. ダヤナンダ・バルガバ氏は、インド哲學諸派の倫理—苦の滅除—説について、略、三つに分類する。(1)主として、この世と死後の世界とに關心を有し、苦から解脱にふれない説で、ブルーブミー・マーンサー流に代表されるヴェーダー古期の傳統的な説。(2)主として、人間の精神的安寧に關心を有する説で、ウパニシャットに代表せられる傳統説で、正統學派では、サンクヤ、ヨーガ、ニャーヤ、ヴェーダーナタ、非正統學派の中では、佛教、ジャイナ教をふくむもの。(3)これら二種の考え方のまとめともいふべく、双方同じ重要性を認めるもので、ヴァイシшкаがそうである。ヴェーダ時代には、詩仙、リシ (rishi) は、永生、子孫、富と名聲を切望したが、苦惱の重壓を實際に感じたのは、ウパニシャットであつた。この分類に見られるように、「道」も、(1)のヴェーダでは、この世と死後の世をつなぐ経路が中心で、次の(2)のウパニシャットから、苦から精神の安寧へと進む階程が、しだいに問題となる。

心として」『東洋學研究』2、東洋大學東洋學研究所、一九六七年、

29—37頁。

- (17) 南傳、三・一「八頁」Vin. P. V, p. 15.

- (18) G. C. Pande, *Studies in the Origins of Buddhism*, Allahabad, 1957, p. 513.

(19) 「次レタ」(atha)、この前後省略があつて文意やや判じがたいが、注では「身體の解脱と、アーテマンの得達とは、時をへだてながら、次いぢ(atha)の語があり、無間に(anantarya)の意であろう」と解する。トイセハバ「その後に」と譯してゐる。

- (20) MN. III, pp. 4-6, 正・一・六五二-a—六五三-c『算數目犍連經』(No. 144), 正・一・八七五-a—八七六-b『佛說數經』(No. 70), その他 SN. IV, 359; SN. III, 108.

- (21) 正・一・六五二-a°

- (22) 正・一・八七五-b°

- (23) 正・七・三五七-c°

- (24) 正・一・六五二-a°

- (25) 橙とあるも元・明版による。

- (26) 正・一・一一一-a (No. 436), 同-b (No. 437)°

- (27) 正・一・一一一-c°

- (28) 抽著『現觀莊嚴論の研究』、東京、昭和四十七年、三一八頁。

- (29) 正・一・二七・二五六-a°

- (30) 正・三九・一二一-a°

- (31) 國譯大藏經、論部第十一・五九四頁注 *Abhidharmaśārvastivākyā*, ed. by U. Wogihara, Tokyo, 1932~1936, p. 544.

- (32) A. B. Keith, *Religion and Philosophy of the Veda and Upanishads*, H. O. S. Vol. 32, Cambridge, 1925, pp. 581-584. P. Deussen, *Das System des Vedānta*, Leipzig, 1920, pp. 433-451.

- (33) P. Deussen, p. 444. 辻直四郎『ウベニシャツ』ラジオ新書、東京、昭和十七年、100—104頁。辻直四郎『インド文明の曙』岩波新書、

東京、一九六七年、一七二—一七三頁。辻博士は、ウベニシャツは梵我的教説に熱中して俗世の道德をかえりみないといわれるが、それは、梵我一如に達した解脱者の倫理的地位で、解脱を目的として途上にある修行者の道徳的責任とを混同してならないと注意されている。そして、<sup>111</sup>この内容にされ、これは倫理的最高標準を示すと述べられている。

- (34) Radhakrishnan, pp. 223-224. Franklin Edgerton, *The Beginnings of Indian Philosophy*, London, 1965, p. 31.

(35) 赤沼智善『原始佛教の研究』、名古屋、昭和十四年、一九〇頁。「奥義書(ウベニシャツ)の中心題目となつたところの私は否定せられて、心が佛教の中心題目となつたのである。」という師の説は、主體としての自我の問題について妥當な見解と思う。中村元編『自我と無我』京都、一九七〇年、中村元「インド思想一般から見た無我思想」(九四頁)で、「佛教では古くから靈魂(jīva)あるいは生存者(有情 sattva)といふような形而上學的原理を想定することを拒否し、またその態度は後世にも繼承されているにもかかわらず、今ここで積極的に靈魂の存在を論證している。……また最後に掲げた論據は、バラモン教諸哲學派が、アーテマンの實在を論證するためしばしば提出するところのものである。」と述べられている。

- (36) DN. I, no. 13.

- (37) 宇井伯壽『印度哲學研究』第三、東京、昭和四十年、一一一頁。

# 曇鸞の往生論註に於ける認識論

山本啓量

## 一、曇鸞と善導における認識論上の 關連とその願生の認識論的意義

曇鸞は論註において十住毗婆沙論に基づき阿毗跋致 avinivartanaya を求める易行道を明らかにせんとする。智度論は阿毗跋致の相を釋して、一法を得ると、二法を得ると、三法を得るとに分別考察している。

何等か一法なる。正○○○精進なり。人をして阿耨多羅三藐三菩提を得しむ。

何等か二法なる。一切法は實に空と知り、亦念じて一切の衆生を捨てず。

亦次に三法を得。一には一心に作願して佛道を成せんと欲し、金剛の如く動すべからず、二には一切の衆生に於て悲心骨に徹し體に入る。三には般舟三昧を得て能く現在の諸佛を見る。<sup>(1)</sup>

とあり。一法に於ける一心は、壽經や觀經の三心即の一の一心に通じ、二法における知空は、空を基體に置く無生の生の認識、すなわち得無住持して即ち大乘正定の聚に入る。正定は即ち是れ阿毗跋致なり。<sup>(2)</sup>

とあり、此の中で無生法忍に相當するものは、「信佛の因縁を以て淨土に生ぜんと願ずれば、佛の願力に乗じて便ち清淨の土に往生する事を得。」である。主體の側の信佛が、對象の淨土に向うとき、「願生する事によつて、佛の願力に乘ずるのである。」主體の凡夫に對して對象の佛があり、願生と乘佛願とは信佛に基づく方法である。信佛とは、佛體と佛德（慈悲）と佛能（濟度）とを信忍樂欲することである。淨土教の認識論は信忍に基づくのである。善導は觀經疏玄義分において、韋提希が第七觀の初頭で見佛したとき、無生法忍を得たことを觀經利益分の文を引いて

極樂世界の廣長の相を見、佛身及び二菩薩を見る事を得て心に歡喜を生じ、未曾有なりと歎じて、廓然大悟して無生法忍を得。<sup>(3)</sup>

とあることをその證としている。また定善示觀縁の「心歡喜故得忍」を釋して

此れ阿彌陀佛國の清淨の光明忽ち眼前に現する時、何人ぞ踊躍に勝とある。此の喜びに因るが故に即ち無生法忍を得る事を明かす、亦は喜忍と名づけ、亦は悟忍と名づけ、亦は信忍と名づく。<sup>(4)</sup>

とあり。無生法忍は喜忍であり悟忍であるとしている。論註に説く易行道による阿毗跋致は、信佛によつて願生すれば、佛願に乗じて往生し、阿毗跋致を得るのであるが、善導は「心歡喜故得忍」（定善の示觀縁）と「廓然大悟得無生法忍」（觀經利益分）とを總合して、無生法忍とは喜忍・悟忍・信忍であるとしたのである。

曇鸞は論註において願生の義を明らかにして、願生とは清淨の土を求願することであり、主體の衆生が對象の安樂國に往生せんと願うこ

とであるとする。大乗經論の各處に「衆生畢竟して無生なる事虚空の如し。」とあり、論註はこれを釋して「衆生の無生なること虚空の如し。」に「一種あり」とする。

一には、衆生の生死に輪廻することを「畢竟して所有無きこと龜毛の如し。」とする。

二には「諸法は因縁生の故に即ち是れ不生なり、所有無きこと虚空の如し。」とする。

曇鸞は世親の願生を釋して、

是れ因縁の義なり。因縁の義なるが故に假名の生なり、凡夫の實の衆生、實の生死有りと謂うが故きには非ざるなり。<sup>(5)</sup>

とあり。曇鸞によれば、世親の願生は、虛妄の衆生による生死を捨て假名の因縁生であると正觀することとしたのである。一般に衆生の無生について、前者は小乘の考え方であり後者は大乘であるとせられている。此の二種の無生を「願往生」に關連させるときには、前者は衆生の生死を捨てて如來に歸命することとなり、後者は虛空に譬えらるべき無生の淨土への願生となるのである。

因縁所生の假名の人が、淨土往生のために五念門を修することが説かれている。五念門は阿彌陀佛を念ずることを主體とする禮拜門・讚嘆門・作願門・觀察門・迴向門の五である。曇鸞は「五念門を修するに、前念は後念の與に因と作る。」とし、此の因果の關係を「穢土の假名の人と淨土の假名の人とは、決定して一なる事を得ず。」「前心後心も亦復是の如し。」と云い、その根據を「若し一ならば因果なし、若し異ならば相續に非ず。」と云つてゐる。<sup>(6)</sup> この不一不異の論理を經

説に相應せしめ、有漏心より生じて法性に順ぜざる凡夫人天・諸善人天の果報の因果は頗倒と虚妄なりとし、法性に依つて二諦に順ずる菩薩の智慧清淨の業によつて、畢竟清淨に入ることがで能くとしている。

論註は彼の淨土の世界を、此世における三界に對比せしめ、此土の衆生の願生の對象とすると共に觀察の對象としている。認識は主體と對象と方法とによつて成立するから、主體を衆生の側に置けば對象は

淨土の依正二報となるのである。願生は主體として衆生の態度であり、觀察は方法である。するわち觀察して淨土往生を願ずるのである。主體を佛に置けば對象は罪惡生死の凡夫である。方法は四十八願の建立である。淨土の依正二報を觀察して往生の願が成就せられる。對象の成就は主體の成就となり主體の成就が對象の成就であらねばならぬ。本願に乗ずることは、主體と對象のかかる合一における成就である。淨土教における得無生法忍は、かかる主體と對象との合一における認識の成就である。かかる認識における根據は主體における生信であり、この生信が主體と對象の合一の原初形體である。善導はこのことに留意して願生と觀察とによつて見佛聞法して無生法忍を得ることを信忍と云つたのである。

### 一、觀察と願生における認識論的考察

世親の往生論は願生偈の要點について

此の願偈は如何なる義をか明かす。彼の安樂世界を觀じて、阿彌陀如來を見たてまつり、彼の國に生ぜんと願ずることを示現するが故に。<sup>(7)</sup>

とあり。これは主體の觀察と願生について云つたのであり、淨土に往生せんと願じて依正二報を觀察することである。法藏菩薩の四十八願建立の所以は、罪惡生死の凡夫をして淨土に往生せしめるにある。これが彌陀の本願であり、願生の衆生が本願に乗じて往生するためには淨土の依正二報の觀察が必要である。曇鸞はこれを願偈の大意としている。

論註は願生偈の内容を考察して「超觀生信」の義を明かしている。超觀生信を釋して、

此の分の中、又二重あり。一には五念力を示し二には五念門を出す<sup>(8)</sup>。ア彌陀佛を見たてまつることを念力としたのであり、五念門は淨土往生と見佛の様相に從つて五種に分別して、禮拜門・讚歎門・作願門・觀察門・迴向發願門としたのである。門とは「入出の義なり。」と云い、入は眞性の實相に入り出はこれを出ることである。

前の四念は是れ安樂淨土に入るの門なり。後の一念は是れ慈悲教化に出づる門なり。<sup>(9)</sup>

禮拜とは身業に屬し、「阿彌陀如來應正徧知を禮拜したてまつることである。如來の徳は無量なればその徳もまた無量である。あるいは十號を擧げあるいは三號を擧げるが、今此處では如來と應供と正徧知の三號を擧げてゐるのである。論註はこれ等を釋して、

如來とは法相の如く解し、法相の如く說き、諸佛の安樂道より來たりたまえが如く此の佛も亦是の如く來て更に後有中に去らず。

佛は結使除盡して一切の智慧を得る、一切の天地の衆生の供養を應受す。

一切の諸法は實に不壞の相にして不增不減なりと知る。<sup>(10)</sup>

とあり。衆生の禮拜の對象の佛の如來・應供・正徧知の三義に置いたのである。凡夫衆生の對象の佛は法相を體認し・體得し・實現したまい、結使を除き、諸法の實相を知りたもうが故に、衆生の禮拜の對象となるのである。

如來の讚嘆は口業に屬する。論註は

彼の如來の名を稱するに、彼の如來の光明智相の如く、彼の名義の如く如實に修行して相應せんと欲するが故に。

を釋して、如來の名を稱することは無礙光如來の名を稱することであるとし、如來の光明は智慧の相であり、十方の世界を照して十方衆生の無明の黒闇を照して障礙すること無しとする。如來の名を稱することは、衆生の一切の無明を破し、如來の名號と衆生の一切の志願とが表裏相應することとなる。これは如實如眞に修習するからであるとする。如實に修することがなければ、名義と衆生とは相應せず、この不相應に三種ありとする。

一には信心淳からず、存るが如く<sup>(11)</sup>が如くなるが故に、二には信心一ならず、決定無きが故に、三には信心相續せず餘念間るが故に。此の三句展轉して相成ず。……此と相違するを如實に修行相應すと名づく。是の故に論主建に我一心と云えり。

とあり。論註は稱名念佛には信心の相應すべきことを強調し、「一心」を信心としたのである。主體と對象との合一是、信心の一心にあると

したのである。

如來を讚嘆し稱名憶念するとき、「如實に修行して無礙光の如來の名義と相應せしめる」ことは、稱名のみならず作願にも置かんとする。作願は意業に屬する。讚嘆門において信心の一心を口業の根底におくことを要請したが、作願の意業もまた當然信を根底におかねばならない。

云何が作願する。心に常に作願し、一心に専ら畢竟して安樂國土に往生せんと念ず。如實に奢摩他を修行せんと欲するが故に。

とあり。このなかの奢摩他的義を淨土教的立場に立つて釋している。奢摩他 *samatha* は止と譯され、一般に「心を止めて惡を作さず。」の義であるが、不淨觀よりすれば貪欲を止めることであり、慈悲觀よりすれば瞋恚を止めることであり、因緣觀よりすれば思癡を止める」ととなる。原始佛教では貪・瞋・癡は觸 *sparsa* の正觀によつて滅するのである。然るに論註は奢摩他に三義ありとして、

一には、一心に專ら阿彌陀如來を念じて彼土に生ぜんと願すれば、

此の如來の名號及び彼の國土の名號は能く一切の惡を止む。

二には、安樂の土は三界の道に過ぎたり。若し人亦彼の國に生ずれば、自然に身口意の惡を止む。<sup>(12)</sup>

とあり。第一は如來の名號を念ずるとき、如來の名號と衆生の志願とが相應することを基底に置き、一心の信心を裏付けとして一切の惡を止めることを意味し、第二は彼の安樂の淨土は身口意三業の惡を止め、

第三は阿彌陀如來の正覺の住持力は二乘に趣くを止めるとしたのである。第一は觀經や壽經の三心を云い、第二と第三はそれぞれ依正二報の止惡を云つたのである。

五念門のなかで、禮拜と讚嘆と作願とは身口意の三業に相當する。

觀察については

云何觀察する。智慧もて觀察す。彼を観じて如實に毗婆舍那を修行せんと欲するが故に。

を釋して、毗婆舍那是淨土の依正二報を觀察するものとし、この觀義も淨土教的な特異性を示している。毗婆舍那 *vipasana* は觀と譯され、原始佛教以來、無常・苦・空・無我の觀や身の九想等を觀することとせられている。今此處では觀の義に二義ありとし、

一には、此に在つて想を作して彼の三種の莊嚴功德を觀ず。此の功德如實の故に修行する者亦如實の功德を得る。如實の功德とは決定して彼土に生ずる事を得るを云う。

二には、亦彼の淨土に生ずる事を得て、即ち阿彌陀佛を見たてまつれば、未證淨心の菩薩畢竟して平等法身を證する事を得て、淨心の菩薩と上地の菩薩と畢竟して寂滅平等を得。<sup>(13)</sup>

とあり。前者は淨土の依報を觀じ、後者は正報を觀ずるのである。前者の三種の莊嚴功德とは、虛空・地上・地下の三種であり、此の三種の莊嚴を此世において想を作して觀ずるのである。想は色・聲・香・味・觸・法の對境の側の相に義と名とを附與して構成せられ、<sup>(14)</sup> 對境性と名の主體性と義の方法性との和合によつて構成せられたものである。主體と對象と方法との合一が認識の構成であり、根境識三事和合

の觸が認識の原初形態であるとすれば、此處に云う想は觸の展開である、三種莊嚴を觀することは無生法忍を得ることの前提であると云うことができる。此の様に三種莊嚴を觀想して如實の功德を得るのであるが、如實の功德を得るとは「決定して彼土に生ずることを得るを云う」としている。從つて「彼の淨土に往生する事を得て、阿彌陀如來を見たてまつれば平等法身を證する事を得る」と云うのは、無生法忍を得ることを云つたのである。また「淨土の菩薩と上地の菩薩とが畢竟同じく寂滅平等を得る。」とあるのは寂滅忍を得ることを云つたのである。論註は此處において觀察に三種ありとして、彼の佛國土の莊嚴功德と、阿彌陀佛の莊嚴功德と彼の諸菩薩の莊嚴功德との三種の觀察を擧げている。そうして觀察の義を釋して

心に其の事を緣するを觀と云い、觀心分明なるを察と云う。<sup>(15)</sup> とあり。觀察によつて無生法忍を得ることを三種莊嚴によつて過程的に述べたのである。

禮拜と讚嘆と作願と觀察の四門は、門の入を示したものであり、衆生の主體より淨土の對象への志向性を表現したのである。迴向門は門の出義を現わしているとせられている。

云何が迴向する。一切の苦惱の衆生を捨てず、心に常に作願し迴向するを首と爲して大悲心を成就する事を得るが故に。

を釋して、迴向に往相迴向と還相迴向の二種ありとし、往相迴向は「己が功德を一切衆生に迴施して共に淨土に往生せんと作願するなり。」と云い、還相迴向とは「彼土に生じ己つて奢摩他毗婆舍那を得て、方便力成就しぬれば生死の稠林に迴入し、一切の衆生を教化して

共に佛道に向う。」<sup>(16)</sup>としている。

往相は作願と相應し入の志向性を持するが、還相は方便力を成就し

て衆生を教化する。出の志向性を持する。前者は共に往生することを作

願し、後者は共に佛道に向うとしている。無生法忍は信心を基底にお

き、佛に歸依し稱名念佛により、一心に淨土往生を念じ、依正二報を

觀察し、奢摩他毗婆舍那を得ることで云う事ができる。無生法

忍は五念門の中で觀察門において得るのである。この奢摩他毗婆舍那

における無生法忍を基體とし、方便力を成就して一切衆生を教化する

ことは、華嚴十地品に云うところの第七地において無生法忍を得て、

第八地第九地において淨土行說法行を成すことと相應するのである。

以上によつて起・觀・生・信の考察を終つたのである。生信とは信忍を得

ることである。善導は得無生法忍を「亦は喜忍と名づけ、亦は悟忍と名づけ、亦は信忍と名づく。」とするが、曇鸞は淨土の依正二法の觀

察によつて、主體と對象との合一するところに生信ありとするのである。從つて生信は得無生法忍に通ずるものと云うべきである。

### 三、淨土の觀察と世間の成就

淨土の觀察において主體を衆生におけば、對象は器世間と衆生世間を擧げることができる。これ等の二世間は主體を取りまく兩種の世間のことである。器世間の成就が「彼の佛の國土の莊嚴功德」を具することであり、衆生世間の成就が「佛と菩薩の莊嚴功德」を具することである。論註は淨土の觀察の體相を明かして

觀察の體相とは、此の分の中に二の體あり。一には器體、二には衆

生體なり。器分の中に又三重有り、一には國土の體相、二には示現自利利他、三には入第一義諦なり。<sup>(17)</sup>

とあり。器世間と衆生世間の莊嚴功德成就とは淨土の依正二報のことである。器分に三重有りと云うのは、國土の主體に對する對象としての體相を明かし、主體と對象の能所の關係において觀察が成就するところに、能化と所化との間の自利利他的示現となり、主體の衆生と對象の淨土との間に觀察が成就するところに、濁心を滅し淨心を起して十七種の國土莊嚴が成就せられ、衆生の主體に淨信を生じて彼の淨土に往生することを、「入第一義諦」としたのである。生死の凡夫が淨土を觀察して往生することは、信の認識による他はないのである。

#### 1、器世間の成就について

佛國土と阿彌陀佛と諸菩薩の三種莊嚴の中で佛國土は器世間の成就であり、器世間の成就是衆生が三界を超過することである。

此の三界は蓋し是れ生死凡夫の流轉の閻宅にして、有漏に非ずと云うことなし、倚伏相乗り循環際無し。雜生の觸受四倒長く拘わる。

且つ因且つ果虛偽相襲ぐ。<sup>(18)</sup>

とあり。三界は凡夫の因果應報によつて惡循環する存在の無限性の中に投げ出された虛偽・輪轉・無窮の存在界である。觸受四倒とは觸の認識が無常・苦・空・無我の實相を誤ることである。器世間はかかる顛倒不淨の處であるが、阿彌陀佛は衆生をして「不虛偽の處・不輪轉の處・不無窮の處において畢竟安樂大清淨の處を得しめんと欲す」<sup>(19)</sup>が故に清淨莊嚴功德を起したもうたのである。淨土建立は衆生往生の施設であり、佛の本願と衆生の願とが合一するのである。本願と願生

との一合を媒介するものが信であり、信に基づく觀察を觀行と云つたのである。

論註は佛國土の莊嚴功德成就の十七種を擧げて、三界繁業の衆生の在り方と淨土の勝過三界の莊嚴功德成就とを對照させている。衆生の主體的態度を願生に置くとき、衆生と淨土と觀察の三事は認識論的に信忍に統一せられ、衆生と淨土と觀察は淨土の認識論的構造となり、觀行と云う形態をとるのである。三界の顛倒不淨を、淨土を願求することによつて清淨莊嚴功德に轉ずることは不可思議と云わねばならぬ。

論註は佛國土の莊嚴功德成就について十七種の不可思議を擧げている。この不可思議は認識論上、尋伺判斷を超えて淨土往生を信忍することによつて體得せられるとする。この認識は願生を基體とした衆生と淨土と觀察との合一によるのである。

論註は彼の國土の不可思議力を十七種の莊嚴功德力の思議すべからざるを指すとしているが、更に五種不可思議を擧げて要約し、一には衆生多少不可思議、二には業力不可思議、三には龍力不可思議、四には禪定不可思議、五には佛法力不可思議の五としている。この中で業力不可思議と佛法力不可思議との二は、佛土の二種不可思議であるとしている。業力不可思議とは「淨土は法藏菩薩の出世善根大願業力の所成」であるからであり、佛法力不可思議とは、「正覺阿彌陀法王善住持力の所攝」<sup>(20)</sup>であるとしている。法藏菩薩の大願業力と彌陀の善住持力とは能所の合一體の兩面であるが、凡夫の願は彌陀の本願に乗ずることによつて、生信を基體として願生の不可思議が示現せられるのである。

十七種の佛國土莊嚴功德成就の第一は、莊嚴清淨功德成就である。

凡夫の人煩惱成就する事あれども、亦彼の淨土に生ずる事を得れば、三界の繁業畢竟じて牽かず、煩惱を斷たずして涅槃の分を得る。

とあり。生死の凡夫が淨土を觀察し、淨信を得て淨土に往生すれば、往生して無生法忍を得るとしたのである。すなわち對象の彌陀よりすれば、淨信の信忍は無生法忍であると云うことになる。此の莊嚴清淨功德成就是十七種成就の總相を表現するものである。

第二は莊嚴量功德成就である。三界は狹小にして種種舉急の事多し、衆生が此界を離脱して廣大を願求するとき、佛國土は虛空の如く廣大無際にして、十方衆生の往生するものは已生・今生・當生を問わず、時の前後を絶して無量無邊なりとし、空間的には廣大無際であり時間的には満づる時なしとし、時間と空間を絶するとしている。世間における因果關係は時間を絶するを得ない。衆生の志願と本願に基づく淨土の無量とは、願生における觀察によつて衆生の無量の心行を成するのである。

第三は莊嚴性功德成就である。論註は性の成就について強調する。本願については

愛欲の欲界、攀厭禪定の色無色界、此の三界は有漏邪道の所生なり。……願わくは我れ成佛せんと、無上正見の道を以て清淨の土を超して三界を出さん。

とあり。願生と本願との間に介在展開する性義について次の様に考察している。

性は是れ本の義。

此の淨土は法性に隨順して法本に乖かず。積集して性を成す法藏菩薩諸波羅蜜を集めて積集して成する所を指す。

性と云うは是れ聖種性なり。序にして法藏菩薩世自在王佛の所に於て無生法忍を悟りたまえり爾の時の位を聖種性と名づく。是の性の中に於て四十八の大願を發して此の土を修起したまえり、即ち安樂淨土と曰う。是れ彼の因が所得なり。果の中に因を説くが故に名づけて性と爲す。

性は是れ必然の義、不改の義、海性の一味なる。衆流入すれば必ず一味と爲つて海味彼に隨つて改まさるが如し。<sup>(2)</sup>

とあり。法藏菩薩が世自在王佛の所で無生法忍を得たときの位が聖種性である。聖種性は佛に対する可能性である。第七地で無生法忍を得、八・九・十地で此の性の可能性を實現する。菩薩の淨土行と說法行は無生法忍を基體に置いている。法藏菩薩の聖種性としての因が淨土としての果相を實現したのである。これ等の性義は總じて必然の義を現わし、海水一味の義に相應せしめたのである。

安樂淨土の諸の往生の者の淨色ならざる無く淨心ならざる無く、畢竟じて皆清淨平等無爲、法身を得る。安樂國土の清淨の性成就せるを以てなり。<sup>(22)</sup>

とあり。また「正道の大慈悲は出世の善根性なり」を釋して平等の大道であるとし、平等の道が正道なる所以は、「平等は是れ諸法の體相である」からであるとする。これは無生法忍に基づく平等忍を意味する。諸法平等なれば發心等し、發心等しきが故に道等し、道等しきが故に大慈悲等し、大慈悲は佛の正因であり安樂淨土は此の大慈悲より

生ずるとし、大悲は淨土の根としている。大慈悲は菩薩の淨土行說法行の根據である。淨土行說法行の根據が無生法忍であり無生法忍が大慈悲と一體であるとすれば、衆生が信忍を得る事によつて大慈悲を被むるものと云うべきである。

第四に莊嚴形相功德成就である。淨土の光明は廣大無邊であり鏡と日月輪とを合せた様に光明無量であるとする。衆生は本願力によつて忍辱の行を成就し順恚の殊別を生ぜず、清淨廣大無邊の佛の光明の力によるとしている。論註に「彼の光は心行に非ずして心行の事を爲す」とあり。心行は主體の行に屬し、未だ對象と合一せず、心行の事を爲すとは、忍辱の因を成就し、主客合一の莊嚴成就を云うのである。

第五は莊嚴種種事功德成就である。此土は泥土木石で住居を飾り金銀を彫り寶玉を鏤めても意願を充たさず、淨土は嚴麗なりとし、能生の本願淨ければ所生の淨土不淨なることなし、心淨ければ佛土亦淨し。<sup>(23)</sup>

とし、願生と本願の合一が清淨土を實現するとしている。

第六は莊嚴妙色功德成就である。此土は優劣・高下・是非の差別世界である。佛は大悲心を興し平等の願を起し、彼土の金光は垢業の生を絶して平等ならしむとする。

彼土の金光は垢業より絶し清淨にして成就せずと云う事なし。安樂淨土は是れ無生忍の菩薩の淨業の所起、阿彌陀如來の所領なり。無垢の光明、事を曜す時は表裏映徹し、其の心を曜す時は無明を終盡す。<sup>(24)</sup>

とあり。無生忍の菩薩の淨業の所起とは衆生の觀行の成就を云い、無

明の終盡は主體と對象の合一により無生忍を得る事である。

第七は莊嚴觸功德成就である。佛の發願の所以は「有國土を見るに金玉を寶重すとも衣服となす能わず、明鏡を珍観しても敷具とするを得ず。」目を悅ばしめて身に便あらず、身眼一情相反する事を明かし六情共に和する淨土を建立せんとし、淨土の觸樂は法臺の樂なりとして、身見二情の相反を嫌つて六情相和の莊嚴功德成就を云つたのは、六觸の認識が法喜樂として成就することを述べたのである。

第八に莊嚴三種功德成就とは水と地と虛空の三種成就である。六界の中で「識は衆生世間に屬し、火は彼の世界に存せず、凡は不可見にして住所無きが故に」これをとらず、水と地は可見にして空によつて住處をあらしめ器世間を成就するからである。水功德成就とは、此土の水は洪濤漲溺の恐怖あるも淨土の水は清淨にして水害なく調和冷煖で心垢を蕩除し、「波は無量自然の妙聲を擧げ所應に隨つて佛聲法聲僧聲を聞き、或は寂靜の聲、空無我の聲、大慈悲の聲、波羅蜜の聲を聞き、或は十力・無畏・不共法・諸通慧の聲・無所作の聲・不起滅の聲・無生法忍の聲乃至甘露灌頂衆の妙法の聲を聞き、其の所聞に稱うて歡喜する事無量なり。」とあり。地功德成就とは、宮殿諸樓閣は十方を見るに礙なく、六道の衆生の生死の所趣、善惡の業縁・受報の好醜を悉く見るとせられる。虛空功德成就は、大悲の淨土は寶羅網を虚空にめぐらし寶鉢四面に周布し光色嚴麗、微風吹けば微妙の法音は道法を宣べ、德香を流布し聞く者垢習起らず、風身に觸るれば快樂を得る。すなわち色聲香觸の認識の成就を述べている。

第九に莊嚴雨功德成就である。風吹いて華を散らし、

曼鷺の往生論註に於ける認識論

其の華柔軟光澤にして馨香芬烈たり。

光明無量一一の華中より三十六百千億の光明を出だし、一一の光により三十六百千億の佛を出だし、一一の諸佛又百千の光明を放ち、十方衆生の爲に微妙の法を説きたまひ諸佛各々無量の衆生を佛の正道に安立す。<sup>(25)</sup>

とあり。聞法を媒介として華と佛の光明に託して主體と對象の合一を述べている。

第十に莊嚴光明功德成就とは、佛の本願はについて「我が國土の所有光明をして能く癡闇を除き佛智慧に入つて無記の事を爲ざらしめん」とあり。淨土の光明は能照の光となり、所照の境は衆生の愚癡であり、照が成する所は覺であらねばならぬ。光明が知らしめるの作用をはたらくのである。この主體と對象の合一は願生と觀察によるとしたのである。

第十一に莊嚴妙聲功德成就である。願生偈の「梵聲悟らしむる事深遠微妙にして十方に聞こゆ」を釋し、此土の善法の名聲は遠微妙の徳を具するも衆生を悟らしめる事を得ない。

聲とは名なり。名は安樂土の名なり。經に言わく、若し人但だ安樂土を名の物を悟らしむるの證なり。

とあり。また釋論の「斯の如き淨土は三界の所攝に非ず。欲無きが故に欲界に非ず、地居なるが故に色界に非ず、色有るが故に無色界に非ず。」を引用し、淨土を釋して、有を出でて有なるを微と云い、名能く開悟せしむるを妙と云う。<sup>(26)</sup>

とあり。有は生を根底に置くから有を出でて有なりは無の生を意味する。従つて開悟せしむるの作用性を合せて無生法忍を説くのである。聞名は得無生法忍に導くものである。

彼の國土の清淨安樂を聞いて創念して生ぜん事を願すれば、亦往生を得て正定聚に入る。<sup>(2)</sup>

とあり。正定聚に入るとは無生法忍を得て不退轉に至ることである。

第十二に莊嚴主功德成就とは正覺阿彌陀の善力の爲に住持せらる。住は不異不滅に名づけ持は不散不失に名づく。

とあり。往生の後、三界に生じて衆生を教化するに、無上菩提の種子は佛の善力に住持せられて不朽なりとしている。

第十三に莊嚴眷屬功德成就とは、淨土は彌陀の正覺淨華の化生する所、四海の内は兄弟なりとせられる。

第十四に莊嚴受用功德成就とは、此土は弱肉強食の處であるけれども、大悲願の淨土の食は、佛教・禪定・三昧を以てし食せずして命を資くとする。

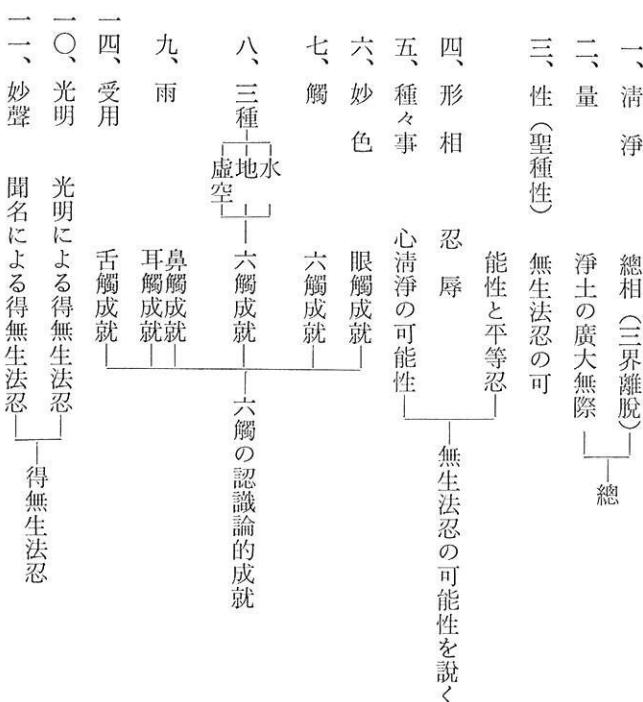
第十五に莊嚴無諸難功德成就とは、人生は飢渴寒熱殺害等の身惱と是非得失三毒の心惱の廢むことなきも、本願の淨土は受樂常に間無している。

第十六に莊嚴大義門功德成就とは、大義は大乘を云い門は大義に通ずる門である。女人根缺二乘を問わず、本願の淨土は一切を淨土に生ぜしめ大乗の無上道心を生ずるとする。

第十七に莊嚴一切所求満足功德成就とは、此土の不自在を説いて淨

土の淨願を満足することを説き、此土は業によつて行動が境遇に隨つて自在でなくとも、彼土は自在であるとし、供養についても自の喜びは他の喜び、他の喜びは自の喜びとなつて、自他の限界制が除かれることを現わしている。自在の位に階らずして自在を行することは、菩薩行のこと云うのであり、菩薩行の前提に得無生法忍のあることを示唆している。

淨土の體相における十七種の莊嚴功德成就について認識論的考察を行つたのであるが、これを圖示すれば次の通りである。



一二、主

一三、脊屬

一五、無諸難

一六、大義門

一七、一切所求満足

——無生法忍を基底とする各種菩薩行

2、衆生世間の成就について

衆生世間清淨の觀察に二種あり、阿彌陀如來の莊嚴功德の觀察と諸菩薩の莊嚴功德の觀察である。論註は衆生の義を釋して

小乘の衆生は三界に輪轉して衆多の生死を受くるを以ての故に衆生と名づく。

大乘家の衆生とは、即ち是れ不生不滅の義なり、若し生有らば生じ已つて復生すべし、無窮の過有るが故に、不生にして生の過有るが故に、是の故に無生なり。若し生有らば滅有る可し既に生無し、何ぞ滅有る事を得ん。是の故に無生無滅是れ衆生義なり。<sup>(28)</sup>

とあり。「生あらば生あり」とは生の無限性を云い、「生有らば滅あり」は無滅を云つたのである。これは無生無滅の義を説いたのである。衆生の存在は假の存在であり、かかる無生の生を知ることが得無生法忍の義である。

如來の莊嚴功德の觀察に八種あり、第一は莊嚴座功德成就を觀察する。如來の座を觀ずるに觀經の華座觀をあげるが、善導は韋提希の得無生法忍をこの第七觀においている。

第二に莊嚴身業功德成就について、觀經第九佛身觀の「阿彌陀如來の身高は六十萬億那由他恒河沙由旬なり、佛の圓光は百億三千大千世

界の如し。」第八觀の「諸佛如來は是れ法界身なり、一切衆生の心想中に入りたもう。是の故に汝等心に佛を想う時、是の心即ち是れ三十

二相八十隨形好なり。是の心佛を作す是の心是れ佛なり、諸佛正徧知海は心想より生ず<sup>(29)</sup>」を釋して、法界身と眼界縁について、

身とは集成に名づけ、界は事別に名づく。眼界は根と色と空と明と作意の五因縁より生ず。<sup>(30)</sup>

とあり。認識の原初形態の觸の成立よりすれば、根は眼根、色は色境を云い、空は根と境の對立者を包むものであり、明と作意とは識に相當する。「諸佛如來は是れ法界身なり。」とは「身は集成に界は事別に名づけ」、「法界は衆生の心法」<sup>(31)</sup>であるから、法の集成が衆生の心法である。心が生ずるところの世間出世間の一切の諸法が法界である。論註には

法界能く諸佛如來の相好身を生ずること亦色等の能く眼識を生ずるが如し。

とあり。「心が法界を生じ法界が佛身を生ずる。」ことになり、心即法界、法界即佛身と云うことになる。論註は觀經の「心に佛を想う時、是の心即ち是れ三十二相八十隨形好なり。」を釋して

衆生心に佛を想う時に當り、佛身の相好衆生の心中に顯現するなり。<sup>(32)</sup>とあり。衆生の心を主體とし、佛を對象として觀想するとき、衆生の心清淨ならば、佛身の相好衆生の心中に顯現し、佛の相好と衆生の心相とは「不一不異」となるのである。これは主體と對象の合一を大乗義によつて明らかにしたのである。論註は是心作佛を心能く佛を作るなりとし、是心是佛を心外に佛無きなりとし、衆生心と佛との合一

の過程として捉えている。「諸佛正徳知海は心相從り生ず。」を釋して、

正徳知とは真正に法界にかのうて知るなり。法界無相なるが故に諸佛は無知なり。

無知を以ての故に知らずと云う事なし。<sup>(32)</sup>

とあり。法界にかのうて知ると云うことは、法界の無相に即する無知の知である。無知の知は無生法忍のことである。

第三は莊嚴口業功德成就について

衆生橋慢の故に正法を誹謗し聖賢を毀呰し……種種の諸苦を受く。

阿彌陀如來の至徳の名號說法の音聲を聞けば、種種口業の繫縛を解脱し畢竟して平等の口業を得る。<sup>(33)</sup>

とあり。名號を聞けば迴向現われて平等の口業を得、妙聲を聞いて得忍する事を明かし、

我れ成佛せんに妙聲遐かに布き聞く者をして忍を悟らしむ。<sup>(34)</sup>

とあり。

第四に莊嚴心業功德成就について

衆生邪見を以ての故に、心に有無・是非・好醜・善惡・彼此等の種々分別有り、分別を以ての故に長く三有に沈淪す。

として、更に衆生の願求の態度を規定し、

是の衆生若し阿彌陀如來の平等の光照に遇い、若し阿彌陀如來の平等の意業を聞けば、畢竟して平等の意業を得ん。

とあり。如來の智慧の光明と聞法によつて平等心を得るとしている。

「心は覺知の相なりと雖も、實相に入れば則ち無知なり。」とあり、

實相に入るとは因縁所生の法を知ることである。この實相の知を釋して

凡心は有知なれば則ち知らざる所有り、聖心は無知なるが故に知らざる所無し。無知にして知る知は即ち無知なり。<sup>(35)</sup>

とあり。無知の知は無生法忍のことである。

第五の莊嚴大衆功德成就は、あらゆる人天と如來の智慧清淨海より生ぜしめんとの願より興り、第六の莊嚴上首功德成就は淨土は唯一の法王のみあるべきを願じ、第七に莊嚴主功德成就は佛教教團の統一を願じて成就することを明かし、第八の莊嚴不虛作住持功德成就は、衆生佛道を求めず、求めても一乘に退没するあり、佛の本願力を觀ずる者は、法藏菩薩の四十八願と佛の自在神力とに依つて、

願以て力を成じ、力以て願を就し、力と願と合して成就せしめん。<sup>(36)</sup>とするにあるとしている。

淨土の莊嚴は十七種成就で示され、佛の莊嚴は八句を以て示されていいる。始めに佛座を示すは得無生法忍の原理を概説し、次に佛の莊嚴身業を觀し、その聲名を求めて佛の莊嚴口業を觀じて聞名を知り、得名の所以を求めて莊嚴心業を觀じ、三業具足して佛身成就を知る。佛身成すれば受化の大衆の功德を觀じ、上首を求めて上首は佛陀なるを知る。主の不虛住持功德成就によつて佛の莊嚴功德成就を完成するのである。

佛の八種相の觀察は見佛の成就である。觀身は見佛であり、口業成就の觀察は聞法である。心業功德の觀察は實相としての無相の相を知ることである。見佛と聞法と實相を知ることは無生法忍を得ることの

根本條件である。大衆と上首と主とは、主體と對象とに對照せられて其處に兩者の對立が、願力によつて統一せられ無生法忍を得ることによつて功德成就が完成するのである。

論註は莊嚴不虛作住持功德成就を得無生法忍の義に基づいて釋して彼の佛を見たてまつれば、未淨心の菩薩畢竟して平等法身を證することを得て、淨心の菩薩と上地の菩薩と畢竟して同じく寂滅平等を得るが故に。

あり。未淨心の菩薩を釋して初地以上七地已還の菩薩とし、平等法身を釋して八地以上の法性生身の菩薩とし、寂滅平等を此の法身の菩薩所證の寂滅平等の法としている。未證淨心菩薩は、無心の國土において佛事を作すとも作心を用いるので未得淨であるが、淨土に往生して阿彌陀佛を見たてまつるのである。

阿彌陀佛を見たてまつる時、畢竟して上地諸菩薩と身等しく法等し。<sup>(37)</sup> とあり。身等しとは平等法身を等しくする事であり、法等しとは寂滅平等の法を等しくすることである。「畢竟」と云うは未だ即等を云うにあらず。」と云い、即等とは淨土に往生し阿彌陀佛を見たてまつる時等しとするのであるとし、無生法忍は淨土に於て平等忍を得る時に得るものとせられている。

菩薩の莊嚴功德を觀察するに四種の正修行功德成就ありとせられる。その一は

一佛土に於て身動搖せず、十方に遍し種種に應じて如實に修行して常に佛事を爲す。

とあり。論註は此の菩薩を八地以上の菩薩としている。身を動搖せず。

とは三昧力によつて不動なりとし、十方に偏し種種に應化するとは十方に至つて諸佛を供養し衆生を教化することとし、諸佛を供養するとは對象に向い、衆生を教化するとは主體の衆生に向い、菩薩はその中間で煩惱を滅する媒介をなすが、この事を無垢輪の法輪を轉ずるとする。第二に

彼の應化身、一切の時に前ならず後ならず、一心一念に大光明放つて悉く能く偏く十方世界に至つて衆生を教化す。<sup>(38)</sup>

とあり。佛智の光明による衆生の爲の教化は一念一時に於て前後なしの義である。菩薩の正修行の第一は不動にして十方に應化する空間的なるに對し、第二は時間的な不動を示している。第三に

彼れ一切の世界に於て餘り無く諸の佛會の大衆を照すに、餘り無く廣大無量に供養し恭敬して諸佛如來の功德を讚嘆す。

とあり。佛の光明無量を説き、第四に

彼れ十方一切の世界の三寶無き處に於て、佛法僧寶の功德大海を住持し莊嚴し、偏く示し解して如實に修行せしむ。<sup>(39)</sup> とあり。淨土の菩薩は慈悲勇猛で堅固の志願あり、三寶無き所に於て、佛種を絶えざらしめんとする佛願に基づき衆生を修行せしめんとする。この如實に修行せしむの根底に無生法忍を置いているものと云うべきである。

#### 四、如來の本願力と得無生法忍

三界の苦を厭離して淨土往生を願じて、淨土を觀察する時、主體と對象の合一の過程は、信佛して稱名念佛することにより本願に乗じて

往生することである。このことを衆生の側よりすれば信忍であり、佛の側よりすれば無生法忍であろう。論註は衆生と佛との合一是五念門を修することによるとしている。

五念門を修して自利利他を成就し速かに阿耨多羅三藐三菩提を成就するを得るが故に、佛の法を名づけて阿耨多羅三藐三菩提と爲す。<sup>(4)</sup>

論註は阿耨多羅三藐三菩提を無上正徧道と云い、これを釋して無上とは此の道、理を窮め性を盡して更に過る者無しと云い、その根據は正にあるとし、正とは聖智なり。法相に如て知るが故にとしている。無上の理を窮めるとは法性的無相の理を知ることでありこれを聖智とせられ、無知の知のことである。徧を釋して「徧に二種あり、一には聖心徧く一切法を知る。二には法身徧く法界に満つ。若しは身若しは心徧せずと云う事なきなり。」とあり。道を釋して「道とは無礙道なり。無礙とは謂く生死是れ涅槃なりと知るなり。是の如き等の入不二の法門は無礙の相なり。」とあり。無上正徧道は主體の衆生と對象の佛とが、五念門を修することによつて合一せられることを示すのである。所が徧には聖心の徧と法身の徧との二種あり、聖心は一切の法を知ることであり法身は法界に満つることであり、前者は認識に拘わり後者は存在に拘わる。この聖心と法身の統一は無礙と表現せられ、生死即涅槃と知ることである。無生法忍は無生の生を知る事である。生死即涅槃を知ることは無生法忍を得る事である。

論註は速かに無上正徧道を得ることを早作佛を得るとし、凡夫の淨

土に生れることと菩薩人天の諸行はすべて如來の本願力によるとし、阿耨多羅三藐三菩提を速得することを佛の本願力によるとし、四十八

願の中の第十八念佛往生の願と第十一住正定聚の願と第二十二必至補處の願を擧げている。

佛の願力に縁るが故に、十念の念佛をして、便ち往生を得ん。往生を得るが故に即ち三界輪轉の事を免る。輪轉無きが故に速かなることを得る。（第十八願）

佛の願力に縁るが故に正定聚に住す、正定聚に住するが故に必ず滅度に至つて諸の廻伏の難無し、所以に速得なる事を得る。（第十一願）

佛の願力に縁るが故に常倫諸地の行を超出するを以ての故に、所以に速かなる事を得る。（第二十二願）

とあり。これ等の三願は皆速得の根據を佛の願力に縁るとしているが、

第十八願は十念によつて得生し、三界輪轉無きが故にと云い、第十一願は正定聚に住して退轉無きが故にと云い、第二十二願は常倫の諸地の行を起出する故にとしている。第十八願の三界輪轉を離れて淨土に往生することの根據は至心信樂欲生の三心である。三心の中心は信樂であり、信樂は信忍や無生法忍に通ずるのである。第十一願の正定聚に住することについては、論註は卷頭に於て易行道を釋して易行道とは但だ信佛の因縁を以て淨土に生ぜんと願すれば、佛の願力に乗じて便ち彼の清淨の土に往生することを得ん。佛力住持して即ち大乗正定の聚に入る。正定は即ち是れ阿毘跋致なり。

とあり。佛願に乘じ、佛力を住持して、即便往生し正定聚に入る所以ある。佛の本願力と佛力の住持は、衆生の信佛の因縁によるのである。第十一願は第十八願と同様に信忍を以て願の根據としているのである。

五念門の中の觀察門を開き、第二の莊嚴性功德成就を釋し、願生偈の「正道の大慈悲出世の善根より生ず。」を引いて、  
彼の正道の世界に生ずれば、即ち出世の善根を成就し、正定聚に入  
る。<sup>(43)</sup>

とあり。これ大慈悲の加護によることを明かすものである。また莊嚴性功德の性は法藏菩薩の無生忍を覺られた聖種性であるとし、  
是の性の中に於いて四十八願を發して此の土を修起して即ち安樂淨  
土と曰う。<sup>(44)</sup>

とあり。性は可能性であり認識論上無生法忍を悟る位である。安樂淨  
土は佛の無縫の大悲より生じ、大悲は淨土の根本である。大悲の本願  
力によつて往生し無生法忍を得るのである。性は本の義、必然の義で  
あり、得無生法忍は聖種性の位であるから、信佛の善根により佛力住  
持して正定聚に入るとしたのである。正定聚に入ることは無生法忍を得  
ることである。また莊嚴妙聲功德成就を釋して  
人但だ彼の國土の清淨安樂を聞いて想念生ぜんと願すれば、亦往生  
を得て則ち正定聚に入る。<sup>(45)</sup>

とあり。これは安樂國土の名字が佛事を爲すとせられるものであり、  
經に、「若し人但だ安樂淨土の名を聞いて往生を欲願するに、願の如  
くなるを得る。」を引いて

此れ名の物を悟らしめるの證なり。

とあり。悟らしめるは prajnapti の義であり、聞名と願生とは往生を  
得て正定聚に入ることであり、得無生法忍に連るのである。

第十一願の「正定聚に住して不退轉」の義を三種の義に於て見るこ

とができる。その一は論註初頭で易行道を説くとき、「信佛に縁つて  
願生し、佛願に乗じて正定聚に入る。」とするものであり、その二は  
莊嚴性功德成就の觀察により、佛の本願は正道の大慈悲より起るとし、  
得無生法忍を性功德の可能性においていることであり、その三は莊嚴  
妙聲功德成就の觀察によるもので、同じく無生法忍を得て正定聚に入  
るとせられるが、稱名念佛によつて正定聚に入るとし、「名字は物を  
悟らしめる」であるからこの無生法忍は悟忍によるのである。論註の  
正定聚に入ることは、得無生法忍に約すれば、信忍と可能性と悟忍の  
三種に歸するのである。

第三に第一十二願については、菩薩行を修し十方諸佛如來を供養し、  
無量の衆生を開化して衆生をして無上正眞の道を立てしめんとする菩  
薩を除き、「他方佛道の諸菩薩の我國に來生し究竟して必じ一生補  
處に至らん」と願じ更に「常倫諸地の行を超出し現前に普賢の德を修  
習せん」とする。これも佛願力によつて超出来るもので速得の證とせ  
られる。

これ等の三種の願の對象の内容を見るに、第十八願は五逆誹謗の罪  
人を除き十方衆生が佛願に乗じて往生することを説き、第十一願は國  
中の人天の佛願に乗じて正定聚に入ることを説き、第二十二願は他方  
佛土の諸菩薩が淨土に往生し、佛願に乗じて普賢の得を修せんことを  
願じている。これを認識論上よりすれば、第一は信忍、第二は無生法  
忍、第三は寂滅忍を述べたものである。

論註はその初頭に易行道を説し、信佛の因縁を以て願生すれば、佛  
の本願力に乘じ佛力住持して淨土に往生すると説き、また論註の最後

には「信を能入とする」ことを強調している。無生法忍の意に随つて考察するに、善根の所謂信忍を以て一貫している事を指摘することができる。

## 註

- (1) 智度論第四（大正二五、八六頁b）。
- (2) 往生論註上（淨全一、一頁上）。
- (3) 觀經玄義分第一（淨全一、一二頁下）。
- (4) 同（同、三三頁上）。
- (5) 往生論註上（淨全一、一二二頁下）。
- (6) 同。
- (7) 往生論註下（淨全一、一二七頁下）。
- (8) 同。
- (9) 同。
- (10) 同（淨全一、二三八頁上）。
- (11) 同（三八頁下）。
- (12) 同（三九頁上下）。
- (13) 同（三九頁下）。
- (14) 大乘阿毘達磨雜集論第一（大正三一、六九五頁c）に「相を構了するは是れ想の相なり」とあり。
- (15) 往生論註下（淨全一、二三九頁下）。
- (16) 同（四〇頁a）。
- (17) 同。
- (18) 往生論註上（淨全一、二二三頁上）。
- (19) 同、二三二頁下。
- (20) 同（淨全一、二四〇頁上）。
- (21) 同、二三三頁下。
- (22) 同、二三四頁上。
- (23) 同、二三四頁下。

- (24) 同、二三五頁上。
- (25) 往生論註下（淨全一、二四三頁上）。
- (26) 往生論註上（淨全一、二五六頁下、二三七頁上）。
- (27) 往生論註下（淨全一、二四三頁上）。
- (28) 往生論註上（淨全一、二三〇頁上）。
- (29) 同、二三一頁上。
- (30) 同。
- (31) 同、二三一頁上。
- (32) 同、二三一頁上。
- (33) 往生論註下（淨全一、三四六頁下）。
- (34) 往生論註上（淨全一、二三一頁下）。
- (35) 往生論註下（淨全一、二四七頁上）。
- (36) 同、二四七頁下。
- (37) 同、二四八頁上。
- (38) 同、二四五頁下。
- (39) 同、二五〇頁上。
- (40) 同、二五五頁上。
- (41) 同。
- (42) 同、二三五頁下。
- (43) 往生論註下（淨全一、二四一頁下）。
- (44) 往生論註上（淨全一、二三三頁下）。
- (45) 往生論註下（淨全一、二四三頁下）。

# 往生記の総合的研究

柴田哲彦

- 一、序　　言
- 二、題號について
- 三、『往生記』撰述に關する問題
- 四、五重傳法における『往生記』の位置

## 一、序　　言

・金子眞輔・前田孝雄・柴田哲彦の各研究員が共同で、『往生記』傳寫本及び關係資料の蒐集をして検討。問題點の整理。そして問題を解決するための一連の研究を現在も繼續している。したがつて現時點においてはまだ研究の過程であり、決して結論を發表する段階ではない。しかし本稿においては極めて斷片的であるが、共同研究の一部を記し、一應の報告にかえたいと思う。

## 二、題號について

曾て淨土宗傳法史研究の名のもとに研究會を構成し『末代念佛授手印』の總合的研究と題して、調査研究を行つたことがあった。その成績の一部は本誌十六號・佛教論叢十二・十三號に掲載し發表したことがある。『授手印』は後に二重の傳書として、五重傳法を構成する重要な書物となるが、『往生記』も初重に充當せられ、三重の『領解鈔』との三部で所謂、三卷書を形成する淨土宗傳法上極めて重要な位置にある書物とされている。しかし古來より、この文獻に對する問題點の指摘も多く、當研究會としても總合的な研究の必要性を感じた。

このような觀點から研究グループも『往生記』研究に視點を定め、服部英淳・小澤勇貫兩教授の指導を仰ぎながら、阿川文正・大橋俊雄

現在『往生記』と稱して、初重にあててているこの書物の名稱は、この書物が述作された時點で、この書に對して名づけられた題號ではなく、了曉慶善の『初重指南目錄集』上によれば、  
「此書是初重書也、無<sup>シ</sup>外題<sup>シ</sup>」

とあり、元來は題號はなかつたとされている。しかし例え無題であつたとしても、その書物を指す場合等、便宜的にも書名を必要とすることはいうまでもない。現在では通常『往生記』とされているが、正規の題號ではないということなのである。

『往生記』を指していると思われる。もっとも古い記録は、了慧が『漢語燈錄』跋文の中<sup>2</sup>で、『往生機品』同じく『和語燈錄』において

『念佛得失義』<sup>3</sup>と稱しているもので、この記事はいづれも『往生記』を指しているものと思われる。<sup>4</sup>『往生記』の名稱が用いられる最初は、

了譽聖問によるその注釋書『往生記投機鈔』においてである。前記了譽慶善の『初重指南目錄集』、及び聰譽西仰の『五重聞書』にも無題であることを記し、同じく聰譽の『五重口傳鈔』では

私云、聞傳<sup>キフン</sup>、台家無題云<sup>トフ</sup>聖教有、此祕藏義<sup>モニヒヤ</sup>題目不<sup>レ</sup>置、直其無<sup>レ</sup>ト<sup>リ</sup>、  
く題爲<sup>タ</sup>名云<sup>ニ</sup>無題<sup>一</sup>也。如<sup>レ</sup>比例非<sup>ス</sup>。云云<sup>5</sup>

とした了譽慶善も『目錄集』中

此初重書、是此宗肝要出離大事也。佛願難思之奧義、淨土投機之祕  
頤、故祕<sup>セリ</sup>外題<sup>一</sup>。

とそれぞれ無題である理由を述べている。これらを記した聰譽も了了

も、いづれも西譽聖聰の門下であり、しかもいづれの書も師の講説を門弟が記したとするものであるから、無題であること、及びその理由は聖聰の意見と見てさしつかえない。もつとも五重傳法を創始したのは聖問であり、これをはじめて相傳したのが明徳四年（一三九三）聖聰が最初である。<sup>7</sup>したがつて聖聰の意見とするよりも、むしろ聖問の見解とするのが妥當と思われる。つまり聖問の『往生記投機鈔』述作までは、『往生記』なる名稱も定っていなかつたことは事實である。

『漢語燈錄』『和語燈錄』の編者了慧が『往生機品』とあるいは『念佛得失義』と稱しているものが『往生記』を指すと考えても定った名稱のないものとしては當然といえるし、特定の題號がつけられていない

かったから、同一の書物に不特定多數の名稱が存在していたということとの證據かもしない。

了曉の『初重指南目錄集』には

此書是初重書也。無<sup>レ</sup>外題<sup>ハ</sup>習<sup>ム</sup>。相傳<sup>ハ</sup>名<sup>ニ</sup>往生得不得記<sup>一</sup><sup>8</sup>

とあり、聰譽の『五重口傳鈔』にも

口傳云。此題目。往生得不得記<sup>ト</sup>云也<sup>9</sup>

と記し、聖聰門下においては相傳として『往生得不得記』とされてい

たことが知れる。聖聰の師聖問は、『往生記投機鈔』の中で

往生記、先<sup>ナカツテ</sup>往生得不得機分<sup>ハ</sup>、然<sup>シテ</sup>後<sup>アシテ</sup>正應<sup>ハシメテ</sup>知<sup>ル</sup>往生得不得心行<sup>10</sup>

と記しているごとく、内容上から『往生得不得記』の題號が導き出され、それが『往生記』と通稱されるようになつたものと考えられる。

いづれにしても聖問門流においては『往生得不得記』は口傳でのみ傳え、表面的には無題とする形ができあがつたことは事實であろう。

しかるに現在『往生記』の傳寫本は九本が傳えられている。そのすべては卷子本で、その構成は次のような四節よりなりたつてゐる。

一、「難遂往生機」として十三の機を列舉

二、「往生障」「往生機」としてそれぞれ（疑心・懈怠・自力・高慢）、「信心・精進・他力・卑下）を擧げ、往生の得失をまとめる。

三、「種々念佛往生機」として三十の機を列舉。

四、和語、「一紙小消息」と同文。

つまり一、二、三の漢語の部分は、大別すると「難遂往生機」と「種々念佛往生機」である。つまり「難遂往生機」は「種々念佛往生機」とあい對するもので、文章の上では同格の内題である。同じ内題であ

るにかかわらず、「難遂往生機」を一段あげ、あるいはさげて、「種々念佛往生機」と區別して、あたかも外題のごとく記している傳寫本がある。これに該當するものに「安譽虎角本」「岸柳本」「空蓮本」がある。このうち「安譽虎角本」は表題に『難遂往生機』と明記してあり、この他「酉譽聖聰本」「明譽了智本」「大譽慶竺本」「增上寺本」<sup>12</sup>が同じく題號として『難遂往生機』を用いているのが認められる。<sup>13</sup>表題に『往生記』と記しているのは一本だけで、知恩院藏の「浩譽聰補本」のみである。このような傳寫本を見るかぎり、傳書としては『難遂往生機』なる題號が一般的に通稱されていたようと思われる。

口傳では『往生得不得記』とするが元來無題であるし、便宜的にしても前述のごとく、これは、「種々念佛往生機」と對する内題でもあり、またこの書物の内容の上からも、題號に往生遂げ難き機と稱すことも、まことに奇異なことといわねばならない。これはこの書のはじめに、「難遂往生機」と書かれているので題號のごとく扱つてしまつたのだろう、とする意見もある。たしかにそのような解釋もできるが、無題とされるこの書物は、便宜上表題をつけるとしても『往生得不得記』は口傳上の題號と規定されており、記することはできない。そこで多くの傳寫本に見られるように、何故か内題「難遂往生機」を他の内題と區別し、抽出して表題として扱つているようであるが、現存傳寫本はすべて聖闇以後のものなので、この書物に傳書としての性格が置かれている。したがつてこの書物の性格から推考しても、單に内題を外題として記しただけのものは考えられず、むしろ——往生遂げ難き機——に抑止門的な意味を持たせた、意識的な表題と解するのも一つ

の考え方である。また一方西山派洞空慈泉が著した『往生機鑑』においては『難遂往機并四障四機種種念佛往生機』一卷としてあるが、これは内題の「難遂往生記」「四障」「四機」「種々念佛往生記」のすべてを繋ぎ合せて題號としているものである。これによつても、この書物に關しては内題を合せて題號とすることが用いられてきたことは充分考えられる。そこで各傳寫本の表題を考えるのに、そのような題號の省略と解釋した方がよいのか詳らかではない。しかし、いずれにしてもこの書物の題號については、今後更に充分検討すべき餘地を持っているものと考える。

#### 註

- 1、淨土傳燈輯要上・四〇丁
- 又聖聰のもとで了暁と同門の聰譽になる『五重聞書』(淨土傳燈輯要上・八六丁)にも、「此書以三無題習題。故無題即題號也」とあり。
- 2、正徳版『漢語燈錄』跋(淨全9・四六六頁)。但し惠空書寫の古本の『漢語燈錄』には拾遺語燈錄及び跋文はなく、これについての記載なし。佛教古典叢書所收『古本漢語燈錄』参照。
- 3、義山本『和語燈錄』(淨全9・五六六頁)にも、元亨版(信ヶ原良哉氏編)『法然上人和語燈錄』三四四頁)いづれにも見られる。
- 4、林彥明氏『昭和新訂三卷七書』解題二二頁
- 5、淨土傳燈輯要上・七六丁
- 6、淨土傳燈輯要上・四〇丁
- 7、淨土鎮流祖傳二(淨全17・四三五頁)
- 新撰往生傳一(淨全17・五一〇頁)
- 8、淨土傳燈輯要上・四〇丁
- 9、淨土傳燈輯要上・七六丁

但し聖聰と同門の明貞述、了曠筆の『貞傳集』下巻末・一〇丁には、初重口傳として

「无題之事強可レ云ニ往生得否之記。」

と記してあり『往生得否之記』とも稱されていたようである。

10、淨全<sup>9</sup>・八四九頁

11、佛教論叢<sup>15</sup>所收拙稿「往生記の總合的研究序説」参照、この中では七

本であるが、その後、龍谷大圖書館藏「空蓮本」及び増上寺藏「岸柳本」の存在確認。

12、林彦明氏は「明譽了智所持本」と認むべきものとしている。(昭和新

訂三卷七書解題・一六頁)。但しこれは「難遂往生記」としているが機

の誤りであろうと思われる。

13、この問題については林彦明氏も「昭和新訂三卷七書」解題で一應指摘はしている。

14、昭和新訂三卷七書解題・一二二頁

### 三、『往生記』撰述に關する問題

明治二十一年福田行誠は『傳語』を著し、五重傳法全般にわたって検討を加え、これを改革しようと試みた。この傳法改革の提案の一つに、從來初重に『往生記』を用いていたのに對して、これに代えて『選擇集』を充當すべきことを主張した。この理由としては『往生記』が宗祖の撰述としては疑わしい、ということをあげている。<sup>1</sup> 行誠のこの説に對して養鶴徹定が『傳語疑問』『傳語匡謬』『傳語匡謬餘論』、佐伯嶺巖が『淨土宗傳語正謬』、勤息義域が『傳語金鑑論』等を著し反論し、一宗あげて驟然となり論議をまきおこしたとされている。

勿論ここで述べるまでもなく、宗祕撰述を疑う見解はさらに古く、四休庵貞極が著述『五重廢立鈔』において已に指摘しているところであ

る。したがつて傳法問題あるいは『往生記』を扱う場合、この問題は絶対に避けられないものであり、それだけに慎重に検討してゆかねばならないと思う。

前にも少し言及したが、元來無題としあるこの書物には定つた書名がなく、類似した書名が『往生記』を指すのかどうか一概に規定することはできない。したがつて了慧が『漢語燈錄』跋で『往生機品』一卷としているものも、同じく『和語燈錄』で『念佛得失義』と稱しているものも『往生記』を意味していると斷定はできない。しかし『念佛得失義』なる名稱は『往生記』を差し置いて、これに相當する内容を持つ他の書物は見あたらない。『往生機品』についてもまったく同じことが考えられ、一卷と記されている點も一致することであるし、了慧の二つの記事はいずれも『往生記』を指すものとして間違いないと考えられる。そしてこの『往生記』を偽書とする立場から『語燈錄』に收録しなかつたのであると考へる。しかしこのことはすでに了慧の頃に現在の『往生記』に類する書物の存在していたことを意味し、仮に宗祖に名をかりて撰述された假託書としても、決して五重傳法成立前後のものとは考へられない。

また一方宗祖の語錄等を集録したものに親鸞の『西方指南鈔』六巻がある。この上巻末の奥書によれば

康元元年丙辰十月十三日、愚禿親鸞八十四書之。康元二歲正月一日校之<sup>4</sup>

もあり、これによれば宗祖滅後四十五年親鸞八十四歳、了慧の『語燈錄』に先立つこと十八九年前に成立したもので、法然語錄として纏ま

つた形を整えたものとしては最も古いものである。『往生記』は了慧の『漢語燈錄』『和語燈錄』に収録されてないだけでなく、この『西方指南鈔』にも收められていない。

宗祖門下で諸行本願義を主張した長西は、一般に『長西錄』と稱されている『淨土依憑經論章疏目錄』を作成している。これは編輯時點における念佛門徒として重要な經典・論章疏等を集めたものである。この中、法然撰としては次にあげる表のごとくの書名が見られる。

(書名)	(古本漢語燈)	(正德版漢語燈)
無量壽經釋	一卷	○ ○ ○ ○ ○
觀無量壽經釋	一卷	○ ○ ○ ○ ○
阿彌陀經釋	一卷	○ ○ ○ ○ ○
阿彌陀經懺法	一卷	○ ○ ○ ○ ○
往生要集料簡	一卷	○ ○ ○ ○ ○
淨土初學抄	一卷	○ ○ ○ ○ ○
選擇念佛集	一卷	○ ○ ○ ○ ○
淨土五祖傳	一卷	○ ○ ○ ○ ○
1、西譽聖應花押本	(増上寺藏)	
2、明譽了智花押本	(ク)	
3、增上寺本(明譽所持本) <sup>9</sup>	(ク)	
4、皎譽要信本	(ク)	
5、岸柳本	(ク)	
6、大譽慶竺本	(知恩寺藏)	
7、浩譽聽補本	(知恩院藏)	
8、安譽虎角本	(大巖寺藏)	
9、空蓮本	(龍谷大藏)	

以上八部をあげている。<sup>5</sup>この中、表示したごとく『阿彌陀經懺法』は古本・正徳版共になく、『往生要集料簡』は古本にあり正徳版にないが、他はすべて古本・正徳版兩『漢語燈錄』に収録されているものであるが、の中にも『往生記』もしくは、それらしき書名は見當らない。<sup>6</sup>この『長西錄』は必ずしも正確なものとはいえないが、しかし宗

祖門下で直接講筵にもたびたびならなつたであろうと思われる長西の目録に記されていないことは、やはり宗祖選述に疑いを持たざるえない大きな理由と考えられる。

明治二十三年に勤息義城が福田行誠に反論して著した『傳語金鑑論』の中で、世人に文意を知られぬよう無題としてあり、口傳によれば『往生得不得記』であつて、『往生機品』とは稱さない、了慧が偽書『往生機品』としているものとは別本、というような意味のことを主張し、小論とは別の見解を示めしているが、上述のごとく誤りだと考えられる。また了慧は正流でないので、傳書たる『往生記』を相傳されなかつた、したがつてこの間の事情を知らずする、とも説明しているが。しかし現に博多善導寺に了慧自筆の『授手印』もあり、相傳を受けたことが知られ、これまた勤息義城の説は無意味なものといわざるをえない。更に卑見の裏付けとなる材料は、現存する『往生記』傳寫本の検討より導き出されるものである。現存する傳寫本は

以上九本に、傳書としての體裁でなく、三巻書の形式になつてゐる「京都淨教寺本」（散佚）の寫しと傳えられる「安養寺本」（長野安養寺藏）また淨土宗全書收載「義山本」の都合十一本が知られる。<sup>10</sup>

一方同じく二重傳書とされる『授手印』は二祖聖光自筆本四本を含めて二十二本現存している。<sup>11</sup>これら『授手印』傳承本は時代的に了譽聖間以前の二祖自筆本・四祖寂慧自筆本・向阿自筆本等が數多く残つてゐる。

この『授手印』に見られる事實を『往生記』現存本と對比して考えてみたい。傳寫本でもっとも古いものは「嘉吉二年三月三日明譽花押」の奥書のある「明譽了智本」である。「西譽聖聰本」も西譽が明譽と同門なので、ほぼ同時代と思われるが奥書が缺けてゐる。しかしいづれにしても聖間以後の傳寫本であって、『授手印』に古い時代のものが現存していることと比較するとすべて時代的に下る。

では傳書という同じ性格を持つ書物でありながら『授手印』に古いものがあり、何故『往生記』に古い傳寫本が存在しないのか。すべてが聖間以後のものという點に、この問題を解く鍵があるのでなかろうか。もし宗祖の撰述であるならば『授手印』とともに當然古い傳寫本が存在するはずで、傳寫本がないという事實はそれが宗祖の撰述ではないことを意味するものと考えざるを得ない。思われる。しかし聖間は機・法・解・證・信の體系をなす五重傳法の組織にあたって、この『往生記』に初重としての意義を見出し、これを宗祖撰述の傳書としてとりあげたのだろうと考える。ではいつたい何故敢えてこれを採用したのか、その理由であるが、これについて三田全信博士は

一、元祖は傳法の印信として『選擇集』や『一枚起請』を開放的に授けられたので、聖間の頃には宗侶の必修の書として別に密傳・口傳を要しないものとなつてゐた。

二、『往生記』の前半の兎角の批難があるけれども、後半は元祖の『小消息』である。だから偽作とはいわれないから革新的な見解をもつた聖間は敢えて此書を用いたと考える。

三、素朴な時代で大まかだつたから批判吟味がなかつた。<sup>12</sup>

という見解を示されている。( )についてはまつたくそのとうりであろうと考へられるが、聖間は機・法・解・證・信を初重・二重・三重・四重・五重とし、それぞれに傳書を配當し五重傳法として門下に相傳したのであるが、この初重には聖間自身による『往生記』の注釋書『往生記投機鈔』で

愚鈍念佛往生人、正是宗本意也<sup>13</sup>

と説くごとく、多少問題があろうとも内容的に宗祖の本意との確信のもとに、これを採用したものと考える。また上述のごとく注釋書『往生記投機鈔』を撰して解説を試みているが、和語の部分については、總結文和字法語無別子細、故不釋之耳

としてまったく注釋を施していない。たとえ和語であろうとも、傳書なのであるから解説があつてもよいはずである。にもかかわらずこれについて何ら見解を示していないのは、單に和語で書き示めされていふから解説は不要だといった理由だけではないと思う。『小消息』は『四十八卷傳』『和語燈錄』『西方指南鈔』にも記載される宗祖の文として間違いないものである。したがつて宗祖眞撰のものだから注

釋の必要はない、とする意圖が強く作用した結果ではないだろうか。

更にいえば、むしろこの問題のある漢語の部分に、『小消息』を付け加えることによって、『往生記』源究撰述を確固たるものにしたのではないかと考えられる。

### 註

- 1、行誠上人全集（望月信道氏編）六六頁「昔日往生得不の記文を以て初重とす而して此書未だ作者をつまびらかにせず古寫本源空上人作と記す、決して上人の語氣にあらず。四休庵の曰く良遍僧都なるべしと、誠接らず、すこぶる往生決心記の語氣に似たり、然れども必ず良遍にあらざるべし、投機抄撰者の評なし意あるに似たり、ゆゑに今古傳に復して撰擇を以てす」
- 2、惠谷隆戒博士「近世傳法史について」佛大研究紀要41・四五頁に詳細な研究あり
- 3、四休庵貞極全集卷上・一九頁  
〔有人〔京師〕曰く此書祖師の眞撰に非ず、或高野の明遍、鎌倉の觀智〔光明寺〕一代の述作なりと〕
- 4、定本親鸞上人全集5・一一〇頁
- 5、舊版「大日本佛教全集」1、三三七—三五四頁・江藤激英氏編「古本漢語燈錄」・淨全9「正德版漢語燈錄」による
- 6、「佛大研究紀要」42・43合卷號所收「淨土宗傳法史上の諸問題」（下）六三頁において三田全信博士も「長西錄」に見られないことを指摘し、疑いをもつ根據の一つとされている。
- 7、傳語金鑑論十二丁参照
- 8、傳語金鑑論十一丁参照
- 9、林彦明氏「昭和新訂三卷七書」一六頁において、これと共本同筆と認められる「授手印」「領解抄」にそれぞれ「二重明譽」「三重明譽」と各々巻端に記してあるところより推定している。
- 10、各傳寫本の解説は拙稿「往生記の總合的研究序説」佛教論叢15・五三

頁參照

- 11、拙稿「國師本『末代念佛授手印』について」佛教文化研究16・二二頁參照
- 12、佛大研究紀要41・42合卷號・六四—六五頁
- 13、淨全9・八五一頁

### 四、五重傳法における『往生記』の位置

淨土宗の五重傳法は了譽聖間により組織されたもので、その意圖したところは彼の立場において、傳燈を後世に正しく傳えてゆくためのものであつたことは疑いないとところである。寂慧・定慧などより相承されたであろう口傳に自説を加え、了實及び定慧の嗣である聖滿の確認署名を得た『教相十八通』作成を経て、明徳四年に弟子聖聰に相傳

したのが、五重傳法の嚆矢とされている。以來幾多變遷はあつたとしても、今日まで淨土宗宗侶養成の基本となり、また結縁五重として在

家信者の教化等に、大きな役割をはたしていることは周知の事實である。したがつて我々としても五重傳法に對し正しい理解と認識を持つことによつてその意義を明確にしなければならない。

二祖辨阿聖光門下の然阿良忠はその教線を關東へ擴張せしめた功勞者である。聖光はこの良忠に對して

我年闌齡頽、在世不久、思<sup>フニ</sup>將來癡閻、肝腑不<sup>カヲ</sup>安、雖<sup>リト</sup>然、我法授<sup>ハケ</sup>然阿<sup>シズ</sup>畢、法燈何銷、然阿<sup>ハシメニ</sup>是予<sup>ガレル</sup>盛年也。<sup>2</sup>

護等により鎮西教團を關東において確固たるものにしていったのであつた。門下にも特に俊才が多く出て、良曉(白旗派)・性心(藤田派)・

尊觀(名越派)・道光(三條派)・然空(一條派)・慈心(木幡派)による所謂六派が形成され、その勢力は關東・京畿へと擴大されていった。

このような経過のなかにあって、教義的にも整備を見たが、それは概して同じ法然門下の他流を相手にしての自義の宣揚であったといわれる。<sup>3</sup> しかしながらかつ對外的には『元亨釋書』において虎關師練が寓宗と稱すような評價もあつたわけであるし、教團的組織としても決して強固なものであつたとは考えられず、半寓宗的・半獨立的であつたとも評されている。<sup>4</sup>

このような状況下にあつて白旗良曉の系統は定慧・聖滿と次第する本山傳系と、蓮勝・了實・聖閻となる末山傳とに分かれていた。五重傳法を組織したのはこの末山系の聖閻であるが、この聖閻は眞言・天台・性相・禪等の餘乗は勿論、神道・和歌などまで身につけたといわれる該博な知識のもとに、『淨土略名目圖』一卷、『二藏二教略頌』一卷、『釋淨土二藏義』三十卷を著した。又『顯淨土傳戒論』を著し、これらの著述によつて淨土宗義が佛教の中での立場であるかを明らかにして、その位置づけを明確にして、淨土教團の獨立性を主張した。<sup>5</sup> 所謂このような「隨他扶宗」の努力とともに並行して、その時點における宗義の現代化ともいべき教義の再組織を實施した。これが「隨自顯宗」と稱される努力で、この五重傳法はその努力の歸結ともいうべきものである。このような背景のもとに成立したのが聖閻の五重傳法であるが、その五重傳法の内容を明らかにしてその體系の

中で『往生記』がどのような意義をもつものか、充分な検討を加えなければならないと考える。

五重傳法は初重『往生記』・二重『授手印』・三重『領解抄』・四重『決答抄』・五重『往生論論』と傳書を當て、聖閻の『五重指南目錄』によれば、それぞれに口傳を配している。即ち

初重	四ヶ條	知殘	一ヶ條
二重	三十七ヶ條	云殘	一ヶ條
三重	一ヶ條	書殘	一ヶ條
四重	二ヶ條	云殘	一ヶ條
五重	六ヶ條	書殘	一ヶ條

以上合計五十五ヶ條より成り立つており、機・法・解・證・信と次第すると稱され組織されている。このように整理された形式を持つ傳法は聖閻以前には見られなかつたもので、宗祖に相傳の型を求むるとすれば、自らの著『選擇本願念佛集』の付屬といったようなものであり、その相傳を受けた門下に聖光・親鸞・隆寛・證空・源智等のものがいたといわれる。また辨阿聖光から阿良忠に對しては

辨阿以<sub>ニ</sub>相傳義并私勘文徵選擇集<sub>ニ</sub>讓<sub>ニ</sub>與沙門然阿<sub>ニ</sub>畢、聞<sub>ニ</sub>之人憲信<sub>ニ</sub>之行<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>遂<sub>ニ</sub>往生、仍錄<sub>ニ</sub>祕法<sub>ニ</sub>之帖<sub>ニ</sub>手次<sub>ニ</sub>于時嘉祐三歲八月一日法然上人口決沙門辨阿判有<sup>8</sup>

と記されるごとく、やはり自らの著『徵選擇集』『授手印』を與えたものと思われる。このような例は數多く見られ、自分の著述に口傳を添へ相傳するのが一般的で、決して一定の形式があつたわけではない。したがつて淨土宗においてこの五重相傳が組織化され実施されたこと

は畫期的な出來事といふべきで、その後の淨土宗發展を來たした大きな要因となつたのである。

この五重傳法を組織するにあたって重要な示唆を與えられたのは、淨土宗とともに關係の深い、しかも聖岡の活躍した地帶に、最も強大な勢力を扶植していた惠心流口傳法門による、と惠谷隆戒博士は指摘されている。<sup>9</sup>それによると惠心流口傳法門では三重七箇の傳法を行ない、三重とは教・行・證で、教とは法華、涅槃の教でこれを妙解し、行とは止觀の行即ち一心三觀でこれを實踐し、證とはその行によつて體驗し自證する、そしてまさしく證を得てから脈血を相傳するという。<sup>10</sup>

たしかに聖岡は五重傳法の組織化に當つて、その形式はこの天台惠心流口傳法門の示唆を受けたことも事實であろう。その組織した五重傳法の中でもっとも中心的な役割を持つてゐるのが二重の『授手印』である。その内容は六重一二件五十五の法數と稱される所謂「五種正行」、「助正二行」、「三心」、「五念門」、「四修」、「三種行儀」でこれが結歸一行につきることを說いたものであるが、『五重拾遺抄』に

知<sup>ニ</sup>淨土一宗之義修淨土一宗之行等、此文中<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>宗義<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>行相、所謂五正行文知<sup>ニ</sup>一宗行<sup>ニ</sup>宗義也、既念佛<sup>ニ</sup>一行此宗勝行知<sup>ニ</sup>次可<sup>ニ</sup>修<sup>ニ</sup>行相<sup>ニ</sup>也、三心已下文並<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>奧圖<sup>ニ</sup>其行儀次第也云云、是亦當流所傳也云云<sup>11</sup>

とあるごとく、『授手印』の中の「五種正行」、「正助二行」を一宗の義とし、「三心」、「五念門」、「四修」、「三種行儀」を一宗の行としているように、この『授手印』には一宗の義・一宗の行と極めて重要な意味が含まれており、五重傳法はこの書物が中心となつて構成されて

いることは充分窺えるところである。また聖岡自身の『五重指南目録』には五重相傳五十五ヶ條中、二重には前記のごとく三十七ヶ條と

書殘一ヶ條都合三十八ヶ條を置いており大半を占め、これによつても五重傳法が『授手印』中心で組織されていることは明らかである。

そこで聖岡が何故この『授手印』を五重傳法の中心としたのか、その意味であるが、この書物の立場は序文に

徒惱<sup>ニ</sup>失<sup>ニ</sup>稱名行<sup>ニ</sup>空悲<sup>ニ</sup>廢<sup>ニ</sup>正行之勤<sup>ニ</sup>且<sup>ハ</sup>爲<sup>ニ</sup>然師報恩<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>念佛興隆<sup>ニ</sup>任<sup>ニ</sup>弟子<sup>カ</sup>普聞<sup>ニ</sup>依<sup>ニ</sup>沙門相傳<sup>ニ</sup>錄<sup>ニ</sup>之留贈<sup>ニ</sup>向後<sup>ニ</sup>仍爲<sup>ニ</sup>決<sup>ニ</sup>末代之疑<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>備<sup>ニ</sup>未來之證<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>手印<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>證所<sup>ニ</sup>筆記<sup>ニ</sup>如<sup>ニ</sup>左

と記すごとく辨阿聖光が宗祖より相承した眞義を後世に傳えるためのものであり、まして聖光の流をくむ聖岡が五重傳法の中心とこれを採用したことは當然である。また更に阿川文正研究員がすでに指摘されているが、『授手印』本文末に

我法然上人言<sup>ニ</sup>拜<sup>ニ</sup>見<sup>スル</sup>善導<sup>ニ</sup>御釋<sup>ニ</sup>源空<sup>ニ</sup>目<sup>ニ</sup>三心五念四修皆俱見<sup>ニ</sup>南無阿彌陀佛<sup>ニ</sup>也

と記しているごとく、これによつて結歸一行が主唱されたのであり、また宗祖の『一枚起請文』に

三心四修と申事の候は、皆決定して南無阿彌陀佛にて往生するぞと思内に籠り候なり

と記す意と同じであり、換言すれば『授手印』の眼目は、宗祖の『選擇集』及び『一枚起請文』の選擇專修のご精神を、そのまま傳承するものと指摘されているが、まったくそのとうりであると考へる。したがつて『一枚起請文』あるいは『選擇集』に示めされている宗祖の眞

精神を最も具體的に適切に述べられた書物はこれ以外はない、とする立場から二重の傳書としたものと考えられる。しかるにこの二重に對して『五重指南抄』二重口傳二ヶ條では、

### 初重二重機法不離之事<sup>13</sup>

と記して初重の機と二重の法とは不離としている。つまり往生できな機根と、往生できる機根とを列らね、結局愚鈍念佛往生第一の機と規定し、それを知るための『往生記』が二重『授手印』に至る前提として、絶対に必要であるとするのである。この初重を「知機」とするが、淨土往生のおしえは自分自身が愚鈍の凡夫であることの自覺からはじめて芽ばえるのであつて、宗祖が『一枚起請文』の中で

念佛を信せん人は、たとひ一代の御のりをよく／＼學すとも、一文不知の愚鈍の身になしで、尼入道の無智のともがらにおなしくして、智者のふるまひをせずして、たゞ一向に念佛すへし。<sup>14</sup>

と申され、また『淨土宗大意』で

聖道門ノ修行ハ、智慧ヲキワメテ生死ヲハナレ、淨土門ノ修行ハ、愚癡ニカヘリテ極樂ニムマルト云云<sup>15</sup>

と述べられている意も、自らの機根が愚鈍なものであるという自覺から、信仰生活の實踐に入ってゆくことができることを主張されたものと思われる。この意を聖閻は傳法の次第にとり入れ、愚鈍念佛往生第一機を述べる『往生記』を、多少問題はあるとしても初重としたのは、むしろ宗祖の眞意を五重傳法に反映させようとした積極的な姿勢と理解するのである。

福田行誠は初重『選擇集』を配當すべきと主張したのであるが、

『選擇集』と『授手印』とは同じ性格を持つの書物であり、初重・二重にこれ等を配當したのでは、同じことのくり返しとなる恐れがある。また聖閻の時代には『選擇集』は普及し盡していて、とりわけ傳書とするまでもなく、傳書の形式という意味では『授手印』が整っている。したがつてこれを二重とし、初重には入信の第一歩として、もつとも相應しい『往生記』をあてたもので、この初重に『往生記』を採用したことが、後世五重傳法と門下教團のすばらしい發展を促した。重要な意味をもつたものと考えるのである。

註1、服部英淳博士「了譽聖閻の教學體系に關する述作 解説」新版「淨

全」<sup>12</sup>・解説二八頁參照

註2、石橋誠道氏「摩訶衍」<sup>15</sup>號所收「傳法の沿革」一二二頁參照

註3、「決疑鈔」五・淨全七・三四七頁

註4、香月乘光・伊藤唯眞兩氏「日本の宗教」<sup>2</sup>・六一頁

註5、新版大日本佛教全書<sup>62</sup>・一二三頁

註6、香月乘光・伊藤唯眞兩氏「日本の宗教」<sup>2</sup>・六六頁

註7、服部英淳博士・新版「淨全」<sup>12</sup>・解説三頁參考

註8、宗祖の門下に對する相傳については、三田全信博士「淨土宗傳法史上の諸問題(上)」佛大研究紀要<sup>41</sup>・五六一六一頁に詳細な考證あり參照

註9、了慧「然阿上人傳」淨全<sup>17</sup>・四〇八一四〇九頁  
註10、惠谷降戒博士「中世淨土宗傳法史について」佛大研究紀要<sup>42</sup>・43合卷號二六號

註11、佛大研究紀要<sup>42</sup>・43合卷號二六一二七頁參照

註12、「末代念佛授手印」の總合的研究「佛教文化研究」<sup>16</sup>・二二〇頁

註13、淨土傳燈輯要上・三〇頁

註14、昭和新修法然上人全集・四七三頁

註15、昭和新修法然上人全集・四七三頁

# 淨土宗初期の六時禮讚

—『徒然草』第二三七段の理解の前提として—

神

泰

純

## はじめに

現代の淨土宗寺院で盛んに使われている六時禮讚は、淨土宗の代表的聲明であると同時に、各宗聲明の中でも、名曲の一つに數えられるものだろう。この現代まで傳承されている曲が、現代のメロディーに定曲されたのはいつの頃からであるか、は別の問題として考察されなければならないのであるが、これから論考を加えようとするのは、淨土宗の初期に、法然上人の門下の六時禮讚がどのようなものであったか、また、どのようになされていたのか、それが、どのような傳承として、いろいろな文献に記載され、何を表わしているのか、などを明らかにしたいのである。そこには、歴史的事實もあるうし、また誤傳もあるう。法然上人の實踐された専修念佛の動きの中で、この六時禮讚は、どのような意義があつたのであろうか。

これらの疑問や問題を解いて行くにあたり、まず法然上人諸傳に描かれている六時禮讚の姿を整理し、その中から、弟子たちの間でどのように實踐させていたかを見て、最後に『徒然草』第二三七段の記事

は、どのように理解し、考えたらよいか、について私見を述べてみようと思つてゐるのである。しかし、新見は出ないかも知れないが、後世の淨土宗徒が、初期の淨土宗徒の六時禮讚をどのように見ていたか、は明らかになるであろう。

なお、法然上人諸傳の本文は、井川定慶師の『法然上人傳全集』より、歴史的研究及び論究する順序は、三田全信師の『法然上人諸傳の研究』によつた。

## 一 後白河法皇追善の六時禮讚(その一)

三田全信師の研究による、所謂「第四普及期」に屬する『法然上人傳』(弘願本)卷四には、次のように記されている。  
建久三年の秋、大和の入道親盛は、嵯峨にて七日不斷念佛ありけるに、禮讚などはじめる時、後白河の法皇の御ためなりければ、捧物少々とりだしたりければ、上人大に御氣色かはりてあるべからむるよし、いましめ仰ありけり。是念佛のはじめなりけり。念佛は自行のつとめなり。たとひ法皇に廻向したてまつるとも、布施におよ

ぶべからずとなり。〈p五三八〉

この話では、建久三年（一一九三）の秋、大和入道親盛が、嵯峨で、七日不斷念佛をしていた時に、禮讚を始めた、という骨子があり、それに、後白河法皇のために、捧物を取り出した、という事象が加わり、これに対する法然上人のご意見が書き加えられている。それに、この話で重要なのは「是念佛（不斷念佛）のはじめなりけり」とあつて、禮讚の文字のないことである。

これが、次の「第五區分期」のものになると、六時禮讚が、より具體的な姿で表現されて来る。まず、鎮西調の傳記である『法然上人傳繪詞』（琳阿本）卷四では、

後白川院の御菩提のために、建久三年の秋、やさかのやまとの入道見佛、やさかの引導寺にして七日念佛勤行侍けるに、禮讚の先達に心阿彌陀佛、助音には沙彌見佛、安樂、住蓮なり。これは同音六時禮讚のはじめなる。〈p五五八〉

とあつて、見佛が中心となつて、八坂の引導寺で、七日念佛が行なわれ、禮讚が、心阿彌陀佛が先達（調聲。雜那、句頭にある者）、見佛・安樂・住蓮が同音して催されたことが記されている。「同音六時禮讚」の始めとのこと。しかし、これには、法然上人の諫めの言葉はない。

これに對して、同期の傳記である『拾遺古德傳繪』卷五には、「禮讚」の文字はなく、「聲明」という文字で傳えられている。

建久三年秋の比、後白河院の御菩提のために、大和入道見佛引導寺にして、七日念佛勤行し侍りける。聲明の先達に、心阿彌陀佛、共

行の結衆に、見佛房、住蓮房、安樂房等、あまた人々ありけり。聲明を樂業せられることは、聲佛事をなすいはれあれば、極樂の寶樹寶池の浪のをと、風のこえも、みな苦空をとなへ常樂をしらべ。

これになぞらへて、本願の妙理をあらはし、念佛の氣味をまさんがために五音をとゞのへ七聲をたゞしくして、彼依正二報を喚ずべし。然者聽聞隨喜のたゞひ、入宗の方便となりぬべし、利益などかなからんとて、聖人とりたてたまひけり。住蓮安樂この二人は、時の宗匠ときこゆ。ゆゝしくたうとかりけるとぞ。〈p六一六〉

場所・人物は『琳阿本』と變らないが、聲明の功德を書き、特に、住蓮と安樂とについて、「時の宗匠ときこゆ」と、この二人を特筆している點が注意される。この『古德傳』は眞宗調の強い傳記とのことで、これも考えに入れて置かなければならないのだろうか。

最後になつたが、法然上人の大成された「第六集大成期」の傳記についてみると、『勅傳』草稿本的性格の強張されている『法然上人傳記』（九卷傳）卷二下には、

建久三年の秋のころ、後白河法皇の御菩提の御爲に、大和の守親盛は自行の勤也、法皇の御菩提に廻向し奉る所に布施みぐるしき次第也と、いましめ給けり。これ六時禮讚のはじめなり。〈p三五六〉

とあつて、場所・人物などは『琳阿本』と同じである（「聲明」とあるのを除けば『古德傳』も同様である）が、『弘願本』にあつた上人

の誠めが、再び加わつてゐる。これも「七日不斷念佛」と同時に行なわれた「六時禮讚」であることを物語つてゐる。

法皇崩御の後、かの御菩提の御ために、建久三年秋のころ、大和前司親盛入道法名、八坂の引導寺にして、心阿彌陀佛調聲し、住蓮、安樂、見佛等のたゞひ助音して、六時禮讚を修し、七日念佛す、結願の時、種々の捧物をとりいでのけるを、上人不受の氣をはしまして、念佛は身づからためのつとめなり。法皇の御菩提に廻向したてまつるとも、布施以外の事なり。ゆめくあるべからずとて、いましめ給ける。これ六時禮讚苦行のはじめなり、(P四四)

この集大成と言われる『法然上人行狀繪圖』(勅傳)卷一〇は、前の『九卷傳』と同様の文意構成であるが、結びの「六時禮讚苦行」とある「苦行」が何を指すのであるか、よくわからぬ。あるいは、七日間の不斷念佛に六時禮讚を加えたものを指すのかもしれない。信仰生活の中から出て來た言葉なのであらうか。ご教授にあずかりたい一つである。

以上のものを整理してみると、次のようになろう。

- (1) 建久三年の秋 〈弘・琳・古・九・勅〉
- (2) 後白河法皇のご菩提の爲 〈弘・琳・古・九・勅〉
- (3) 親盛(見佛) 〈弘・琳・古・九・勅〉
- (4) 巍峨で 〈弘〉
- 八坂の引導寺で 〈琳・古・九・勅〉
- 七日不斷念佛する 〈弘〉
- 七日念佛する 〈琳・古・九・勅〉

(6) 禮讚する 〈弘〉

六時禮讚する 〈琳・古・九・勅〉

聲明する 〈古〉

(7) 心阿彌陀佛先達調聲、見佛・安樂・住蓮助音 〈弘・琳・古・九・勅〉

(8) 同音六時禮讚のはじめ 〈琳〉

六時禮讚のはじめ 〈九〉

六時禮讚苦行のはじめ 〈勅〉

(9) 法然上人誠めの言葉 〈弘・古・九・勅〉

聲明の功德 〈古〉

(10) 住蓮・安樂は時の宗匠 〈古〉

五本に共通するものは、(1)・(2)・(3)・(10)である。これに、(9)の「不斷」があるかないかにはよるが、「七日」續くものとすれば、それは「不斷」念佛と斷らなくても明らかだ、と考えれば、これも加えられる。

四については、「嵯峨」と「八坂」と漢字で書けば、著しい相異であるけれども、かなにすれば「さか」「やさか」となり、「や」がないか、あるか、の違いとなる。どちらかを決定するのは「引導寺」がどこにあつたかによつて来る。これは統計的には後者であろうが、「弘願本」が間違いと速断してよいのは、今の私にはできない。

(5) は、七日間の不斷念佛の中で、「禮讚」をきちんと行えば「六時禮讚」になるわけで、問題は出て來ない。また、「六時禮讚」は「聲明」の一つであるから、「聲明」と書かれても不思議はない。しかし、

なぜ『古德傳』のみが「聲明」と書いているのか、は疑問として残るところである。

(iv)については、「苦行」かどうかを別にすれば、(v)からみて「同音」には違いないのであるから、この語があろうがなかろうが問題とはならない。すると、ここで別の疑問が出て來よう。即ち、先達が調聲し、結衆が同音する「六時禮讚」の「はじめ」である、となると、「同音」しない、別の形態の「六時禮讚」があつたのだろうか、ということである。この疑問が解けることを願うのみである。

(vi)と(vii)については、(vi)『琳阿本』にはどちらの記事もない。あるものは、(vi)法然上人の言葉を書いたもの（弘・九・勅）と、(vii)聲明の功德を述べ、住蓮・安樂をほめたもの（古）とに分けられる。(vi)(vii)の違いは、傳記の性格の相異から来るものなのだろう。<sup>(1)</sup>記事のない(vi)の存在を考えると、今まで整理して來た話の中、この部分は直接的なものでないことが窺われ、二次的性質を持つた部分であることが理解されてこよう。

## 二 後白河法皇追善の六時禮讚（その二）

この後白河法皇追善のために行なわれた六時禮讚について、前項で整理した五本の傳記には、それを行なつた人名は記されていたけれど、「はじめ」を行なわれた六時禮讚そのものが、どのようなものだつたかは、何ら記されていなかつた。

しかし、これから引用する諸傳は、淨土宗初期に於ける六時禮讚の形態を考える上に、重要な示唆を私たちに與えてくれる。「第一構成

期」に分類される『本朝祖師傳記繪詞』（筑後本・四卷傳）卷二を讀むと、全體としては今まで見た諸本と變らないが、前のものにはなかつた注記が施されている。

後白川法王の御爲に、建久三年秋、大和入道親盛見佛、八坂の能引尊寺に、七日、念佛つとめる。次に禮讚の先達に、心阿彌陀佛、二條院御藏能信授之<sup>(2)</sup>其結願に、種々捧物を取出侍りければ、上人、ことのほかなる景色にて、念佛は自行のつとめ也。法王の御菩提に、廻向したてまつるところに、布施みぐるしき次第也。ゆめくあるべからずといましめ給。これ六時禮讚のはじめ也。

南無釋迦牟尼佛等、一切三寶我今稽首禮、廻願往生無量壽國

右の文中にある「法則次第能信授之」は、どんなことを表わしているのだろうか。また、前項の諸傳が、何故、これを傳えていなかつたのであろうか。新たな疑問である。六時禮讚の「法則次第」なのであろうか。この注記に關連する話を傳えている。ほぼ同じ文章を持つ二本を探し出せた。一つは、「第三考證期」に屬する『知恩傳』上であり、もう一本は、南北朝時代には存在したのではないか<sup>(2)</sup>、と想定される『法然上人傳』（十卷傳）卷四である。明らかにするため、兩本を對照しておこう。

### （知恩傳）

○同年秋、

### （十卷傳）

同年秋比、

○親盛入道見佛、

前大和守親盛入道見佛、

○於八坂能引尊寺爲法王御菩  
提「七日念佛繪詞」  
提修七日念佛。

○「ナシ」

時衆住蓮安樂真阿彌陀等也。

○念佛聲名其比世間未<sub>レ</sub>有

六時禮讚聲名其比人未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之

○仍住蓮等成<sub>ニ</sub>評定<sub>ニ</sub>之處、

仍住蓮等成<sub>ニ</sub>評定<sub>ニ</sub>之處、

○能信感<sub>ニ</sub>夢相<sub>ニ</sub>云、

能信感<sub>ニ</sub>夢想<sub>ニ</sub>云、

○自<sub>ニ</sub>西方<sub>ニ</sub>六羽鳥飛來、其形似<sub>ニ</sub>

自<sub>ニ</sub>西方<sub>ニ</sub>六羽鳥飛來、其形似<sub>ニ</sub>孔

孔雀鸕鷀等、其音微妙哀婉雅亮

雀鸕鷀等、其音微妙哀婉雅亮也。

也。其鳥嘯<sub>ニ</sub>六時禮讚、起居拜

此鳥嘯<sub>ニ</sub>六時禮讚、起居禮拜行

行道旋遶云々。

道旋遶。

○此夢語<sub>ニ</sub>住蓮等、各隨喜曰、

此夢語<sub>ニ</sub>住蓮等、各隨喜云、

○是諸衆鳥皆是阿彌陀佛變化所作

是諸衆鳥皆是阿彌陀佛變化所作

鳥也。○佛我等加破令<sub>レ</sub>調<sub>ニ</sub>其音曲<sub>ニ</sub>給也

佛我等加破令<sub>レ</sub>調<sub>ニ</sub>其音曲<sub>ニ</sub>給也

云。○能信授<sub>ニ</sub>法則<sub>ニ</sub>住蓮作<sub>ニ</sub>聲明<sub>ニ</sub>

云。能信授<sub>ニ</sub>法則<sub>ニ</sub>住蓮作<sub>ニ</sub>聲明<sub>ニ</sub>

○六時禮讚聽聞自此始也云々。

六時禮讚聽聞自此念佛始<sub>ニ</sub>之

繪詞無<sub>ニ</sub>夢想<sub>ニ</sub>也。<sub>(P)</sub>七五二一三

繪詞無<sub>ニ</sub>夢想<sub>ニ</sub>也。<sub>(P)</sub>六八一

このように對照すると、『知恩傳』に少し言葉を加えたり、變えた  
りすると、『十卷傳』の文になることは明瞭である。なお、この夢想  
は、『阿彌陀經』の、

復次舍利弗、彼國常有種種奇妙雜色之鳥、白鵠、孔雀、鸕鷀、舍利、迦陵頻伽、共命之鳥、是諸衆鳥、晝夜六時、出和雅音、……是諸衆鳥、皆是阿彌陀佛、欲令法音宣流變化所作、に基づいてることは明らかであろう。この能信による夢想の眞偽は

別として、能信が法則を受け、住蓮が聲明を作つた、という傳承のあ

つたことは注意されなければならない。この『知恩傳』は、弘安三年(一一八〇)に成立しており、嘉祐三年(一一三七)より寛元二年(一一四四)の間に成つた『筑後本』にある注記を受け繼いでいるこ

とになる。

○それでは、この能信なる人物は、どのような人物なのだろうか。法然上人諸傳の中で、どのように描かれているかを、ここにまとめて置こう。

○

(1) 不斷常行三昧念佛の開白發願をした。この話は、次に載げる三

本が傳えている。

後鳥羽法王御宇建久元年秋、清水寺にて、上人說戒の座に念佛す  
め給ければ、寺家大勸進沙彌印藏、瀧山寺を道場にて不斷常行三昧

念佛はじめける。開白發願して能信、香爐をとりて行道をはじむ。  
願主印藏、僧範義、自餘不<sub>ニ</sub>分明<sub>ニ</sub>、比丘、比丘尼、其數をしらず。  
<sub>(P)</sub>四七八

この『筑後本』卷二とほぼ同文のものが、次の『九卷傳』卷二下の  
記事である。

後鳥羽院御宇、建久元年庚秋、清水寺にて上人說戒の時、念佛す  
め給ひければ、寺家の大勸進、沙彌印藏、瀧山寺を道場として不  
斷常行念佛三昧を初ける。能信といへる僧、香爐をとりて開白發願  
して行道をはじむ。願主印藏、寺僧等、ならびに比丘比丘尼其數を  
しらず。<sub>(P)</sub>三五三

三番目に、この『九卷傳』を土臺として集大成されたと考えられる『勅傳』卷一三によると、大筋ではその二本と變らないが、始められた年月に相異が見られる。

上人清水寺にして、説戒のつゐでに、罪惡の凡夫なれども、本願をたのみて念佛すれば、往生うたがひなきむね、ねむごろにすゝめ給ければ、寺家の大勅進沙彌印藏、ふかく本願を信じ、ひとへに念佛に歸す。是によりて文治四年五月十五日、瀧山寺を道場として、不斷常行念佛三昧をはじめしに、能信といへる僧、香爐をとりて、開白發願して行導するに、願主印藏寺僧等、ならびに、比丘比丘尼そのかずをしらず結縁しけり。其行いまに退轉なし。阿彌陀堂常行念佛と號する是なり。　(p五六)

建久元年（一一九〇）秋か、文治四年（一一八八）五月十五日か、

また、それぞれの傳記が何によつて書いたかは不明であるけれども、この點だけを除けば、他は同一内容を持つた話である。特に『勅傳』が「其行いまに退轉なし。阿彌陀堂常行念佛と號する是なり」と末尾に記している點は、『勅傳』の性格を示す一例であろう。また、「不斷常行三昧念佛」とも「不斷常行念佛三昧」とも書かれているが、天台にいう四種三昧の一つである「常行三昧」による念佛を意味するものと考えられ、それによつて、更に、『勅傳』にいう「阿彌陀堂」とわざわざその行なわれる場所を冠した表現がとられたのである。この「常行三昧」による念佛の「開白發願」を務めたのが、能信なのである。

(4) 妙法經のコウゾを植え、往生人に佛縁を結ばせる。

この話は、(1)に引用した三本にあり、前話に續けて記されているものである。

其間、南都古年童出家して、念佛衆に交て、高聲念佛申て松苑寺邊に、私宅往生をとぐ、能信、如法經の紙草をうへながら、往生人の縁をむすぶ。入棺前火やくをつとめて還に、異香、衣のうへに薰す。人々奇異のおもひをなすと云々。　(筑後本)

清水寺にて上人説戒の時、念佛のすゝめ給ひけるに、南都興福寺の古年童、發心出家して則瀧山寺の念佛衆にまじはりけるが、松蒙寺の邊に、庵室を結びて高聲念佛して往生をとぐ。能信、如法經のかうぞをうへながら、往生人の縁をむすぶ。棺の前の火の役をつとめて歸るに、異香夜のうへに薰す、人々奇特のおもひをなせり。　(p 三五三)　(九卷傳)

南都興福寺の古年童は、上人清水寺にて説戒のとき、念佛をすゝめ給をきゝて、歸依渴仰のあまり、やがて發心出家して松苑寺のほとりに、いほりをむすびて念佛しけるが、つゐに靈瑞を感じ、高聲念佛して往生をとぐ。能信といふ僧、如法經のかうぞをうへながら、往生人に縁をむすばむために、棺のさきの火の役をつとめてかへるに異香ころものうへに薰す。人々奇特のおもひをなし、信心をますものおばかりけり。　(p 五七)　(勅傳)

これらに描かれている能信の姿は、如法經の料紙にするコウゾを植えて毎日を送つており、往生人があると、その荼毗に立ち合い、火たき役を務めているのである。この中、コウゾを植える仕事には、どのような意義があつたのであろうか。また、その時には、どんなことを

していたのであろうか。『淨土三部經如法經次第』卷首の「御料紙事」の條を見ると、

殖<sub>ニ</sub>紙曾<sub>ハ</sub>、千日行<sub>レ</sub>之可<sub>レ</sub>用、但行<sub>ニ</sub>紙曾<sub>ハ</sub>之間、可<sub>レ</sub>修<sub>ニ</sub>念佛禮讚<sub>。</sub>欲<sub>ニ</sub>讀<sub>ニ</sub>誦經<sub>之時</sub>、可<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>三部經<sub>也</sub>。若無<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>此行<sub>レ</sub>之料紙<sub>者</sub>、可<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>市料紙<sub>。</sub>其次第如<sub>レ</sub>常。

とあつて、千日間行うことになつてゐる。その間に「念佛禮讚」を修すことを主體としていることがわかる。それに、同書の奥書によると、見佛が「後白河法皇御菩提」の爲に如法經を始める時、法然上人に申し出で、法則を作成していただいたことが記されている。

本曰、此法則者黒谷上人、准<sub>ニ</sub>法花如法經、被<sub>ニ</sub>選<sub>ニ</sub>出<sub>レ</sub>之。大和入道見佛奉<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>後白河法皇御菩提、可<sub>レ</sub>修<sub>ニ</sub>何行法、思<sub>ニ</sub>惟<sub>ニ</sub>處、入<sub>ニ</sub>見佛夢、菩提如法可<sub>レ</sub>訪示給<sub>。</sub>仍申<sub>ニ</sub>此由於上人<sub>ニ</sub>之間、淨土如法經始行次第法則被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之。云々、

本論とは外れるので、この『如法經次第』については論じないが、比較してみると、天台宗に於いて用いられている『法華經如法經次第』を基にしてできていることは明らかである。能信が法則を作つたと傳えている六時禮讚と同じく、後白河法皇追善のために行なわれてゐるのである。何か關係でもあるのだろうか、疑問の生まれるところである。

## ○

この疑問を考える前に、後白河法皇十三年御遠忌のことを見ておこう。建久三年秋に六時禮讚の行なわれたことを記した後に、後白河法皇とは縁の深い蓮華王院で十三年御遠忌のあつたことが、『勅傳』に

のみ記載されている。

後白河の法皇の十三年の御遠忌に當て、土御門院、元久元年三月に、御佛事を修せられるに、上人蓮華王院にして、淨土の三部經を書きせられ、能聲をゑらびて六時禮讚を勤行して、ねんごろに御菩提をぞ訪申されける、(P四五)

この場合、六時禮讚は淨土三部經の書寫と共に行なわれてゐる。『勅傳』は、この文に續けて、先に引用した『淨土三部經如法經次第』の奥書と同内容の和文で書き始められている。

又大和入道見佛もおなじく、法皇の御菩提をいのり申さむために、いづれの行法をか修べきと思惟するに、法皇見佛が夢に、我菩提をば如法に訪べきよしを示されけり。則見佛此由を、上人に申ければ、上人淨土の三部經を、如法に書寫すべき次第、法華の如法經になぞらへて法則を出さる。(P四五)

この『勅傳』の編者は、法皇の十三年御遠忌に如法經がなされたことを前提として、更に、「所謂かの記云」として『淨土三部經次第』の全文が、和文で書かれ、

上人記錄の法則かくのごとし、追福のために、是等の善根を修する事、このときよりはじまるとなむ、申しつたへ侍る。されば其後三部經を如法に書寫する事、世におほく聞へ侍り。(P四七)  
と書いて、この條を終つてゐる。このことから、『淨土三部經如法經次第』の法則が天台宗所依の『法華經如法經次第』によつて作成されたことは、淨土宗草創記の諸式を考える上に、特例ではなく、むしろあまり抵抗なくなっていたのではないかろうか。

六時禮讚とは少々離れたが、六時禮讚の法則を同衆の者に授けたと傳えられた能信との関連から、關係ある文章について検討して來たことは、これから論を進めてゆく上に、参考になると思う。

それにしても、能信が法則を作り、住蓮が聲明を作つたという六時禮讚の存在は、淨土宗の初期に於ける法式を考える上に重要な位置を占めると思われるのに、時期が下るに従つて、この話が、法然上人の傳記に、何故採用されなくなつたのであろうか、は問題を残すところである。『如法經次第』が『勅傳』にのみ採用されている中に――

### 三 住蓮・安樂の六時禮讚

前項までに整理した、心阿彌陀佛が先達調聲し、見佛・安樂・住蓮らが助音して行なわれた六時禮讚、能信が法則を作り、住蓮が聲明を作つたとも傳えられる、この時の六時禮讚は、「はじめ」であつて（歴史的事實としてかどうかは別として）、この六時禮讚（または別のものかもしれないが）を一般化し、普及させたのは、建久三年秋の時にも參加していた住蓮と安樂とであろう。本項では、この二人の六時禮讚が、いかに表現され、どのようなものであつたかを、前と同様に、關係ある部分を全文引用しながら考えてみよう。

「第一構成期」の傳記である『法然上人傳法繪』（高田本）下巻によると、

わざわい三女よりおこるといふは本文なり。隱岐の法皇熊野詣のひまに、小御所の女房達れぐをなぐさめんために、上人の御弟子藏人入道安樂房は日本第一の美僧なりければ、これをめしよせて禮

讀をさせて、そのまぎれに燈明をけして、これをとらへて、種々の不思議の事どもありけり。法皇御下向ののちこれをきこしめして、逆鱗のあまり、住蓮安樂二人おば、やがて死罪におこなはれにけり。  
（p.五五）

と、小御所の女房たちに召されて禮讚をしたことを傳えている。『弘願本』卷四には小異のみで、これと同文を載せている。<sup>(1)</sup> この文章だけからすると、小御所へ召されたのは安樂一人のようであるのに、「住蓮安樂二人」が死罪となつてゐる。「日本第一の美僧」だつた安樂それが自身が目的だつたので、彼の名だけを記したのだろうか、また、（禮讚）は付け足しなのだろうか。「死罪」になつた原因は「種々の不思議の事ども」にあつた書きぶりでもある。

『知恩傳』卷下の「住蓮安樂被行斬刑事」の條には、禮讚をしたことは書かれておらず、小御所の女房に住蓮安樂らが呼ばれたことのみ傳えてゐる。

……尋其濫觕者、太上天皇以熊野御參詣之隙、小御所女房達招請住蓮安樂等、有念佛聽聞。還御後被聞召此由、甚以有逆鱗。自此已後念佛者御氣色背報畢。……（p.七五六）

「自此已後念佛者」に対する後鳥羽上皇の「御氣色」が悪化したというが、この文の前後に、上皇がそのようなお氣持になられた原因を傳えてゐる。

異學異見之輩我慢偏執之故、可<sub>レ</sub>停止專修念佛之由、驚天聽頻達<sub>ニ</sub>報聞<sub>ニ</sub>之間、後鳥羽院有<sub>ニ</sub>勅許<sub>ニ</sub>遂被<sub>ニ</sub>召<sub>ニ</sub>取住蓮安樂了。此條非啻山門衆徒鬱憤、聊讒臣誤<sub>ニ</sub>報情<sub>ニ</sub>故也、……住蓮等爲<sub>ニ</sub>上人御弟子、

於其身全無過無犯之處、有誹謗輩致無實讒奏之故、忽蒙勅勘「被召籠之條、偏僕臣之誤君。始浮雲幣白曰、……」<sup>(4)</sup> ▶ p. 七五六

住蓮などには「於其身全無過無犯之處」と潔白なことを主張し、相手方に何か原因のあつたことを間接的に表現している。それに讒言する者によつて歪曲された話が上皇に傳えられたことを示唆している。しかし、この出来事は、當時、世に喧傳されていたことだつたのであろう。慈圓の『愚管抄』卷六には、次のように傳えている。

ソノ中ニ安樂房トテ、泰經入道ガモトニアリケル侍、入道シテ專修ノ行人トテ、又住蓮トツガイテ、六時禮讚ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテ、尼ドモニ歸依渴仰セラル、者出キニケリ。ソレラガアマリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿彌陀佛ハスコシモトガメ玉ハズ。一向專修ニイリテ念佛バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニムカヘ玉フズ」ト云テ、京田舎サンガラコノヤウニナリケル程ニ、院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御ムロノ御母マジリコレヲ信ジテ、ミソカニ安樂ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトゞメナドスル事出キタリケリ。トカク云バカリナクテ、終ニ安樂・住蓮頸キラレニケリ。<sup>(5)</sup>

この慈圓の文章には、前に引用した傳記の文章と比べて、同時代評としても、重要なこと詳しいことが含まれている。六時禮讚に焦點をしぼつて、そのいくつかを考えてみよう。

(4) 安樂が住蓮と組みになつていたこと。

安樂の來歴を述べたあと、「住蓮トツガイテ」とある部分である。

この「ツガフ」は、ハ行四段活用の自動詞で「二つのものが對になつている」「いつしょにいる」という意味なので、安樂は、住蓮と組みになつて行動していたことを表わしている。また「安樂ナド云物ヨビヨセテ」とあつて、これも複數であることを表現し、「終ニ安樂・住蓮」がその首謀者として死罪になることも、肯首できる。

(4) 善導和上のおこない。

「六時禮讚ハ善導和上ノ行也」と安樂が申していいたのこと。この言葉は、前に見た諸傳の中にはなかつたことである。安樂が「專修ノ行人」としての念佛者であつたことを書いていながら、「又」一方で、この言葉を申して、「コレヲタテ、」いた、というのである。この「タテ」は連用形なので、タ行下二段活用の他動詞である。一八ほどある意味のうち、使用されたかたちから、「表面に出す」「言いだす」<sup>(6)</sup>「廣く知らせる」<sup>(7)</sup>意にあたろう。法然上人の門下なので專修念佛の徒であろうが、特に、また一方では、六時禮讚に力を入れて布教活動していたのであろう。六時禮讚は「能聲をえらびて」勤行するような性質もあるので、その聲の良さに引かれたり、また安樂が「日本第一の美僧」<sup>(8)</sup>だつたからであろうか、「尼ドモニ歸依渴仰セラル、者」として、ある人たちから見られていたわけである。しかし、あくまでも、

彼らは、師法然上人が偏依善導によつて專修念佛している。その「善導和上ノ行」なのだ、という信念があつたのではないか。そこには天性の美聲はあつたかもしれないが、自分の「おこない」に信念があつたから、二人とも死の間際まで六時禮讚を行ない、念佛して死んで行

かれたのである。（これは後で觸れることだが）

(ハ) 小御所の女房たち。

赤松俊秀氏の頭注によると、「院ノ小御所ノ女房」について、

「院小御所女房伊賀局」（仁和寺日次記、承久元年八月十一日）。

とされ、「御ムロノ御母」については、

道助法親王のこと。俗名長仁。母は後鳥羽上皇妃坊門局、内大臣藤

原信清娘。

とされている。これらの人たちが、安樂を祕かに呼ばれて、專修念佛のことを「トカセテキカノ」とされた。その時に、同僚を伴つて伺つた安樂を、「夜ルサヘトマメナドスル事出キ」てしまつたのである。

安樂たちは、受身の立場に立たされていることは読み取れよう。夜、どのようなことがあつたかは、ここには何も書かれていない。先に引用した「そのまぎれた燈明をけして、これをとらへて、種々の不思議の事どもありけり」というようなことがなされたのだろうか。今となつては不明なことの一つである。

もう一つ、この類話を傳えているのが『法然上人行狀繪圖』（勅傳）卷三三である。

かくて南都北嶺の訴訟次第にとまり、專修念佛の興行無爲にすぐるところに、翌年建永元年十二月九日、後鳥羽院、熊野山の臨幸ありき、そのころ上人の門徒、住蓮安樂等のともがら、東山鹿谷にして別時念佛をはじめ、六時禮讚をつとむ、さだまれるふし拍子なく、をの／＼哀歎悲喜の音曲をなすさま、めずらしくたうとかりければ、聽衆おほくあつまりて、發心する人もあまたきこえしなかに、御所

の御留守の女房出家の事ありける程に還幸ののち、あしさまに讒し申人やありけん。〔P二三二四〕

この『勅傳』の話を『愚管抄』の傳えている話と比較してみると、(イ)に相當することは明らかであるが、この二人の中心として行なつていたと思われる場所が「東山鹿谷」であること、及び「別時禮讚をはじめ、六時禮讚をつと」めていたことを明記しているのは、他の傳記にはなかつた部分である。(ア)に相當する語は全然ない。(ハ)については、後鳥羽上皇のお留守に「女房出家の事」があつたとのみ傳えているが、『愚管抄』始め、先に引用した諸傳には出家の事は出ておらず、他との大きな相異點である。その上「還幸ののち、あしさまに讒し申人やありけん」と、第三者の讒言があつたよう傳えているのは、『知恩傳』と共に『勅傳』の特色である。

容を言わず、端的な表現を取つたのであらうか。これが導火線となつて、住蓮安樂は死罪となり、法然上人を始めとして、その弟子たちは、都から各流罪地へと追わされて行つたのである。

これは、本論で問題としている六時禮讀とは關係がなくなるので（また、ご承知の通りなので）、これ以上追求しないが、この『勅傳』は、六時禮讀本來の性質として重要なことを書いている。この時の六時禮讀は「さだまれるふし拍子なく、をの／＼哀歎悲喜の音曲をなすさま、めづらしくたうとか」つたというのである。このような表現は、今まで引用して來た諸傳や文獻にはなかつたところである。何故、延慶四年（一三二一）から元亨三年（一三三三）の間に成立した『勅傳』のみに、この「ふし拍子」についての記事があるのであらうか。これについては、もう一度、『徒然草』第二二七段を検討する時、考えてみよう。

#### 四 住蓮・安樂最後の禮讀

前項で見たように、六時禮讀に力を入れていた住蓮と安樂は、最後には死罪となるのであるが、その有様を記している法然上人傳は、『知恩傳』『拾遺古德傳繪』『法然上人行狀繪圖』（勅傳）の三本である。これらには、二人が刑場へ赴くまでのこと、刑場でのようす、死に臨んでの奇端などが、いろいろと書かれている。

まず「第三考證期」の『知恩傳』卷下からみると、「住蓮安樂被行斬刑一事」と題され、その下に「繪詞無、又未傳聞此事、恐浮說歟、可尋之」と割注されてから、前項に引用した部分が書かれ、それ

に續けて、

禪定殿内々被難申之間、勅答云、是山門衆徒儕也、自今以後高聲念佛可停止之由進誓狀者可有免許之旨被仰下官人。

と、「高聲念佛可停止之由」の誓狀を出せば許されることを明らかにしている。そこで住蓮たちと官人との遣り取りが交わされる。

住蓮等申云、我等適逢彌陀超世之本願、此度可遂出離、思其恩德捨沙身尚不厭足、爲自爲他不可不唱。心爲恩使命依義輕者此謂也云々。

官人等奏聞此由、逆鱗彌甚。申狀奇恠也。可處死罪之旨被仰下聞、官人等重誘住蓮等可進誓狀由申之。住蓮等申云、念佛者身高下假令真實念佛不可申之誓狀忌々事侍。我不愛生命但惜無上道佛說給。設雖被處死罪全不可及怠狀也云々。

どうしても説得できないことを知つた官人は、河原へ二人を引き出して斬刑に處することになるのである。その時の模様は、次のように書かれている。

官人不及力、二人河原引出欲誅之。  
住蓮申云、何於一所不被斬。

官人曰、勅定也。

住蓮云、設雖勅命今一度於一所欲申臨終念佛。

官人許具來安樂房。

兩人日中禮讀始。住蓮房調聲、安樂房助音也。道俗成市絞袂、至彌陀真色之文、西方空紫雲生。悲喜鳴咽。

止禮讚、打落頭。頭向西而居斬身合掌而座、見物驚目聞者彈指矣。〈P七五六一七〉

住蓮が調聲し、安樂が助音して、日中禮讚をなし、最後まで終らないうちに斬首されたことを傳え、その時の奇瑞を記しているのである。なおこれは『知恩傳』の抜萃者の次の割注が付けられている。

私云此事未傳聞、能々可尋事也。常ニハ只切根トコソ云傳ヘタレ、如何。云々

これによつて一般に傳承されていた話と相異のあつたことを知る」とができる。

その斬刑の行なわれた場所をただ「河原」と記するのみで、その語の使われる通例からすれば、「賀茂の河原」ということになるのであるが、次の『拾遺古德傳繪』卷七は「近江國馬淵」であるとしている。善縁房西意①、性願房、住蓮房、安樂房②、已上死罪四人。

この①②には、次の割注がなされている。

①於攝津國誅、佐々木判官、不知實名沙汰。

②已上於近江國馬淵、二位法師尊長沙汰云々。

ただ、このようにあるだけで、その時、どんなことをして死んで行つたかは、何も書かれてはおらず、次の奇瑞だけが特記されている。この人々誅せらるゝとき、面々不可思議の奇瑞をあらはす。或はながれいづる所の血より青蓮華出生す。或は頸おちて後、合掌を改めて念珠をくること百八の念珠をもて三反と云々。或は頭より光をはなち、おつるところの頸、高聲念佛十餘遍、これをとなふ。或は口より蓮華出生す。種々の事等ありけりとなん。〈P六一八一九〉

この奇瑞が、前の四人の順番通りとすれば、住蓮は「頭より光をはなち、おつるところの頸、高聲念佛十餘遍、これをとなふ」ものとなり、安樂は「口より蓮華出生す」となる。しかし、順序にかまわないとすれば、『知恩傳』にあつた「頭向西而居斬身合掌而坐」との關係も考えなければならない。

最後に、「第六集大成期」の『法然上人行狀繪圖』（勅傳）卷三三を見ると、

おほきに逆鱗ありて、翌年建永二年二月九日、住蓮安樂を庭上にめされて、罪科せらるゝとき、安樂、見有修行起眞義、方便破壞競生怨、如此生盲闇提輩、毀滅頼教永沈淪、超過大地微塵劫、未可得離三途身、の文を誦しけるに、逆鱗いよいよさかりにして、官人秀能におほせて、六條川原にして安樂を死罪におこなはるゝ時、奉行の官人にいとまをひ、ひとり日没の禮讚を行づるに、紫雲そらにみちければ、諸人あやしみをなすところに、安樂申けるは、念佛數百遍のゝち、十念を唱へんをまちてきるべし。合掌みだれずして、右にふさば、本意をとげぬと知べしといひて、高聲念佛數百反のゝち、十念みちけるときられけるに、いひつるにたがはず、合掌みだれずして右にふしにけり。見聞の諸人隨喜の涙をながし、念佛に歸する人おばかりけり。〈P二三四一五〉

『知恩傳』と『古德傳』とが住蓮を中心として話を進めていくのに對して、この『勅傳』では、安樂に中心を置いて書かれている點は注意される。「六條川原」で處刑がなされ、その時に「日没の禮讚」が行ぜられている。『知恩傳』では「日中禮讚」があつたのに。「合掌

みだれずして、右にふさば、本意をとげぬと知べし」という言葉通りであつたため、見物していた諸人は隨喜の涙を流し、「念佛に歸する人おほかりけり」と、この安樂の死の姿が、信仰心のあかしとして語られ、教法を廣める材料のように表現されているのは、他にはなかつたことである。

以上の三本にあつたものは、表現はまちまちであつても、住蓮や安樂が死に臨んでも信仰は捨てず、禮讚をし、住生の素懷をとげた、ことは述べられていると見てよからう。前項とも關連することだが、六時禮讚にも力を注いでいた二人にとつても、誠に相應しい姿として描かれている。そこには、潤色の相異は多々なされてはいようが、また、疑えば全部がそうだ、とも考えられなくはない話であるけれど。歴史的事實が如何ようなものであつたかは不明である今、後世の淨土教徒の見た、住蓮・安樂の最後の姿も、一概に捨て去つてしまふわけにはいかないように思われて来る。

## 五 他の法然上人門下と六時禮讚

今まで、心阿彌陀佛、見佛、住蓮、安樂、能信などの六時禮讚との關り合いを整理して來たのであるが、その他の門下の者たちは、六時禮讚をどんな工合に行なつていたのだろうか。敷例にしか過ぎないが、二祖聖光上人、三祖良忠上人、眞宗の親鸞聖人の場合を考えてみよう。まず聖光上人の姿を求めるに『法然上人行狀繪圖』（勅傳）卷四三に、

ためて光明寺となづく、此寺にして、上人相承の法門を住持し、念佛往生の解行を弘通すること、一生をふるまで、片時も廢することなし。このひじり、淨土門にいりしよりのちは、毎日に六巻の阿彌陀經、六時の禮讚ときをたがへず。又六萬反の稱名をこたることなし。初夜のつとめをはりて、一時ばかりぞまどろまれける。そののちはおきゐつつ、あくるまで高聲念佛たゆむことなかりけり。〔P二九九〕

とあつて、二祖上人が各時毎に、阿彌陀經一巻と禮讚に一萬反の稱名をなされておられたことを傳えているが、これは『一言芳談』にある、三祖上人の語られたお言葉にも窺える。

同じ〈然阿〉上人いはく、「聖光上人は、談義の最中、日中時來たれる時は、一文一句をも誦しさして、やがて、阿彌陀經を始め、禮讚念佛を行じましましき。同聞の聽衆も、心ならず、各別に禮讚をしき」云々。〔二三七〕

談義の途中で「日中時」が來てしまえば、講義をやめてしまわれ、阿彌陀經、禮讚、念佛を直ちになさるので、聽衆も仕方なく各人別々に禮讚をしたというのである。この『一言芳談』の語は、先の『勅傳』の話を端的に裏付けるものであろう。そればかりでなく、この三祖上人のお言葉の中で重要なことは、「各別に禮讚をし」たという點である。二祖上人は周囲の人におかまいなしに、ご自分の毎日なさる通りに、さつさとなさると、聽衆は別々に、それぞれ禮讚をしている姿で、ここには、同音で、一齊にするのではない、禮讚の模様が窺えよう。このような禮讚の仕方もあつたのである。

次に、三祖良忠上人は、『一言芳談』の傳えるところによると、禮

讚のあと念佛について、次のように語つておられる。

然阿上人いはく、「別時まではなくとも、六時禮讚の次の念佛、心

すまさむ時などは、別に用心して、見佛の思ひに住すべし」云々。

（一三五）

六時禮讚をそれぞれの時になす時、その後の念佛について「心すま

さん時」には、散善の念佛ではなく、「見佛の思ひ」をなす定善に近い念佛をするように注意されておられる。心すまない時の念佛は、散善の念佛でよかつたのであろうか。二祖上人のことを述べられた時のように、各自ばらばらに行なう時などは、もしこの後に念佛が行なわれば、散善の念佛にならざるを得ないであらうから。ということは、

住蓮や安樂の場合を見て來たような同音の禮讚、次の念佛の時には定

善に近い状態でなされたのではなかろうか。これは重要な點だと思う。

親鸞聖人の場合を見ると、『拾遺古德傳繪』卷九に、

善信聖人も、勅免のうへは、やがて歸京あるべきにて侍りけるほどに、聖人入洛の後、不幾してのち入滅のよしきこえければ、いまは

古京に歸てもなにかせん、不レ如、師訓をひろめて滅後の化義をたすけんにはとて、いそぎのぼりたまはず、東關の境、こゝかしこに多の星霜をぞかさねたまひける。良久ありて入洛、五條西洞院わたりに、一の勝地を占てすみたまふ。このとき、先師聖人沒後中陰の追善にもれたること恨也とて、その聖忌をむかふることに、聲明の

宗匠を屈し、縉徒の禪襟をとゞのへて、月々四日四夜、禮讚念佛とりをこなはれけり。是爾先師報恩謝德のためなり云々。（P六四四一

五

とあつて、法然上人への報恩謝徳のために、四日四夜、禮讚・念佛を行なつてゐるのである。この時、聲明の宗匠を坐らせ、僧侶をととのえて、共に行なわせている。これだけでは、具體的なことは何もわからないが、ただ、大勢で、威儀を正して行じられたものと考えてよからう。

これら三人のなしておられる禮讚を考えると、二祖、三祖は毎日の信仰生活の中での禮讚であり、親鸞聖人の場合は、元祖に對する報恩謝徳の特別な場合の禮讚であるが、いずれも、禮讚だけでなく、念佛と一緒に行なわれていることは注意されることである。

## 六 『徒然草』第二二七段の六時禮讚

六時禮讚は、法然上人の弟子、安樂といひける僧、經文を集めて作りて、勤めにしけり。その後、太秦善觀房といふ僧、節博士を定めて、聲明になせり。一念の念佛の最初なり、後嵯峨院の御代より始まり。法事讚も、同じく、善觀房始めたるなり。<sup>(12)</sup>

この二二七段には、兼好は、一念や法事讚にも言及しているから、これらを含めて考察を加えなければ、この段の理解とはならない。しかし、本論の中心とは外れるので、六時禮讚のみ問題としてみよう。六時禮讚そのものは、善導大師の作であることは明確な事實なので、この文を讀む上に問題となるのは、安樂が「經文を集めて作りて、勤めにしけり」という部分であろう。『徒然草』の注釋書は夥しい數にのぼつてゐるので、その全部に目を通すこともできかねるから、口語

譯があつたり、語釋のあつたりするものの中、現在入手しやすいもののいくつかについて引用し、考えを進めていこう。

○經文をあつめて作つて、おつとめにしたのである。（内海弘藏）

○經文をあつめて作つて、六時のお勤めに誦したものである。

あつめてつくりて經文の中から適當な句を選び集めて作つたとの意。（飯野哲二）

○いろいろの經文を集めて作つて、朝夕のおつとめにした。

勤めにしけり 勤行の時に誦した。（山岸徳平・三谷榮二）

○經文を集めて作つて、朝夕のお勤め用にしたのである。

勤めにしけり 六時のお勤め用にした。（村井順）

○經典の文句を適當に集めて作り、毎日の勤行に用いたものである。

勤めにしけり この安樂房が、善導の『往生禮讚偈』に倣つて、別に『六時禮讚』を作つたという史料は未詳であるが、あるいは、そういうこともあつたかも知れない。

『参考』には、この點につき、「安樂が作なりといへるは不審なる事也。禮讚の文段、事の外ながきゆへに、もし其中より略式の勤行をはじめて作り出せる事もありけるか、今の淨土宗の世俗に發願經とてよむも、此禮讚のうちより、發願の文をぬきいだして用ゆる事也」と注している。「勤めにしけり」については、毎日の勤行にしたの意であることは、右の引用により知られる。底本には「造りて」とあるを「作りて」と改めた。（安良岡康作）

○經文を集めて作つて、朝夕のお勤めにしたのである。  
勤めにしけり おつとめにしたのである。（川瀬一馬）

これらの譯語の中、「勤め」については、古語辭典の語義「佛語。毎日、佛前で讀經し禮讚すること。勤行(ごんぎょう)<sup>(15)</sup>」と同様に扱っていることは明らかであり、前項まで引用して來た法然上人諸傳の文からも、勤行として六時禮讚が用いられていたことは理解されると思う。

「集めて作りて」については、語釋として飯野氏と安良岡氏とが扱つておられるが、特に詳しい安良岡氏は、惠空の『徒然草参考』（延寶八年・一六七八）の説を引用され、安樂が作つたのは略式の勤行でもあるのか、を紹介されている。それ以外のことは、何ら具體的な内容はなく、ただ單なる譯語に終つている。

この二二七段の文に、今まで見て來た法然上人諸傳の六時禮讚に関する記事を合わせ考えてみると、どのように理解されようか。

安良岡氏も「解説」欄で引用されている寶田正道氏の「鎌倉時代における淨土門聲明の盛行」<sup>(17)</sup>という貴重な論考がある。この論考の中で、安樂新作の『六時禮讚』に言及され、この二二七段の解釋に關連して、『往生禮讚纂釋』上卷、『愚管抄』卷六、『往生禮讚鈔』卷一の文章を引かれたあと、

むしろ法然の『選擇本願念佛集』一部十六章に引かれている「往生禮讚」の文が、その度數においてもつとも多い「觀經疏」の壘を摩せんとしている事實や、後述のように「往生禮讚」盛行の様子などからみると、當時は一般に善導のものを用いたものと思われる。しかし、この他にも源信作の『極樂六時讚』を愛吟しているから、安樂の新作と稱するものがあるかないかは別として、これら三者の關

係は今後まだ究明する餘地をもつものといえよう。ただ、ここではそうした論證をなす暇がないから、それは後日の検討を期することにする。〔p六〇〕

一二七段の本文について、諸本間の異同はないが、『正徳本徒然草』にのみ、末尾に、  
と書かれて、結論は留保されている。

一二七段の本文について、諸本間の異同はないが、『正徳本徒然草』にのみ、末尾に、  
是にもみせけし也。  
と注記が附されていることである。他の諸本にはない文句である。どの部分が「みせけし」なのだろうか、それとも全般にわたつてなのだろうか。新作があつたか、なかつたかの問題と共に、この段は不可解なのである。

### おわりに

法然上人諸傳に記載されていた六時禮讀の文章の整理と、『徒然草』第三二七段の記事に含まれている問題點について、はつきりとして来るので、これらが伝えていたる話に含まれているものが、どのようなものであつたかを、一通りまとめて、本論のおわりとしよう。

#### ○齊唱か否か？

後白河法皇追善の六時禮讀、住蓮安樂最後の禮讀（親鸞聖人の報恩謝徳の禮讀も含まれよう）のように、先達が調聲の（現在の句頭・維那が上音・中音・下音を出すのに當る）、大衆が同音する形を取つて齊唱する場合と、聖光上人の時のように、各自別々に勝手に行なう場合とあつた。

#### ○禮讀が中心か否か？

住蓮と安樂のように、念佛も行なうが、六時禮讀を中心として、多くの信者と接觸している場合と、見佛が中心となつて催した後白河法皇追善の不斷念佛の中に、六時禮讀が組み込まれた場合と、聖光上人や良忠上人のように、阿彌陀經（三祖の場合は不明である）・禮讀・念佛という形で、毎日行なわれる場合とがある。

なお、六時禮讀をすると大勢の人が集つたことを示す話が、『一言芳談』にあるので記しておこう。

信澄房いはく、「寂林寺にも、六時禮讀など詠みて、聽聞に人集めなどせば、即ち、所損じたるにてあるべきなり」〔九二〕

#### ○作者・作曲者は？

西洋音樂でいう「作詩」「作曲」者ではないが、「作る」に關連して考えてみると、二項で明らかになつた『六時禮讀』の法則を能信が作り、聲明を住蓮が作つたという説を検討しなければならない。この眞偽を確かめる術は、現在の私の力では、どうにもならないが、善導大師の『往生禮讀偈』そのままか、あるいは略式かは詳かでないけれど、これだけでするのではなく、讀經・禮讀・念佛と行なわれた。その前後や間に偈文などを加えた、一つの「法則」があつたことを語っているのであろう。『淨土三部經如法經次第』なる法則が制定されたように、このような、何らかの「法則」によつて禮讀がなされていてとすれば、能信が「法則」を作つて後白河法皇の追善に使用してもよく、また、安樂が「經文を集めて」「六時禮讀」の法則を「作りて」「勤めにし」てもよいのである。

これと同じように、その禮讃の「ふし」や「拍子」が決つていなく、そこに参加している人が「をの／＼哀歎悲喜の音曲をなす」ような状態で、決められた法則に従つて行なつていたとしたら、どうであろうか。

このような草創期の状態から、だんだんと定曲化して行つたし、行かざるを得ない宗教性から考えると、兼好が書き残している「その後、太秦觀房といふ僧、節博士を定めて、聲明になせり」ということになるのではないか。

また、四項で扱つたように住蓮が中心に語られていたものが、『勅傳』のように安樂が中心となつてゐる傾向が、外部にもあつたとすれば、住蓮が聲明を作つたというのが、「みせけし也」と注記されるような誤解や誤傳が生まれたのか、それとも、始めから兼好が間違つて覚えていたのか、などという考え方が出で来る。

#### ○初めから重要なものであつた

結論らしい結論は出ない論考になつてしまつたが、以上列挙して來たように、淨土宗の草創期から、この六時禮讃は重要な勤行であつたことは確かであるう。

また、「六時禮讃」という語に、法則を作つたという時に使う廣い意味と、阿彌陀經・禮讃・念佛という時に使う狭い意味との、二つの用法も、始めからあつたのではないか。この考え方からすれば、『徒然草』に使われている言葉は、廣義の場合になつて、六時禮讃を中心として勤行式を安樂が作つたことになる。

このような重要な地位にある「六時禮讃」を、法然上人諸傳の記載

を中心にまとめたのであるが、これを出發點として、資料の厚みを増し、また時代も降つて、歴史的事実をも明らかにして行きたいと思っている。ご教授とご叱正を給はりたい。

#### 註

(1) 『古德傳』は真宗調の強い傳記であるので、法然上人の言葉にある「念佛は自行のつとめなり」「念佛は自行の勤也」「念佛は身づからのためのつとめなり」といわれる「自行」が、真宗の教義の絶対他力に反するので、この法然上人の言葉に換わる聲明の功德の文にしたのか、とも考へられる。

(2) 井川定慶著『法然上人繪傳の研究』第四章、第六「十卷傳」。p九八一九。

(3) 善照寺藏『漢語燈錄』による。『昭和新修法然上人全集』には誤植と思われる箇所がある。

(4) 「逆鱗のあまり」→「逆鱗の余に」「二人おば」→「貳人は」。他の漢字とかなどの相異以外は、この二ヶ所のみ。

(5)(10) 卷六、土御門。日本古典文學大系86、p三九四一五。

(6)(7)(15) 中田祝夫編『新撰古語辭典』(改訂新版) (S41・3)

(8) 勅傳、卷一〇。

(9) 高田本、下巻。弘願本、卷四。

(11) 三田全信著『法然上人諸傳の研究』p五六五。

(12) 築瀬一雄校譯『一言芳談』(角川文庫)による。以下同じ。

(13) 安良岡康作著『徒然草全注釋下巻』p四五八。

(14) 内海弘藏著『徒然草詳解』(T8・10) (修正版)

飯野哲二著『徒然草新評釋』(S27・9)

山岸徳平・三谷榮一著『全解徒然草』(S31・12)

村井順著『常縁本徒然草・解釋と研究』(S42・10)

安良岡康作著『徒然草全注釋下巻』(S43・5)

川瀬一馬校注・現代語譯『徒然草』(角川文庫) (S46・12)

付記

- (16) 『徒然草全注釋下巻』 p 四六一—三。  
(17) 『日本佛教文化史攷』 所收。

本論に扱つた問題は發展させていなければならぬが、紙數もオーバーしてしまつたので、別に改めて論考を加えたいと思っている。特に國文學でも問題になつてゐる『徒然草』の解釋については、私見を述べるのみに終つてしまつたので、別に再考を加えていく予定である。

# 藤之寺攷

野田秀雄

## 目次

- 一、まえがき
- 二、兵庫津西光寺と北風氏
- 三、西光寺廢寺から藤之寺へ
- 四、藤之寺と兵庫門中
- 五、藤之寺新立問題をめぐる兵庫津に對する本山の意圖
- (1) 宗祖法然上人と兵庫
- (2) キリスト教との關係
- (3) 交通・通信の中心地「兵庫」
- (4) 淨財のこと
- 六、むすび

## 一、まえがき

紫雲山藤之寺（元西光寺。現在神戸市兵庫區江川町）は、江戸時代の地誌に名刹として記されるような大寺ではない。<sup>(1)</sup>江戸中期塔頭五ヶ

院を有した西光寺は紛争を惹起し、大坂奉行の介入により落着したが、その葛藤は明治初頭の變動期に再發して遂に廢寺となつた。<sup>(2)</sup>

時期が時期だけにこの廢寺問題は注目に値する。今日まで維新时期にみる廢寺は、「廢佛毀釋」の一端を擔う意味で論述される場合が多くつた。その原因は種々考えられるが、一寺の廢寺のみ單獨に取扱うには、一括した關係史料があまりにも乏しいことが考えられる。

筆者は十數年前、知恩院の記錄（日鑑・書簡・來簡等）に着目し、とくに明治初頭を中心にして史料收集を行なつた。その時偶然やゝ斷片的であるが兵庫津西光寺廢寺に關する一連の記事に值遇した。それが本稿への糸口である。遺憾ながら周知の如く神戸は戰火に見舞われ、故望月信亨博士御自慢の土藏も焼失し、兵庫縣廳の書類も例外ではなかつた。したがつて神戸には關係史料は皆無といつてよく、許されることは本山關係の史料に準據して判斷することのみである。

淨土宗の一寺院が如何なる要因に基き、如何なる経過を經て廢寺となり、それがその地域（とくに門中）に對して如何なる影響を及ぼしたものか。これらをとくに本山知恩院との關係を中心に論究したいと思う。

尙本稿の引用史料は、とくに斷わらぬ限りは知恩院日鑑とし、書翰をも含めて讀點はすべて筆者が付した。

## 註

- (1) 江戸期の攝津を描いた地誌は、『攝陽群談』(大日本地誌大系)・『攝津名所圖會』(大日本名所圖會第一輯第六編)・『兵庫名所記』(續々群八)・『攝津志』(日本輿地通誌)等があるが、いずれも西光寺に關する記事は乏しい。『兵庫名所記』卷下には、福原三十三番觀音札所の第廿三番目としている。
- (2) 『蓮門精舍舊詞』(續淨全)・『望月佛教大辭典』(藤之寺)項・『西攝大觀』中卷六一頁。
- (3) 日鑑慶應二年一月十三日條に

一、攝劔兵庫津門中法界寺初九ヶ寺、例年御忌御報謝料御達し通り  
上納可仕旨、連印請書差出候事、  
とある。

この藤之寺の前身である西光寺を語るには、どうしても前記の白藤氏(後の北風氏)に觸れなければならない。兵庫津の名家北風家の發祥と由緒は、他と同様多分に扮飾され傳説的である。<sup>(3)</sup>  
遠祖彦主の祖は、八代孝元天皇の曾孫彦也須命といわれる。神功皇后三韓征伐の時エビとカニを献上して從軍したが、三韓降服後皇后はこの地に來て兵具を埋められたので、この地を兵庫と稱されたといわれている。そして彦主に兵庫を賜わり、證據として手形を渡され、一族は比賣神神社にそれを祭つた。子孫は代々この地の首長(郡司の類)となつたとする。

三代彦磨の母は、藤原氏出身で藤原姓を名乗り家門大いに榮えた。そこで比賣神神社とは別に會下山に春日神社を設け、藤原氏の祖神天兒屋根命を祭つた。神社は二つとなり、北風家は會下山の西に住んでいたが、平家勃興と共に濱邊へ移つた。その後再び會下山に戻つた時は春日神社一つとなり、神功皇后の手形が春日大明神の神體といわれようになつた。濱に殘された比賣神神社が、現在兵庫區にある兵庫津鎮守七宮神社といわれる。こうして再び山の手に家を造つたが、その時門外に藤の大樹があつて、毎年五月頃になると一尺から二尺の白い穗を垂らして人目を引いた。そこで村人たちは彦磨の家を「白藤の家」と呼び、それはやがて家名に變つていつた。

四十四代貞村は當初白藤彦七郎惟村といい、一族こそつて南朝についた。建武三年二月京都で敗れた足利尊氏は九州へ活路を求め、兵庫沖で船出の用意をしていた。その夜惟村は一族十八人と共に手勢をひき、烈しい北風をついて脇ノ濱から乗り出し、敵船を奇襲して火を

現在の藤之寺は、文安四年増上寺第三世定蓮社音譽聖觀大和尚<sup>(1)</sup>が、靈場拜念の意趣をもつて諸國行脚に向かわれた時、兵庫が宗祖法然上人と深い由縁のある土地柄をもつてその地に赴き、豪族白藤彦七郎の歸依をうけて堂宇を建立し、願海山迎接院西光寺と號して音譽上人が開山となつた。白藤氏が紫藤を堂前に植えたことにより俗に藤の寺と呼ばれたという。のち寺内に雲上院・藤樹院・專正院・永寶院・林照院の五つの塔頭が置かれ、五院の輪番で寺務を管掌したが、安永年間の本末紛争の結果林照院は廢され、別に本坊を建てて本支の制を定めたとされる。<sup>(2)</sup>

放ち、足利軍を大いに破つた。新田義貞はその軍功に大いに満足し、姓を喜多風（後に北風）と改めさせ、貞を與えて貞村と名乗らせ、感状と佩刀を與えた。同年五月尊氏は大舉して東上し、迎撃した南朝方は大敗、貞村は生田の森で破れて丹波路へとのがれた。貞村は二人の子供と別れて落ちのび、再舉を企てたが急死した。

成長した二人の子供は残党と共に再舉をはかるが、父貞村の急死により志氣を失い、しかも事がもれで多々部城の赤松光範が残党狩りを始めた。そこで貞村の妻藤の尼は、我が子をさとして赤松方に降伏せしめ、この時藤の尼が諫めた言葉が「尼<sup>(4)</sup>ぜ文書」として残り、遺訓として後世まで毎年一回、二月に読みつがれた。尼の苦心により二人は罪を許され、家名の斷絶を避けることができた。二男は淨念、三男保村は彦左入道淨因（長男勝村は兵庫沖夜襲で戦死）となり僧籍に入つた。赤松光範は西光院を建立して淨念は住職となり、一族はその付近に住むこととなつた。西光院は眞言宗で後の藤之寺となる。母の藤の尼は尼阿彌陀寺に住んだが、農家と大差のない庵のようなものであつた。早く堂舎を失ない廢寺となつてしまつた。

文安年間宗家四十九代長村は、音譽上人に歸依して改宗し、西光院を淨土宗とした。寺の周圍にあつた一族はこぞつて居所を寄進し、僧舎にしたのでにわかに大寺院となつた。これが藤之寺の濫觴である。六十三代貞幹は來屯とも號する俳人で、與謝蕪村に師事し、その關係で蕪村はしばしば北風家にきて逗留している。寶政七年四月上旬西光寺は炎上し、寺内の永寶院を除いて全焼した。三十三年後坊舎が整備されたが、この火災で境内にあつた春日神社は罹災し、古來神體と

して一族が崇拜していた神功皇后の手形を焼いてしまつた。困惑した貞幹は有栖川宮織仁親王に神號「春日大明神」の五文字を直筆で書いてもらい、手形にかえて神體とした。この火災でそれまで續いていた毎年二月恒例の「ガチャガチャ祭り<sup>(5)</sup>」が廢止された。

### 註

(1) 音譽上人については『新撰往生傳卷二』（淨全十七）・『三縁山志卷九』（同十九）・『西攝大觀』中卷六一頁を参照。上人は近江國甲賀郡の人。應永廿一年生れ。姓は望月氏。

(2) 『蓮門精舍舊詞』（續淨全）・『望月佛教大辭典』（藤之寺）項・『西攝大觀』中卷六一頁。

(3) 兵庫の北風家については、昭和三十八年神戸の喜多善平氏により『北風遺事』（北風遺事）・『殘燈照古抄三卷』を含む）が発行された。『後記』によれば北風家六十八代の莊右衛門貞信が、家史編纂の趣旨をもって門外不出の舊記を主として『北風遺事』を著わし、後その補筆と資料の整理につとめて『殘燈照古抄』をも著わしたという。さらに氏は「歴史と神戸」三九號及四五號に「特集・兵庫の北風家」を發表されている。以下本章北風氏については氏の論文に依據して記述した。又、東大史料編纂所では、明治廿一年七月修史局編修長重野安繹博士の採訪により、翌年「北風文書」の影寫が完了した。乾坤二卷に分かれ、百余通に及ぶ文書のほとんどが偽文書と認定されている。したがつて近世以前の北風家の實態は明らかでない。

(4) 「尼<sup>(4)</sup>ぜ文書」の原物はない。天正年間の兵亂で失なわれ、後に宗家六右衛門村吉と嫡家莊官左衛門資村兩人の記憶を辿つて、分家彦太夫西入に口授し書留めさせ、これを口移と名付けて家寶としたという。要は北風家の蓄財は、國事勤王のためである旨を述べたものである。維新期にみる莊右衛門貞忠（正造）の活躍はその遺風を繼承したものであらう（『北風遺事』五四頁）。

(5) 『北風遺事』五四頁には、この祭りを次のように説明している。

り毎年二月某日北風一族譜代の番頭を引具し西光寺の本堂に集り僧衆と共に手に手に拍子木打鳴らし般若心經を繰返し讀誦すがチャト<sup>ム</sup>祭の名は拍子木の音響より出でたり舊くは此時宗家の主人内陣に於て藤の尼の遺訓（尼ゼ文書）を一族に讀聞かす其文言の外部に漏れん事を憚り郎黨多勢板椽に居並びて斯く騒音を立てたるに濫觴するとガチャ<sup>ム</sup>祭は寛政年間迄行はれ西光寺炎上に及びて廢みたり

### 三、西光寺廢寺から藤之寺へ

——明治元年——

以上北風氏家傳の信憑性の問題はともかく、西光寺草創と北風氏の關係は密接である。屋號を使わず、公儀からのおとがめを受けても北風姓で押通し、番頭以下を家來と稱するなど、武家の商法を維持した北風一族を大檀那とする西光寺が、如何なる経過により廢寺へと歩んだか。本章では明治元年十二月廢寺への過程について論ずる事とする。

明治元年七月二十九日條に、

一攝州兵庫當津西光寺中、藤樹院・永寶院・雲上院右三ヶ院且中惣代連印ニ而、兵庫縣<sup>ム</sup>賴寺壹ヶ寺限身分相當之葬式可致旨、御達し届出之候得共、檀中斗之届ニ付返却之、尙如留、右者同斷届書ニ、雲上院奥印ニ而届出候得共、本坊西光寺奥印無之ニ付、表帳

限り預り置候旨表帳申出之、但昨日届來候旨也、  
とあり、これが西光寺差継一件に關する初見である。八月一日本坊西光寺（以下「本坊」と記す）登山。「塔頭三ヶ院檀那共が、今般御一新につき葬式野送りの儀、一ヶ院にて相済むよう兵庫縣へ願い出て聞き届けられ、御達となつた。塔頭共へ申論すが承伏せず心配している」、

ここで塔頭の檀中と本坊との言分に相違がある。すなわち檀中側は葬式野送りの改革は縣よりの達しとし、自分たちが縣へ願い出たことは本山に傳えていない。本坊は檀中より縣への願い出により得た許可に基く、と述べている。この確認にあたつたのが月番である。その後の關係者の發言内容や行動から判斷して、この齟齬に關しては是認しえる。

では近世にみる葬儀の模様は如何なるものであつたか。

寛文八年三月幕府が町奉行を通じ、江戸町中に對して出した葬儀に關する「覺」には

一葬禮佛事、有德之輩たりと云共、目に不立様に、成程輕く可仕事  
(下略)

とあり、これはそれ以降の指標となつたようである。<sup>(3)</sup>その後天保二年四月には、

近來百姓町人共身分不相應大造之葬式致し、又者墓所江壯太之石碑ヲ建、院号居士号等附候趣ニも相聞、如何之事に候、自今已後百姓町人共葬式者假令富有或者由縉有之ものにも、集僧十僧より厚執行者致間舗候、施物等も分限ニ應し寄附致し、墓碑之儀も高サ台石具四尺を限り、戒名江院号居士号等決而附申間敷候、尤是迄有來り候

石牌者其儘差出、追而修覆等之節、院号居士号相除、石牌取縮候様可致候、

右之趣御料私領寺社領共不洩る様可觸知ものなり。<sup>(4)</sup>

とみえるが、葬式の様相は一向に改革されることなく、嘉永三年十一月には、

一葬式之儀、町方之分、大行に無之様、前々より度々御觸も有之、猶寅年中被仰渡候には、施主人數等迄御沙汰有之候處、近頃大行に相成、其上富士講念佛説説と唱へ、往還を大行に群立、右は其所家主五人組心付候得ば、右様之儀は無之處、等閑に付、以來家主より申聞、相用ひ申間敷様子之分ハ、早々支配名主へ申聞、御觸之通り爲相守候積り申合様、此儀其最寄にて、俱に立候ものハ迷惑に存候得ども、義理合にて大勢罷出候儀に付、右意味合、支配名主より厚心付候方可然候、

右廉々ハ被仰渡無之、御同役限り、御心付御取計ひ方御達申候、末々に至り心得違いたし張出等致候てハ不宜候間、各様御組合限り、御總達振ハ、御逢懸り御勘考行届候様御取計ひ可被成候、以上、<sup>(5)</sup>

と、數度にわたる觸書の集大成ともいべきものを發令している。

具體的には、文政八年の「葬式一件約定書」に記されている手傳・立酒・飲酒・髮結への志心得・配膳等に關する規約、鈴木牧之の菩提寺長恩寺過去帳による彼の葬式の規模（野行列次第や長恩寺に對する

日牌供養料や導師以下への禮物など）は、これらの觸書の裏付けをするものであろう。鈴木牧之の例にみると、この地方の豪家では五

ヶ寺位を賴み、その他由緒ある寺々の僧侶に立合わせ、大勢の供もつき、葬場が必要以上にこんだともいわれる。それは一面葬式がその生前の實力を誇示するものと考えられる節があつたためである。<sup>(8)</sup>

兵庫にあつても例外ではなかつた。北風氏の如き豪商も存在した兵庫のことであるから、それ相當の大規模な冠婚葬祭が營まれたことは十分に推察し得る。そして、これらの風習は、四、五十年ですつかり變容をきたすものではない。前記塔頭の檀中と本坊との言分の相違は、いざれにせよ縣の承認ということで究極的には縣の意圖に基くと斷定し得る。それは又維新政府の方針でもあつたようである。兵庫門中永福寺の場合はその被害者であった。八月三日本山は雲上院を呼出し、表帳場の役僧幸運が出會い、兩者で次のようないきがはつた。（幸）この度其院他二ヶ院檀那共より兵庫縣への願聞届けられたとの届書、本坊とよく示談し、檀中共への説得は行届いたか。

（雲）別に本坊より檀中共へ説得はしない。銘々共（各塔頭）から申諭したが聞き入れない。ただ縣の達しのみ申すばかり。内邊彼是不都合なことがある。なお當門中永福寺頭檀中葬式の時に諷經等數多くなつたところ、兵庫縣より永福寺呼出されて嚴しく呵られ、施主家は三日程留置かれるという始末。故に檀那共は自ら賴寺貳（登）ヶ寺とし、入費は勿論のこと、このようになつては不都合故に、あえて即日出願に及び、聞届けられて御達となつたのである。

（幸）外に内に僧侶慎方と本坊の始末を申述べたが、不容易の宗規につき、よく檀那共へ双方（本坊と塔頭か）説得し、從來通りになる

よう配心されたい。

(雲) 従來御達のことは四ヶ院出席の上、御達振等承つて評議した上で檀中共へ申渡してきた。ところが當本坊住職後それがなく、直接檀那共を呼寄せて申渡してきたので、この度は四ヶ院から本坊へは申出ない。元來四ヶ院も當山(知恩院)末故直願に及んだ。

(幸) 内邊私儀をもつて宗規を相崩すようになつては、宗門の汚名、宗祖へ對し不都合になるので、この上はよく考えて檀那共へ教諭に及び、落着せしむるよう深く配心されたい。

(筆者註) (幸) 幸運、(雲) 雲上院

本山は翌四日本坊と雲上院を呼出し、前日の趣旨をよく理解させた上で、話合いによる穩便な和解をひたすら望みながら歸村を命じた。雲上院の發言によれば、本坊も觸達等の場合やや落度があつたことも認めざるを得ない。從來通りの宗規を守れば永福寺の二の舞だし、かといつて理由は分明でないが(多分出費であろう)檀中の強い要望もあつて、事實塔頭は當惑したようである。しかし理由はともかく、これを機に獨立への意志表示をしたことは事實であつた。<sup>(9)</sup>

八月十七日雲上院再度登山。歸村して種々熟談を試みたが檀那共一向に納得せず、これ以上説得は不可能であると報告し、和合は困難となつた。この結果本山は、事態收拾策は兵庫縣へ頼談に及ぶより他なしと決意し、當初からの擔當役僧幸運へよく言い含め、書狀を持たせて十九日出立させた。

一輪致啓上候、然者其御津當山末西光寺中藤樹院外三ヶ院檀中之者共、葬式野送等之儀、自今旧弊改革頼寺一ヶ院限ニ而、身分相當之

葬式其外相調候様可取斗旨御達之趣、西光寺より申出承知仕候、然ル處平僧之身分ニ而葬式等取斗候而者、宗制ニ差障り候次第柄も有之候故、何卒是迄之通本坊西光寺にて取斗候様仕度奉存候ニ付、今度役僧幸運差出候間、巨細御聞取之上宜奉頼候、右爲可得實意如斯御座候、恐々謹言、

八月十九日

知恩院山役者  
浩德院

同 役者 實音判  
永養寺 寛譽判

兵庫縣

御役人中

(吉翰)

本山と兵庫縣との折衝を示す最初の記事である。本山の意圖するところは平僧と葬式に關してである。淨土宗法度には平僧に關するものが二、三ある。その一つに「一、爲平僧分縫雖老年不可致引導事」とあり、書翰では「宗制ニ差障り候次第柄も有之候」と記している。確かにこれは宗制上大問題である。しかし檀家にとつては關係ない問題であつた。本山は宗規をもつて爲政者と直談に及んだわけである。

幸運は九月一日夜歸山した。彼は西光寺一件は從來通り理解して双方へ申聞かせ、又、縣令所へは數回罷出、懸り役中島清吾に出會つて頼談に及んだ。その結果は「塔頭三ヶ院及檀中共よりの願いを取り下げ、和熟の取計らいに至らば縣においても差支えない」こととなり、そこで双方へ種々申聞かせてもまとまらず、どうやら内實に複雑な様子ありとみて、ひとまず歸山の運びとなつた。九月四日、塔頭三ヶ院

檀中から幸運に書状が届いた。

(上略) 本坊右三ヶ院出入一件ニ付幸運出役、取鎮兼候ニ付一先歸山、依之雲上院并相家三者西光寺引續上京登山候様達置引取候處、右旦中上京之義縣役所江相屆候處、西光寺上京之處、本山出役僧々被届候得共、檀中上京之義屆無之ニ付、此義ニ付上京ニ不及、尙上京之義當縣江本山々被申越、時宜ニ寄上京可致、夫迄罷出候ニ不及旨御達ニ付此段申上候旨也。(下略)

本山は評議に及んだ。もしこれが事實とすれば片手落ちでは済まされない本山の誠意の缺如を披露したことになる。又、この文面において幸運が上京を命じたことがわかり、さらに當初の雲上院奥印一判と同じく、どうやらこの音頭取は雲上院とその檀家らしい、との結論に達するが、その経過を分析し得る史料がないので、これ以上論じえないのは残念なことである。雲上院やその檀中上京の記事が、これ以降の目鑑に見当らないのは上京中止となつたことかも知れない。

本山は九月七日、大坂生玉大寶寺にいる役者春長寺へ、御殿の急用と西光寺一件に關する書類を送つてゐる。「兼而石田氏承知之義ニ付、(阿波介)兵庫縣へ縣引之儀浩德院々及書通候事」とあるので、その後の問題處理は春長寺があたつたものと思われる。十月九日春長寺より來書あつて西光寺一件は事済みの旨報告をうける。十月十一日兵庫門中長傳寺濟鱗寺誓願寺の奥印にて宗政役所に請書を提出してゐる。

兵庫津西光寺塔中藤樹院眞教・雲上院宝嚴・永宝院玄鏡、右三ヶ院平僧分在候處葬式引導燒香戒名授與等之義、檀中共仕願縣御役所願濟故、諸導師相勤趣先達々西光寺々出入之處、今般願下ヶ事済宗

門規則等嚴重ニ守、梅語仕候旨(下略)

本山の思惑通りに運んだわけで、先の春長寺がここまでのお膳立てをしたものと思われる。そして門中惣代三寺の責任問題となつた。十一月上旬それらの内長傳寺と濟鱗寺が上京しているが、とくに参考にすべき詳しい内容は記されていない。

明治元年十二月二十三日條に、西光寺廢寺について次のように記載されている。  
兵庫西光寺并塔頭四ヶ院、當御殿々辨事役所江被仰立趣を以隱居退院被仰渡旨、依之右五ヶ院寺判什物等、夫々檀中立合之上取調、違失無之様法界寺江及達書、巨細如書留之、

この達書は「書翰」にあり、内容は日鑑とほぼ同様である。

西光寺

并寺中

四ヶ院

右五院從

當御殿 辨事御役所江被

仰立候趣を以於

縣令所廢止隱居退院被

仰渡候旨、長傳寺濟鱗寺永福寺々届伺書差出候、依之右五ヶ院共寺判什物等、夫々旦中立合之上取調違失無之様、門中申合護持可有之候、尤

辨事御役所々御達之次第茂有之候ニ付、當御門跡々御同所江御伺之上、追而可及沙汰候間可被得其意候、以上、

十一月廿三日

物役者

兵庫

法界寺

惣門中

追而諸寺役法要人別等之儀、縣令所ム御達之趣茂有之候間、

當分右三ヶ寺二而可被相勤候、已上、

十月十一日の三ヶ寺請書提出で西光寺一件は落着したかにみえたが

そうではなかつた。その後十二月の廢寺に至る過程を物語る史料はないが、若干の傍系史料により可能な範囲で推察を試みることにしたい。

この問題で最初に本山から兵庫に出向いたのは役僧幸運である。彼の報告の中に「何分内實之處入組候義有之候ニ付」（九月三日條）とあり、これは西光寺と塔頭みの問題だけではなさうである。彼は本山の命により西光寺の最寄の寺院に宿をとつたようである。數日滞在する内に宗政擔當者の一員としての彼は、その地方の宗政に關する多くの情報も入手し得たであらう。その結果として彼は當時の兵庫門中の弛緩な風潮を察知し、門中の刷新を計るべき必要があり、ひいては西光寺一件もこの様なところに遠因あり、と痛感したことと思われる（兵庫門中については次章で述べる）。さしづめ軍隊にあつては士氣の衰えを指摘したことになる。故に歸山して後、雲上院の檀中から上京に關して問い合わせても梨の礫に終り、日鑑にはその後の取扱いの記事もなく、それ以降の西光寺一件に關しての記事は單發的で統一性がなく内容が乏しい。そして請書や廢寺の如き結果のみが記されてることは、本山で評議が繰り返されていたことを意味し、長傳寺と濟

鱗寺が十一月上旬上京して沙汰待ちをして病氣になる記事（十一月六日條）などは、そのための事情聽取としか受取れない。その前後にはたとえば出張暇乞いの挨拶など、子細なことまで書き記すが如き記事があるのに、この様な重要な経過を記さないのは、多分に意識した上でのことであろう。

出役幸運の報告に基き、本山の対策についてさらに憶測を加てみた

い。

幸運の報告により本山は二つの問題があることを知つた。一つは西光寺一件、他の一つは兵庫門中である。そこで最初の問題から解決にあたつた。この問題解決の端緒をつかむまで兵庫縣にはまず門外漢となつてもらい、本山と末寺のみの問題とする。その上處置を講ずる。すなわち十月十一日の記事にみる結果に導いたのである。願下げといふ、請書といい、本山の筋書き通りに運ばれた。そしてこの問題を門中刷新のため本山側が次に先導することとなつた。前記の如くその後の西光寺一件に關しては、日鑑には十一月六日の記事あるのみで、突然、十二月の法界寺への達書である。御殿→辯事役所→縣令所→西光寺への通達方法、法界寺への達書など、この間、本山が熟慮の末考へついた、兵庫門中への警告をかねた一石二鳥をねらう楔とも斷言し得る。それは後に「西光寺」から「藤之寺」へと寺號が改められても、依然として住職を任命せずに院代を置き、本山から派遣された輪番による寺務取扱をみ、藤之寺が兵庫門中の觸頭職に任命される等の時期が、本山による兵庫門中刷新運動展開の最中であつたからである。

翌明治二年二月二十六日、檀中惣代が住持請待の願書を差出してい  
る。

兵庫元西光寺惣中惣代住屋清八・油屋治兵衛登山、右者先達而西光  
寺一山廢止、此度藤之寺一寺取建之旨御達ニ付、相應之住持御差向  
ある。<sup>(1)</sup>

被下度旨願書差出之、預り置追而及沙汰旨申達、<sup>(1)</sup>

住持請待であるからすでに新寺取建は決定し、本山へも通達済みと思  
われる。こうして西光寺は藤之寺として再出發することになつたので  
ある。<sup>(2)</sup>

### 註

(1) 喜多氏前掲論文三九號。

(2) 「享保集成総編錄」十九

(3) たとえば「町方用留」天保十三年三月の觸には、

一葬禮佛事、有徳之輩たりといふとも、目に不立様、成程軽く可致

旨、寛文八年三月相觸候處、年久敷儀故、心得違候哉、身分不

相應、大造に執行ひ候もの有之候趣相聞候（下略）

とある。

(4) 岡山縣誕生寺記録「楓社記」所收。

(5) 「町方用留」

但(2)・(3)・(5)は『古事類苑』神式部十九所收。

(6) 『守口市史』史料編第二、一〇七と八頁。

(7) 鈴木牧之顯彰會編『牧之』八四頁。『北越雪語』の著者鈴木牧之は、  
北越鹽澤の豪農で越後縮業者。

(8) 芳賀登氏『葬儀の歴史』（雄山閣）一六二頁。

但(6)・(7)は同書一六〇と二頁。

(9) 『北風遺事』五六頁には

尋で明治維新前後世相混沌の際寺内各院の住僧互に此寺の濫觴  
に廻り自坊の北風家祖に由緒深き山を唱へて僧衣の色を争ひ久

しく法務を懈怠して紛議に没頭す（註12へ續く）  
とその原因を説明している。

(10) 平僧については拙稿「能分改格について」（昭和四十六年度教學大  
會發表要旨。「佛教論叢」第十六號所收）参照。

(11) 『神佛分離史料』中卷にも所收。

(12) 『北風遺事』五六頁に、

（註9より）時に北風宗家六右衛門は家道既に衰へ其支流亦悉く没落して事を済ふの力無く嫡家莊右衛門（正造）は勤王報効の事に専心して亦之を顧みざりしかば本山より使僧來りて寺制を革め各院を全廢し積弊を根本より打破せんとて竟に古き山緒を解消し從來本堂正面の楣間に掲げありし西光院（白藤貞村の謚號）と大書せる扁額をも撤去し願海山西光寺の稱を改めて今  
の如く紫雲山藤の寺とは爲したるなりといふ  
と、廢寺への過程を記している。

### 四、藤之寺と兵庫門中

日鑑には藤之寺住持請待の願書提出の記事以來、明治二年七月十日  
兵庫へ出役の記事まで何も記されていない。その間住職に適當な人物  
を當面院代として置くため検索していたらしいということが、それ以  
降の日鑑や書翰により察することができる。本章ではそれから住職就  
任までを、(1)明治二年、(2)明治三年、(3)明治四年に分け、主として兵  
庫門中との相關關係を中心に考究したいと思う。

(1) 明治二年

當時の兵庫門中の宗風を明示する史料は來翰がないので分らないが、  
本山から門中やその關係者に與えられた書翰の内容によつてほぼ推察  
が可能である。八月十七日の法界寺宛・同十八日藤之寺院代有成宛・

同十九日兵庫門中宛の、それぞれの書翰の内容を要約すると、

一、從來その門中の定で御忌法要と例月の大師講を催してきたが、法界寺の順番になつて延引（御忌は慶應三年より、大師講は本年二月より）の状態である。

一、その他不都合な點もあり、違例の不和合の趣がある。

一、法界寺老分の身として心得方が以外である。

一、法界寺は無分別な流言や惡言流布ありとの風聞、これは組寺・檀中との不和合の原因ともなる。

一、濟鱗寺長傳寺永福寺の三ヶ寺が取糺され、不行届の廉につき謝罪書を差出して格別に本山から許され、今後、不都合なき様との訓戒をうけている。

一、組内の從前の規則を詳細にまとめて本山へ提出することとなる。

七月十五日役者超勝院は、藤之寺再建と住持入跡取際のため出張している。これで有成和尚の入院取りは整つたようである。その數日前の十一日、同じく浩徳院も出向いている。その結果が永福寺長傳寺濟鱗寺の上京となる。兵庫門中の問題には、門中での御忌や大師講（多分本山の認容を得て法要を通しての門中相互の親睦もかねたであろうと思われる）をめぐる長老（老分）法界寺を中心としたものと、西光寺及塔頭の廢寺をめぐるその後の取扱い方、の二様があることを念頭におかねばならない。

後者の場合、西光寺廢寺への結果は明治元年十二月廿三日付法界寺宛書狀により、決定的となつたことは先に述べた。西光寺及塔頭四ヶ

院の寺判什物等を檀中立合の上で間違なく門中で申合せて護持するよう達している。しかし事後處理が問題になつたようである。

八月十五日この三ヶ寺呼出され、前に提出した口上書取調にあたり、

濟鱗寺は山内良正院へ、長傳寺は同先求院へ、永福寺は同保徳院へ、それぞれ別宿を申付けられている。翌十六日濟鱗寺が呼出され、「このような取調に至つたことはかえつて迷惑である。時節柄和合の手段を考えるように。過日出役の節早速什物帳差出さねばならぬところそ

の氣配なく、藤之寺寺役預り中の供養向等不行届で不束なり」との叱責をうけている。そして翌十七日は三ヶ寺呼出され、「和合に相勤めること、これまでの規則を相守ること、法界寺不束の儀は今後呼出して取調べるが、時節柄長逗留は双方の迷惑である。法界寺へはきつとそれ相當の沙汰もあるだろうから、ともかく和合取結ぶようにすることが先決である。したがつて口上書は返却するから請書を提出すること」と申渡されている。本山は藤之寺院代有成和尚へこの解決のすべてを委ねたようである。

一簡令啓達候、然者其地法界寺儀、一昨卯年御忌順番今以延引、猶又例月候 大師講去一月順番之処是又延引、其他夫是不都合之取斗方も間々之哉、組内不和合迷惑候儀、濟鱗寺長傳寺永福寺口上書を以御取調之上、先々組内規則相立候様願出候、依之右法界寺爲呼登訖度可及取調管ニ候へ共、當節柄双方迷惑ニ及候而も言何ニ付、姑其儀猶豫せしめ、精々懸便ニ候様右三ヶ寺江及說得置候、元來法界寺儀老分之身として不束之次第二候条、此段差含組内和合ニ相成候

様程克法界寺江申入、和談之取斗配心可有之候、仍而同寺江達書之  
写心得迄ニ相廻し置候、右得貴意度如此之儀候、以上、

八月十八日　物本山　月番

攝州兵庫

藤之寺院代

有成和尚

追而寺役法要無瀬様精々入念可被相勤候、法界寺儀御忌法要且

大師講當月相營候之様、日柄相定前以組内江案内いたし候様可被  
申入候、

但是迄延引ニ相成候條組内江其理り入念可然事、

同寺儀無分別之流言茂有之哉ニ外々より及傳承痛心之事ニ候條、  
已來決而無之様可被申入候事、

(書翰)

これと同時に法界寺・兵庫惣門中へ、翌十九日にはさらに長文のものを有成和尚に出狀している。有成和尚が本山から與えられた最初の課題であつたが、結果は大師講等の落着はみたが、門中和合に關しては不成功に終つたようである。十二月中頃再度濟鱗寺永福寺長傳寺は上京する。同時に證人として花熊福德寺・走水極樂寺も呼出されている。十二月廿七日には次のように記されている。

攝州兵庫長傳寺永福寺濟鱗寺呼出、藤之寺一件ニ付過日を段々御取糺し之處、悔悟いたし候段申出候へ共、猶亦御取糺し之儀茂有之候處、年末ニ付一先歸國被仰付、追而御沙汰之趣も有之候間、歸村之上銘々申合藤之寺治方相成候様、精々相家共江申諭、惑乱之儀取消候様申達、

藤之寺致

そして請書を提出している。藤之寺一件とは具體的に何であるかは史料の上で確認できない。藤之寺及び元塔頭の檀家は北風氏に何らかの形で關係しており、付近の寺院もその點ででは同様であった。したがつて藤之寺の檀家（元塔頭の分も含む）復歸に關した悶着、という程度の想像しか許されない。八月には單なる訓戒程度で終つたが、その後十月役者超勝院の出役となり、今回の取調となつたのであろう。一端歸村し、翌三年二月呼出され、五月に處分を申渡されるまでこの問題は繼續する。

次に門中不和合についてのべねばならない。法界寺寂譽は兵庫門中の老分で惣代格であつた。そしてどうも評判がよくない。他に不可解な面もある。二月廿日には、濟鱗寺頂譽が法界寺寂譽の法類請を斷わられたと報告してきた。十月九日淨業寺廓譽・長福寺觀譽がこれに代つた由を届出している。理由は分明でないがこの時期に斷わるのはどうも解せない。ケンカ別れかも知れない。又、御崎金福寺が無住故に濟鱗寺が兼帶していたが、八月解任され、近くの淨業寺が代つた。そして住持請待を檀中より行なうよう門中に通知し、法界寺の取計いで尼僧が入寺するかも知れない、との風聞もあることが本山に知れている。これらから察するに、本山からみればいやしくも一門中の長老たる人物にしては言動に好ましからざる面多く、ひいてはこれが門中不和合の原因である、と解釋したと思われる。<sup>(3)</sup>そこでこの人物に代わる有能な統率力のある和尚を、と見込まれて登場したのが有成和尚である。書翰には數通の和尚宛の役者からの書状があるが、他に比して長文のもので二、三通あり、これらによると如何に藤之寺院代有成和尚を頼

りにし期待していたかが伺い知れ、大變な肝の煎用である。八月十八日付のものは全文を前に記したが、他に要約して示すと、

八月十九日付

一、その後の藤之寺の様子は如何。

一、寺務役所（御殿内）へも報告しておくように。

一、何事によらず様子替わり次第、すぐ報告するように。

一、法界寺へ例の注意を頼む。

九月十六日付

一、當節支拂等の氣遣い、大變なことと痛察している。

一、去二日講中世話方集まり、談合相調い大慶に存ずる。御配慮のほど當方一同雀躍の至りである。

一、内外共に御心痛のほど深くお察し申し上げる。出張の豫定であつたが延期となつた。

一、人別改について本山より縣役所へ願書の儀承知した。

一、入院藤之寺との名札をもつて廻勤することについては不都合で

あり、やはり院代の名前ですむことならばそうされた方がよか

ろう。

など、主たる内容をみても、本山の有成和尚に對する心情は察するに餘りあるものであろう。十二月十一日、寺務役所での取調に先立ち、本山から藤之寺檀那世話人中宛に、一種の感狀めいた書狀を出してい

る。

今度藤之寺御取立ニ付、檀中一和厚世話有之趣達御聞、御満足之御事ニ候、依之御名號御染筆被成遺候、弥以信心相續同入和合丹誠可

有之候事、

十二月十一日

物  
役者印

藤之寺

檀那世話人中

(書翰)

こうして明治二年は終えた。

(回) 明治三年

翌三年一月十七日、本山は大坂四ヶ所役者へ達書を出し、藤之寺へ門中の様子を報告させ、それを藏屋敷へ差出すよう命じた。數日後藏

屋敷へ藤之寺一件につき、縣令所への届書并三ヶ寺風聞書を廻している。その後數回出役が續く。そして二月、藤之寺を觸頭とする旨を本山より兵庫門中へ書狀にて傳達した。

今般藤之寺御取立ニ相成候ニ付、向後諸觸達同寺ノ可相達候間、可被得其意候、已上、

二月  
總門中  
役者

攝州兵庫

總門中

四月二十二日長傳寺濟鱗寺永福寺上京の届出があり、五月一日法類

走水極樂寺・小部村極樂寺・花熊福德寺も上京した。彼らは寺務役所において安藤正六位・大塚純平（以上寺務掛り）・石田從六位（會計方寺務掛り）・吉本寛治（同寺務役）四名列席の上で取糾され、五月二日條に結果として次のように戦斷されている。

兵庫津藤之寺一条ニ付、走水極樂花熊福德寺御評り、兵庫濟鱗寺長傳寺永福寺三ヶ院寺外隱居被仰付、（下略）<sup>(寺脱カ)</sup>

この事は直ちに有成和尚と縣令所へ届けられた。當然のことながら法類三ヶ寺は連印で翌三日、赦免歎願書を提出している。しかし五月十八日法類三ヶ寺上京して、兵庫門中三ヶ寺が自坊立退について素直でなく當惑している、との報告書を提出しているところをみると、本山の決定は不動のものであつたようである。

八月十七日花熊福德寺・走水極樂寺の連印願書により、三ヶ寺別組別觸についてかねての願い通り（内容不明）聞き届けられるよう届出て、本山は評議に及んでいる。この間右三ヶ寺無住中は、藤之寺と淨業寺が寺役公用を代行することになり、藤之寺の場合ここで立場が以前と逆になつたのである。そして十二月、本山から藤之寺へ左記の品々を寄附している。

一、宗祖大師御影

壹軸

一、淨土三部妙典

五部

一、圓光大師傳

壹部

右今般其寺江御寄附被成遣候条、永可爲寺鎮候也、

十二月  
總本山  
都鑑

兵庫津

藤之寺

（書翰）

役中宛

これに對して藤之寺からは御札として金五兩、大師前御報謝として金百疋上納している。

藤之寺が觸頭扱いとなつたことは、十二月に尼ヶ崎門中の深正院・如來院・甘露寺にあて、八部郡走水極樂寺・宇治野村誓願寺・荒田村實池院・北野村淨福寺が、「遠境その他至急の御用向難澁」等の理由

で、最寄の藤之寺觸下に入る旨を通達している。又右四ヶ寺と藤之寺へも知られており（書翰）、これで兵庫門中における藤之寺の宗内で立場は明瞭になつた。

(イ) 明治四年

この年でいよいよ住職就任となる。二月二十四日本山は住職願の書類の下案を石田從六位へ渡している。三月三日院代有成、實法類大坂大長寺と上京登山し、藤之寺無住につき輪番の所、今度後住職願の旨、檀那惣代の願書を差出す。本山はこれを兵庫縣令所へ、差支の有無問合せの伺書を差出す。三月十二日、縣との折衝済んで有成登山、翌十三日任命される。

攝州兵津藤之寺、是迄輪番超勝院兼帶寺所、此度相改院代緣譽有成

江住職被申度旨、檀中惣代金屋小平次・藤田善兵衛・河西善右衛門・松井吉右衛門連印願書、法類極樂寺同當席役中調印、願書及評義候處、御好身緣譽有成住職被申付、於梅席月山番謁畢御礼金百三十兩相納、當席別段菓子料、本寺證文縣令所へ遣候、永代當席持住持相定候様致度、（下略）

（軍號）一兵津縣令所社寺掛り來狀、當簡下藤之寺無住ニ付緣譽有成へ住職申付方、差支無之承候届申之、

社寺掛印

これで院代有成和尚の住職が正式に決定した。兵庫へ歸つてからの日程は、四月廿九日條によつてわかる。

兵庫藤之寺來狀、其意當月五日入院式、七八日檀中廻礼賀、縣役所も首尾能相濟、返祝金壹兩被送候事、超勝院福田寺宛、（下略）

そして同十一月二十九日條には、

攝州兵庫藤之寺(縁カ)(有成カ) 豊祐定江一代金免、右者元西光寺塔頭共廢寺、更

ニ藤之寺御採立ニ相成候ニ付而者、(有成カ) 祐定義尽力配心候廉ヲ以、思召

ニ而御免許證狀遣之、

とあり、この金免一條の記事が、藤之寺及兵庫門中の問題の歸結するところであった。

### 註

(1) 「望月佛教大辭典」△藤之寺△項には「明治二年七月望月有成、華

頂宮博經親王の御聲掛りに依り、來りて當寺を復興し」とある。有成は姓は多田氏、後改めて望月氏。文政四年七月生。大坂念佛寺から移来る。

大正二年十月二十六日九十有三才で逝去(藤之寺境内墓碑銘による)。

望月姓の由來を、開山音譽上人が江州甲賀郡の望月氏出身であることに因んだかどうかは分明でない。令孫望月信成氏によれば、非常に峻厳な性格であったとのこと。有成の法脉はわからない。『三縁山志卷四』(淨

全十九)には  
増上寺四十六世（常福寺五十五世） 知恩院五十八世（常福寺五十五世） 妙譽定月（常福寺五十五世） 海譽祐月（常福寺五十五世） —哲譽成海— 有成

なる系譜がある。成海上人は文化六年瓜連常福寺において逝去されており、これは望月有成誕生に先立つこと十二年前である。しかし本來系譜そのものは後人の作成するところであり、信頼度も極めて薄い。筆者としてはこの系譜にこだわらず、ここにみる有成は望月有成と同一視したい。

(2) 日鑑明治二年八月十三日條

兵庫津永福寺・長傳寺・濟鱗寺各口上願書意、此度藤之寺御取立

ニ付御取調之上、門中規則定之儀者相立候様御沙汰奉願候旨、巨細如書翰、

(3) 明治二年八月十九日付で、本山役者超勝院・浩德院より藤之寺院代有成宛に差出した長文の書状の一節に、次のようにある。

一法界寺儀何歟惡言流布いたし候趣、右様之儀有之候而者、組寺ハ勿

論檀中之氣邊ニモ相抱、不和合之基ニ候間、何事ニより須不束之事共

無之様、急度御申入置可被下候、

(書翰)

(4) 明治三年二月末、僧上寺役者宛に御殿寺務役所の人事異動の結果を報告している。( ) 内の役割はそれに基く(日鑑)。

(5) 濟鱗寺頂譽・長傳寺從譽・永福寺賢譽の三名。

(6) 淨業寺は有成和尚代の藤之寺の法類(望月信成氏談)。

### 五、藤之寺新立問題をめぐる

#### 兵庫津に對する本山の意圖

一寺院の廢寺にしては問題が大仰に展開した。本山の記録によれば、本山・御殿寺務役所から出役として赴いたもの十名、この中には御殿の重鎮石田從六位(阿波介)が二回も出向いている。兵庫から上京したものの約四十名、本山よりの出狀約五十通、日鑑に記録された來狀約二十通。これがこの間の統計である。この時期すなわち明治初頭について、藤之寺の問題は淨土宗政面の微細な一例に過ぎない。この事件と相前後して神佛分離・西國の傳法・キリスト教・朝廷との折衝など、多くの難題が立開かる中で、本山がかくも宗内一寺院の廢寺問題に對して積極的になつたのは何故であろうか。

(1) 宗祖法然上人と兵庫

法然上人と攝津・播磨地方は、四國配流にみるその晩年にとくに關係が深い。「法然上人行狀繪圖」には攝津經の島・播磨高砂・同室の泊での化導(以上第三十四卷)や攝津桺部(ヨウベイ)での勸化(第三十六卷)などが描かれている。

經の島(經ヶ島)は、經島山不斷光院來迎寺(俗稱築島寺)がその

舊跡といわれる。阿彌陀佛を本尊とする西山派の名刹である。寺の縁起によれば、平清盛が大和田泊の大修築を行なつた際、難工事打解のため三十人の人柱を大小の石に書寫した一切經を沈めんとした。この時香川の大井民部の嫡子で十七才の松王がその非を諭し、自分一人が身替りとなつて入水した。そして經ヶ島の大工事を完成させたとある。後、松王の菩提を弔わんがため七堂伽藍を建立し、不斷念佛の道場とした。<sup>(2)</sup>

脇濱の阿彌陀寺も法然上人に由縁のあるところとされる。四國から歸洛の途次、土地の人で富松右衛門なる人の家に泊られ、専修念佛の弘法を勧化され、我本願末代に榮えんと念じて小松を海邊に植えられた。その後松右衛門は出家して「法入」と改名、自宅を寺坊とし阿彌陀寺と號して念佛道場とした。現存しないが海邊の松は俗に「法然松」と呼ばれた。<sup>(3)</sup>

これらの信憑性の問題は別として、こうした宗祖と土地柄を物語るエピソードは多く、淨土宗のみに限らず他宗においても見受けられる。洋の東西を問わず如何なる宗教においても、宗祖に由緒ある舊跡をその宗派が護持する理由は今更論ずるまでもない。

#### (ロ) キリスト教との關教

佛教と同様キリスト教においても、布教において目的とする地理的條件は同様である。

安政元年の日米和親條約(神奈川條約)・同五年の日米修好通商條約(安政の五ヶ國條約)・萬延元年の條約批准書交換と、開國への道は漸次進められた。尊王攘夷運動激化と開港による物價騰貴を極度に恐れ

た幕府は、江戸・大坂・兵庫・新潟の開市開港延期の交渉を起し、いわゆる兩都兩港開市開港問題が生じた。しかし經濟問題はともかく、信仰の問題は別である。條約締結と同時になお禁教下にあつた日本へ、キリスト教の布教は表向きは在留外人を對象として行なわれていった。あつた長崎大音寺から、開國にともない外國人が渡來し、大浦に天主堂を建て、多數の人民を信者として改宗せしめている、との報告も本山は入手している(慶應三年五月廿一日條)。幕府はあくまでも禁教であり、それをうけて明治政府も「五榜の掲示」で禁教を明示している。<sup>(4)</sup>

この大音寺の書狀の寫は、大政奉還以降の内情と同時に増上寺へ廻され、翌慶應四年の正八會評で審議され、檀林代表として岩槻淨國寺・小金東漸寺が上京した。そしてすべて「宗規古來の如く相續」することが約束され、四月頃から禁教對策が積極的に推進されていった。

神戸にキリスト教が入つたのは慶應三年開港後數ヶ月のことである。信者は日本人は絶無で在留外人のみであつた。やはり外國人居留地に明治三年天主堂が設立されたが、この當時の布教は教育よりも醫療による場合が多かつた。明治も中期をすぎると信徒も増加し、教会も建てられ、大正七年には教派十五、教會三十二、信徒七千人といわれた。一方佛教界では古來名刹の多い兵庫には明治初年で二十五ヶ寺、附近の寺院を合わせれば三十五ヶ寺に及んだ。ところが神佛分離の餘波はここにも押寄せ、僧侶の還俗や神職轉向等で一時動搖をきたした(この時期が西光寺廢寺をめぐる問題が進展した頃である)。しかしキリ

スト教進出に刺激されて結束し、神戸周邊でのキリスト教流布はみられたが、兵庫では住民頑としてこれを排斥し、公然と信者と稱する者とてなく、説教の貼紙をもはらさなかつたといふ。<sup>(5)</sup> 本山が神戸・兵庫にみるキリスト教進出の實態をどの程度掌握していたかは分明でない。淨土宗が幕政下にあつてキリスト教に對して矢面に立たされていたことは周知の事實である。藤之寺と兵庫門中をめぐる一件に大鎧を振つたことは、「轍ばぬ先の杖」として結果的には得策であつたといえよう。

(iv) 交通・通信の中心地「兵庫」

兵庫津はかつて福原莊にあり、西海道の宿驛であり、遠淺でないところから大坂入船の要津であつた。武庫水門・武庫の泊・輪田の泊といわれたこの地域が、布教の對象となるのは當然である。現在に比して交通通信の貧弱な時代のことであるから自ら重要性を増していく。西山派に屬する來迎寺（前記）の末寺で、維新で廢寺となつた眞福寺には、次のような傳説がある。

土地の老人云ふ、兵庫の津に入船あるや、寺僧直ちに濱に出で、平安山眞福寺と大袋をなげ出す時は、船の者は之を歓待し、米を捧げて厚く禮を陳ぶ、殊に錨を投ぜざる前に訪ふときは、頗る吉祥とて祝へりといふ、彼の錨を捲くに、平安山／＼の掛聲を出すものは、是れ海上安全の守護佛なるに依れりといふ。<sup>(6)</sup>

この附近は漁村で樹収の家が多かつた。出船入船に働く海の男達が願う唯一のものは、平穏無事に海上輸送の任務を達成することであつた。藤之寺の大檀那北風氏はその筆頭格であつた。

寛永年間、北風彦太郎は當時糸割符の特權を有した淀屋个庵と結び、加賀藩の藏米輸送に當つた人物で、陸奥青森港の龍屋家、越前敦賀の打宅家と並び唱せられる海運業者の大立物であつた。<sup>(7)</sup> 本山が主に西國一帯を基盤として宗政を擔當していた頃、かような檀家が末寺にあつたことは、本山のみならずひいては淨土宗にとつても大いに得るところがあつたと見なければならない。大坂の藏屋敷が重要な連絡場所であつたことは、本山でも諸大名でも同様である。「本山↑藏屋敷↑→兵庫津↑→西國」とみるルートは、當時として無視できないものであつた。

今ここに具體例を以て示せば、中世にあつては、新田義貞に破れた足利尊氏兄弟が丹波・播磨を迂廻して兵庫に出た時、「摩耶の城に移つては」との赤松則村の進言をもかえりみず兵庫にとどまつたのは、戦意もざることながらここが交通の要衝であり、命令の交附・人員物資の動員運送など、高級戦術上甚だ有利な地點であつたが故とされてゐる。<sup>(8)</sup>

近世では、延寶六年四月「茶屋給仕女之數并衣服之事」に關する觸が發せられた。これによると從來の茶屋は一軒につき一人までとし、妻娘嫁は馳走に出してはならぬこと、これまで給仕女を置かなかつた店は、今後一切置いてはならぬことなどをのべている。<sup>(9)</sup> ところが安政六年十一月發せられた「兵庫津食盛付旅籠屋判形帳」には、

兵庫津之儀者船着ニ而、其上西國街道宿駅之儀ニ付、今般岡方之内年來旅籠屋とも住居いたし居候五ヶ町ニ限、食盛付旅籠屋御免ニ付被仰出、<sup>(10)</sup>（下略）

とあり、兵庫津の地理的な重要性を認知するに十分な内容をもつものであるといえよう。

#### (4) 淨財のこと

以上に加え、本山の財源として兵庫門中を論することは、最も當時の本山にしては現実的且切實な問題であつたと考えられるからである。すでに以前から本山の財源は逼迫していた。天保二年大坂門中から本山役者宛に「大師前御積立銀に關する證券」を差出している(知恩院文書)。それによれば、本山祠堂財が手薄につき、大坂門中七十九ヶ寺がその年から二十年賦で銀六拾貫目を上納する旨を記している。又、慶應年間から明治初期にかけ集中的にみられる「能分改格」にも、財政補助の目的があつた。それらのうち米作地帶に圍まれた近江の平僧寺を能分寺に昇格することにより、多少なりとも本山の增收を計つた傾向<sup>(1)</sup>が見受けられた。知恩院文書の中に、大師前御報謝金の延納・半減・免除を願う文書が慶應年間に多くみられる。これらを補う意味においても多方面にわたる堅實な經濟対策を考える必要があつた。

今日でもなお近畿地方における京阪神地方という存在が物語るようには、當時の先進地域としての兵庫を完全に手中に把握することは、その場のみならずその後の淨土宗發展の上にも、缺くべからざる絶對的必要條件であつたはずである。

#### 註

(1) 「柙部」<sup>(2)</sup>と「押部」<sup>(3)</sup>

『四十八卷傳』第三十六卷にみるこの文字を活字化すると、著者・編者により右の二様に分れる。たとえば『法然上人傳の成立史的研究』第三卷の寫眞部八八頁中段によると、必ずしも一方には斷言できない。吉

田東伍博士『大日本地名辭書』の六〇三十四頁には、神戸は上部・上邊・押部(甲部誤)・紺部・頭村と書かれたとある。押部という地名もあまり聞かない。筆者は、『望月佛教大辭典』(藤之寺)項・早田哲雄氏

『勅修法然上人御傳全講』一、一九一頁に順じて、「柙部」と読み「神戸」と解釋したい。

(2) 『西攝大觀』中卷三三頁。

(3) 『攝津名所圖會』下・『蓮門精舍舊詞』(續淨全)。

(4) 第三札

定

一切支丹宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ。若不審ナル者有レ之ハ其筋之役所へ可ニ申出。御褒美可レ被レ下事。

(5) 神戸とキリスト教進出については、『神戸市史』第一輯「本編各説」の七七八一頁による。

(6) 『西攝大觀』中卷四一頁。

(7) 『喜多文七郎日誌』(序言)。

(8) 高柳光壽博士『足利尊氏』(春秋社)一一四五頁。

(9) 『徳川禁令考』(遊女隱賣)項。

(10) 『神戸市史』第一輯「資料二」の八六九頁。

(11) 抽稿前掲要旨参照。

#### 六 む す び

北風家を大檀那とした藤之寺の二つの問題、すなわち西光寺廢寺と藤之寺をとりまく兵庫門中の問題は、本山の巧妙な對策によつて處理された。本坊と塔頭の葛藤から一山廢止へとまず第一步を踏み(明治元年)、有能且親本山派の新任院代有成和尚と協調して門中刷新への糺明を行い(明治二年)、本山との協力による刷新斷行と門中での藤

之寺の地位確立を計り（明治三年）、藤之寺住職任命と就任をみた（明治四年）。この四期に分けて見せた本山の手腕は、江戸幕府から明治新政府へと轉換したまさしくその過渡期にあつて、「名を棄てて實を

取つた」意味から高く評價され得るべきである。藤之寺が兵庫津にあつたことが、本山をして奔走させる結果になつた。

この一件ほぼ落着した明治三年十二月、本山は大坂一ヶ所にのみ達書を出している。

兵庫・大坂などの商工業都市においては、かなり仰々しい葬式が行なわれていたことを示している。兵庫の二の舞を大坂でされでは、との本山の伏線であろう。

（昭和四十七年二月二十七日脱稿）

も質儀ニ相戾、名聞を衒ふ様子候儀如何之事ニ候、已來右様之儀無之様、精々質素之取斗可有之候、此段申達候、以上、

十二月  
大坂四ヶ所  
役者

取締  
(書翰)

# 教學院研究所例會發表要旨

## 徹選擇集の教學的立場

後 藤 尚 孝

淨土宗第二祖鎮西聖光上人は宗祖滅後の複雑な情勢の中に、授法者の任務として法然教義の正義傳持のために著作活動による教學的努力を惜しみなく發揮されたのである。そこには祖述と顯彰との二面において理解され、特に結歸する所は稱名の一行為根底に立って、稱名勝行の意味をさらに分析し、解説しようとしたのである。その中徹選擇集は本選擇集をさらに述べし、宗祖滅後の疑難に答えたもので、内には門弟中の異義異説あり、特に稱名を輕視する風潮に對し、種々の教説を通して一代佛教との連關のもとに、對他的顯彰の面の主張が試みられたのである。これは新しい獨自の表現解釋のために、當時の學者から現代の學者に至るまで種々様々な見解が齊らされているのである。例えば、他派の學者から内容的に聖道的色彩多きものとして非難されるふもあり、また法然教義と異説するように見られる。或は三祖良忠上人になつて諸行往生義が明確に主張されたことが、二祖も含めて諸行往生義とされている。これは二祖の著作と言われる識知淨土論が諸行往生を主張していることから、徹選擇集とを結

びつけて諸行往生義としているのである。しかし、識知淨土論については三祖以後西師に至るまで何も觸れられず、私はこれを偽撰と見る。また徹選擇集中には諸行往生についてどこにも論じられてはいない。

宗内においても小西存祐先生の如く「三上人の研究」の中でこの兩書を姉妹篇と見ていられる場合もある。望月信亭先生は「略述淨土教理史」の中で門下の教義を詳細に解説されながら、徹選擇集について何も觸れられていない所を見るとあまり評價されなかつたようである。一方、黒田眞洞先生は決疑鈔より徹選擇集を重要視すべきことを「淨土宗十講」（明治34年）の中に述べている。このように種々の見解を有している。

かくして、この研究發表においては、祖述面と顯彰面との内容的検討を試みると共に、他派の學者と宗内の學者の見解とを解明しながら、徹選擇集が如何なる教學的立場にあるかを考究し、二祖の眞意を組み取ろうとするにあつたのである。

## 靈 驗 の 構 造

— 聖なるもののハイエロファニー —

鷦 見 定 信

今昔物語集、附本朝佛法部に現われた宗教思想は

「靈驗」という言葉によつて説明されていると考えられる。さらにこの前後にかかる說話集の多くに

「奇端」、「不思議」、「力」、「驗」等の言葉で「靈驗」が語られている。これらの事實によつても「靈

驗」と呼ばれる宗教現象が、我國の中世における宗教思想、とくに說話に見られる宗教思想を理解するためのひとつ的重要な歴史的概念と考えられる。この「靈驗」という歴史的概念が歴史的制約を超えた

通時的な「類概念」として、すなわち方法論的スキームとして、宗教研究一般に適用することが可能であるかどうか、言い換えれば、最近の宗教研究の方

法論においてこの概念がどのような意味を持つかという問題をルドルフ・オットー、デュルケーム、そしてその延長線上にあるM・エリアーデのハイエロファニーの概念で説明される「聖なるもの」とのかかわりにおいて見ていくこうとするものである。

資料としては今昔物語集卷一六から二つの説話を引用した。一つは火災にあつた觀音像が自からその難を遁れ、他は人の願いに應じてその難を救うといふそれぞれ觀音（聖なるもの）の力、佛法の不思議を現わす物語であるが、その結果、超越的存在から人間への效果が「靈驗」であり、それは又、衆生救濟への聖なるもののあらわれであると考えることができると結論した。

## 「善導大師の敬稱について」

金子寛哉

淨土宗の高祖と仰がれる善導大師には種々の敬稱が用いられている。しかし、今日最も一般的に使用される「大師」という敬稱は、中國の傳記關係資料中、根本的資料と言われるものの中にはどこにも見出されない。元來祖師の敬稱はその祖師の持つ人徳に對して付されるものであつて、善導の場合も例外ではないようだ。

善導に對する敬稱の仕方の變遷から各時代々に於ける善導觀の推移を知る手がかりを得ることも出來るのではないか。このような意味から主として善導の傳記關係資料を中心に、その用いられた敬稱を年代順に整理すると、山僧、禪師、導公、闍梨、親證三昧大德、律師、和尚等が見られ、大師とするのは源清の『顯要記』あたりからではないかと思う。日本に於ても法然上人の頃迄は大師の使用例が殆んどなく、和尚、禪師、若しくは無敬稱のものが多いため、大師の敬稱が一般的に使用されるようになつたのは三祖良忠上人の頃からのようであり、またこの頃から今家、宗家、光明大師、京師大師が行なわれ、後には唐終南悟眞光明善導大師淨業大和尚等と複合化されたものも見得るようになる。これ等は皆善導に對する敬仰の念より用いられたものであらう。各時代の善導觀推移の細かな分析はしばらく置き、ここで注目したいのは、資料の細かな検討に

より、生前の善導に直接會われ、その活躍の様子をその目で見た人々によつて用いられた敬稱が「禪師」であったと言う點である。今日では多く禪宗の高僧に對して用いられる禪師も、唐代初期の頃には必ずしもそうではないことは法然上人が『淨土初學抄』で『續高僧傳』の習禪篇に七家の不同あることを指摘することからも明らかである。『梁高僧傳』に於ける用語例より見れば禪師とは「禪定の實踐によつて證果を得た人」と言う意味で用いられているようである。善導當時に於ける禪師の概念については今後の課題である。

## 児童の宗教意識について

安井昭雄

この調査報告は總合研究「青少年の宗教意識」の一部を基にし、児童を中心に中・高校生及び幼兒を比較しながら「児童の宗教意識」を明確にさせようと試みたものである。まだ中間發表の段階であるので問題點も多い。

この調査期間は昭和四十六年一月で、一學區一校

の割合で都内公立小學校の内、協力していた五校に依頼し、五年生（男女共各々二五四名、計五〇八名）を調査対象とした。まずこの調査内容は第一部（價值意識）、第二部（宗教意識）、第三部（社會的背景）から構成されている。第一部は短文

## 「往生記の題號」について

前田孝雄

この研究例會では、阿川文正先生をリーダーとす  
る傳法研究會の本年度のテーマである「往生記」の  
(3)社會的對應の態度、(4)自己內省の態度、(5)生命觀

の問題）に對して、シユプランガードの人格の理論を背景にした六通りの意見（理論的、政治的、宗教的、經濟的、社會的、審美、快樂的）があり、被調査者にはそれらの意見に對し、全く賛成、やゝ賛成、わからぬ（どちらともいえない）、やゝ反對、全く反對の五通りの答の内、いずれか一つに丸印を、各々つけてもらつた。統計處理をして結果を見たところ、小學生では「社會的」が最も高く、「宗教的」は二番目に高い肯定度を示したが、女子においてはこの順位が逆になつている。第二部では十四の項目に亘り短文を用いて第一部と同様の考え方をしてもらい、統計處理をして結果を見たところ、自然で一般的で情緒的な宗教意識（例えば自然への畏敬、祖先崇拜など）には肯定度が高いが呪術的要素の強い宗教意識には否定度が高い。逆に教義を必然的に思想背景として必要とする宗教意識には否定度が高い。但しここでも女子の方が肯定的又は保留の態度を見せており、第三部では「家の宗教」では佛教が最も多いが、關心をもつ者は少ない。また「個人の信仰」も信じている者と關心を持つ者を加えて約 $\frac{1}{3}$ であり、男子は神道、佛教の方に、女子はキリスト教に信仰又は關心が高い。

研究課題の一つとしての題號を取り上げた。

「往生記」は五重傳法の初重として重きをなしていられるが、その題號が無題である爲に「無題記」と名付けられており、又「往生記」「難遂往生機」「往生不得記」等とも稱されている。この外に、「往生記」を指すものと言切れないが「往生機品」「念佛得失義」の名が見られる。

「往生記」と言う題は聖闇上人の「往生記投機鈔」に初めて見られるが、同師の「五重指南日錄」には「淨土宗安心相傳五重之内口傳指南」と内題があり初重の口傳の中に題號も含まれて明らかにされてはない。しかし聖闇上人の門下であり増上寺二世の西仰上人の「五重口傳鈔」には祕藏の書でありその内容を隠す爲に外題が無く、題の無いことを名として「無題記」と呼ぶとあり、同門の了曉上人の「初重指南日錄集」と共に、口傳では「往生得不得記」と習い收むと述べられている。

しかし、原本では題號が「往生記」とあるものは「浩譽聽鈔本」一本、「難遂往生機」とあるもの、「大舉慶竺本」「安譽虎角本」「西譽聖聰花押本」「明譽了智花押本」の四本、「難遂往生記」とあるもの、「皎譽要信本」「岩柳拜寫本」の二本、無題のものがあるは不明のもの「增上寺本」(明譽了智所持本)「義山本」「空蓮本」(題號未見)「淨教寺寫本」の四本であり、「難遂往生機」あるいは「難遂往生記」とあるもの六本、これが内題として考えられるもの三本と一本中九本にわたり「難遂往生機」が重視されている。これは何らかの必要から外題を付けなければならなくなり、内容を抑止門的立

場から「種々念佛往生機」を逆に力説する爲に「難遂往生機」と題したと考えられる。

## 道綽禪師の人間觀

佐藤 健

彼においては、すべての人間が所有するという佛性をいかに體験し、開發するかということこそ、實踐求道上、最も重要な問題として常に反省されなければならない。唯大願力爲増上緣の因果の中、出離の全體を投托するものであつて、自己は唯ればならなかつたものであろう。

佛性という内因と、諸佛教化という外縁を有しながら、それでもなおかつ無始已來三塗に沈淪して出離できないままに放置されている人間こそ、彼が現實に把握したところの人間觀であるといえる。

ここに從來の佛教の理論に矛盾を感じると同時に、

彼が聖道門を捨てて淨土門に歸入しなければならないかつた根本的な問題があつたものと考えられる。

無始已來人間のもつ「值佛宿善」と「輪廻無窮」は、彼がともに諸經論を用いて力説するものである。

聖道門の理論からすれば、佛性と值佛宿善という内外縁が和合すれば、すでに成佛は可能であつたにちがいないのである。それにもかかわらず、現に無始

りない現實の人間には、唯淨土一門以外に出離の道がないことを示し、諸佛も偏之にこれを勧めていることをもつて解決している。

彼にとつて、この聖道門の理論は、すくなくとも自己の出離に力を與えるものではなかつたといわなければならぬ。「唯大願力爲增上緣」の因果の中に、出離の全體を投托するものであつて、自己は唯常没常流轉の罪惡性よりほかないことを信機するものと理解できる。

従つて、宿善深厚という事實があるといつても、それが自己の積善として如來地に高まつていく段階として自負されるものではなく、むしろ無始已來の多佛の慈悲として慶嘆されるものであろう。しかもこの宿善の多大なことに氣がつけばつくほど、それだけの值佛宿善がありながら、なおかつ輪廻してとどまらない自責としての罪惡性を深めることになる。従つて罪惡流轉の自己と宿善深厚なる自己とは、少しも矛盾することなく罪惡流轉の自己が深く省察されればされるほど、反面宿善深厚の佛の慈悲が感取されるのである。

こういつた自己の「值佛宿善」と「輪廻無窮」に氣づくことが、淨土門における佛性の體験と開發にかかるものといえよう。

己來輪廻の事實に氣づいた時、聖道門の理論だけでは出離できないと、越え難い矛盾だけがのこり、問題となるのである。

彼はこの矛盾に對する解答を別に與えないで、聖淨二門の教法を出し、輪廻無窮にして、罪惡をわま

## 編集後記

○本誌が創刊されたのは昭和二十六年であるから、今年度で満二十年を迎えたことになる。この間糾餘曲折はあったが、刊行は大體順調に進んだといってよく、今回で第十八號目を上梓したことになる。

○淨土宗學人の研究が本誌を通して世に公表され、學界を裨益してきたことは同慶にたえないところである。本號にも大家、新人の雄篇力作が寄せられ、斯學の發展に貢獻している。本格的な學術雑誌としての生命が續くかどうかは、學人が枯渴しないか否かにかかる。新しい研究者が陸續と現われることを念願するや切である。

○編集方針として、教學院の助成研究が終了したものを中心に掲載することにしているが、本號には、教學院研究所の例會で發表して貰ったものから寄稿して頂いたのがある。また例會發表の要旨を附載した。御多忙中執筆して下さった各位に深く御禮申上げる。

(Y・I)

佛教文化研究

第18號

昭和47年3月23日 印刷

昭和47年3月30日 発行

編集者 淨土宗教學院研究所  
京都市東山區林下町淨土宗宗務廳内

印刷所 内外印刷株式會社  
京都市下京區七條西洞院南入

發行所 淨土宗教學院研究所

STUDIES IN BUDDHISM  
AND  
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 18. March 1972

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES  
THE PURE LAND SECT  
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)

*KYOTO, JAPAN*

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION  
(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

Number 17

---

CONTENTS

The Origin of Mārgā.....	Ryukai Maon	1
T'an-luan Jôdo-ôjô-ron-chû The epistemology in "Ôjô-ron-chû" by T'an-luan.	Keiryo Yamamoto	17
The synthetic research of "Ôjôki".....	Tetsugen Shibata	33
The Jôdo-sect's "Rokuji-raisan" in the early stage.	Taijun Sakaki	43
A Study of "Fujino-dera Temple" .....	Hideo Nod	a61